

平成29年度実績評価書

(評価対象期間: 平成29年4月～30年3月)

平成30年7月
金融庁

目 次

I 実績評価の実施に当たって

1.	金融庁における政策評価の取組み		2
2.	実績評価の実施に当たって（実績評価書の記載内容）		2
3.	政策評価に関する有識者会議メンバーによる意見		4
(参考資料 1) 金融庁における政策評価への取組み			6
(参考資料 2) 政策評価に関する有識者会議メンバー			14
(参考資料 3) 平成 29 年度の金融庁の取組み			15

II 各施策の評価結果

基本政策	施策目標	施策	ページ
I 金融システムの安定と金融仲介機能の発揮	1 金融システムの安定性の維持及び金融機関の健全性の確保	マクロプルーデンスの取組と効果的な金融モニタリングの実施	21
	2 金融システムの安定性確保のためのルール整備等及び預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実	健全な金融システムの確保のための制度・環境整備	31
	3 金融機関が金融仲介機能を十分に発揮すること	金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と金融モニタリングの実施	35
II 利用者の保護と利用者利便の向上	1 国民の安定的な資産形成を促進すること、及び、利用者が真に必要な金融サービスを受けられること	利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施	44
	2 金融サービスの利用者の保護が図られること	利用者の保護を確保するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施	51
III 市場の公正性・透明性と市場の活力の向上	1 市場監視機能の強化を通じて、我が国市場の公平性・透明性の確保及び投資者保護に資すること	金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化	64
	2 企業の情報開示、会計基準・会計監査の質が向上すること	企業の情報開示の質の向上のための制度・環境整備とモニタリングの実施	77
	3 市場の公正性・透明性、信頼性の高い魅力ある市場インフラの構築を確保しつつ、多様な資金調達手段等が提供されること	市場の機能強化、インフラの構築、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備	91

(横断的施策)

施策目標	施策	ページ
1 IT技術の進展等の環境変化の中で、金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境を確保すると共に、市場の信頼確保や利用者の適切な保護を図ること	IT技術の進展等の環境変化を踏まえた戦略的な対応	99
2 金融庁の業務継続体制の充実・強化を図るとともに、金融機関等における業務継続体制の実効性の向上を促すこと 東日本大震災及び平成28年熊本地震による被災者の生活・事業の再建を支援すること	業務継続体制の確立と災害への対応	108
3 国際的な金融規制に関する対応及び当局間のネットワーク・協力の強化により、グローバル化した金融システムの安定と発展を確保し、我が国経済の持続的な成長、世界経済の安定・発展に資すること。金融行政を円滑に遂行するための環境を確保すること 基本政策に横断的に関係する施策の実施により、金融行政の目標の実現を図ること	その他の横断的施策	114

(金融庁の行政運営・組織の改革)

施策目標	施策	ページ
金融庁のガバナンス改善等を通じた金融行政の質の向上と金融庁の総合政策機能の強化	金融庁のガバナンスの改善と総合政策機能の強化	124
金融を巡る環境の変化やそれに伴う優先課題の変化を踏まえ、金融行政の目標を達成するため、検査・監督のあり方を見直すこと	検査・監督の見直し	132
職員が真に「国民のため、国益のために働く」組織へと変革していく	金融行政を担う人材育成等	136

I 実績評価の実施に当たって

1. 金融庁における政策評価の取組み

金融庁においては、平成 14 年 4 月に施行された「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(以下「法」という。) の趣旨を踏まえ、政策評価の実施を通じて、

- ① 国民に対する金融行政の説明責任（アカウンタビリティ）を徹底すること
- ② 国民本位の効率的で質の高い金融行政を実現すること
- ③ 国民的視点に立った成果重視の金融行政を実現すること

を目指しています。

また、政策評価に関する基本計画や実施計画などを策定の上、政策評価に鋭意取り組んでおり（参考資料 1）、実績評価については、平成 13 年度以降、毎年度、実績評価書を作成・公表してきています。今回は、これに引き続き、平成 29 年度（平成 29 年 4 月～30 年 3 月）を対象とする実績評価を実施し、本評価書を公表するものです。

なお、こうした金融庁の政策評価の取組み状況については、インターネット等により公表しています。（<http://www.fsa.go.jp/seisaku/index.html>）

2. 実績評価の実施に当たって（実績評価書の記載内容）

実績評価書については、使いやすく分かりやすいものとしていくことに加えて、国民に対する説明責任を徹底するため、各行政機関間の統一性及び一覧性の確保を図ることから、金融庁においても、統一的な標準様式により、評価対象となる施策ごとに評価書を作成しました。

平成 29 年度における実績評価の実施に当たっては、これまでと同様、法において示されている施策や業務の必要性、効率性、有効性等の観点（注）から評価を行いました。

（注）「政策評価に関する基本方針」（平成 17 年 12 月 16 日閣議決定）

- 必要性の観点…施策効果からみて、対象とする施策に係る行政目的が、国民や社会のニーズ又はより上位の行政目的に照らして妥当性を有しているか。行政関与の在り方からみて当該施策を行政が担う必要があるか。
- 効率性の観点…施策効果と当該施策に基づく活動の費用等との関係が明らかか。
- 有効性の観点…得ようとする施策効果と当該施策に基づく活動により実際に得られている、又は得られると見込まれる施策効果との関係が明らかか。

なお、金融庁が実施する政策評価に関する基本計画は、

- I. 金融システムの安定と金融仲介機能の発揮
- II. 利用者の保護と利用者利便の向上
- III. 市場の公正性・透明性と市場の活力の向上

を「基本政策」として位置付け、「基本政策」を実現するための中長期的な「施策」を定めています。

平成 29 年度金融庁政策評価実施計画においては、当該計画に基づいて策定されており、各施策において達成すべき目標については、施策ごとに可能な限りアウトカム（行政活動の結果として国民生活や社会経済にもたらされた成果）の視点から評価できるように「達成目標」を設定し、この達成目標を実現するための取組みを「主な事務事業」として掲げることとしています。

また、実績評価の記載に当たっては、施策目標ごとに各施策の評価結果を記載した上で、施策ごとに、その効果等について可能な限り定量的かつ客観的な記述となるよう努めつつ、以下の項目について説明を行いました。

①施策名

平成 29 年度金融庁政策評価実施計画に定めた「施策」を記載しました。

②施策の概要

目標を達成するために実施した内容のほか、施策の必要性や趣旨などについて説明しました。

③達成すべき目標

平成 29 年度金融庁政策評価実施計画に定めた「達成目標」を記載しました。

④目標設定の考え方・根拠

当該施策の目標設定の考え方・根拠（当該施策に関する主な内閣の重要政策を含む）を説明しました。

⑤測定指標及び参考指標

設定した測定指標及び参考指標について、その進捗状況を説明しました。

⑥評価結果

○目標達成度合いの測定結果

平成 29 年度の想定基準（状況）に対する目標の単年度における達成度について、5 ページの「評価の判断基準」に基づき、S、A、B、C、D の 5 段階で評価を行い、その判断根拠について説明を行いました。

○施策の分析

評価結果の概要として、可能な限り取組みの成果（アウトカム）について分析し、法において示されている 3 つの観点（必要性、効率性、有効性）から評価するよう努めました。

○今後の課題・次期目標等への反映の方向性

当期の評価を踏まえた、今後の課題、次期の施策及び測定指標を説明しました。

⑦主な事務事業の取組内容・評価

当該施策の達成すべき目標を実現するための取組内容とその評価を説明しました。

⑧施策の予算額・執行額等

当該施策についての予算額及び執行額を説明しました。

⑨学識経験を有する者の知見の活用

各施策の評価に当たり、「政策評価に関する有識者会議」での意見を参考としました。

⑩政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

評価を行う過程において使用した資料等を記載しました。

⑪担当部局名及び政策評価実施時期

当該施策の担当部局及び評価の実施時期を記載しました。

3. 政策評価に関する有識者会議メンバーによる意見

有識者会議のメンバーの方々(参考資料2)から、平成30年6月22日の「政策評価に関する有識者会議」をはじめ様々な機会に多くのご意見をいただきました。

各施策の実績評価に関するご意見については、実績評価書を作成する上で参考とさせていただきました。

また、有識者会議のメンバーからのご意見の中には、今後の評価のあり方と合わせ、金融行政のあり方に関わるご意見をいただいており、今後の評価や金融行政に活かされるよう努めてまいります。

評価の判断基準

S : 目標を超過して達成した場合

A : 目標を達成した場合

B : 相当程度進展があった場合

C : 進展が大きくない場合

D : 目標に向かっていない場合

(参考資料 1) 金融庁における政策評価への取組み

	政府全体の動き	金融庁の動き
13年1月	<ul style="list-style-type: none"> ・中央省庁等改革に合わせて政策評価制度導入 ・「政策評価に関する標準的ガイドライン」策定（13年1月政策評価各府省連絡会議了承） 	
3月		<ul style="list-style-type: none"> ・「金融庁における政策評価の実施要領」策定（13年3月28日）
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・「行政機関が行う政策評価に関する法律」制定（13年法律第86号） 	
10月		<ul style="list-style-type: none"> ・「平成13事務年度の政策評価の運営方針」策定（13年10月31日）
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・「政策評価に関する基本方針」（13年12月閣議決定） 	
14年4月	<ul style="list-style-type: none"> ・「行政機関が行う政策評価に関する法律」施行（13年法律第86号） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「金融庁における政策評価に関する基本計画」策定（14年4月1日） ・「事後評価の実施計画」（計画期間 14年4月～6月末）策定（14年4月1日）
7月		<ul style="list-style-type: none"> ・「事後評価の実施計画」（計画期間 14年7月～15年6月末）策定（14年8月6日）
9月		<ul style="list-style-type: none"> ・「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正（14年9月13日）
11月		<ul style="list-style-type: none"> ・「第1回政策評価に関する有識者会議」開催（14年11月12日）
12月		<ul style="list-style-type: none"> ・政策評価（平成13年度実績評価）の実施、評価結果の公表（14年12月26日）
15年4月		<ul style="list-style-type: none"> ・「平成13年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（15年4月17日）
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・「政策評価結果の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（15年6月国会報告） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第2回政策評価に関する有識者会議」開催（15年6月12日）
7月		<ul style="list-style-type: none"> ・「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正（15年7月1日） ・「平成15年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間 15年7月～16年6月末）策定（15年7月1日）

	政府全体の動き	金融庁の動き
8月		<ul style="list-style-type: none"> ・「第3回政策評価に関する有識者会議」開催（15年8月5日） ・政策評価（平成14年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（15年8月29日）
16年4月		<ul style="list-style-type: none"> ・「第4回政策評価に関する有識者会議」開催（16年4月21日） ・「平成14年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（16年4月23日）
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（16年6月国会報告） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第5回政策評価に関する有識者会議」開催（16年6月18日）
7月		<ul style="list-style-type: none"> ・「平成16年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間16年7月～17年6月末）策定（16年7月7日） ・「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正（16年7月7日）
8月		<ul style="list-style-type: none"> ・「第6回政策評価に関する有識者会議」開催（16年8月5日） ・政策評価（平成15年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（16年8月31日）
17年4月		<ul style="list-style-type: none"> ・「平成15年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（17年4月27日）
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（17年6月国会報告） 	
7月		<ul style="list-style-type: none"> ・「第7回政策評価に関する有識者会議」開催（17年7月5日） ・「平成17年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間17年7月～18年6月末）策定（17年7月26日） ・「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正（17年7月26日）
8月		<ul style="list-style-type: none"> ・「第8回政策評価に関する有識者会議」開催（17年8月9日） ・政策評価（平成16年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（17年8月31日）

	政府全体の動き	金融庁の動き
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・「政策評価に関する基本方針の改定について」(17年12月閣議決定) ・「政策評価の実施に関するガイドライン」(17年12月政策評価各府省連絡会議了承) 	
18年4月		<ul style="list-style-type: none"> ・「平成16年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表(18年4月28日)
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」(18年6月国会報告) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第9回政策評価に関する有識者会議」開催(18年6月20日)
7月		<ul style="list-style-type: none"> ・「平成18年度金融庁政策評価実施計画」(計画期間18年7月～19年6月末)策定(18年7月10日) ・「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正(18年7月10日)
8月		<ul style="list-style-type: none"> ・「第10回政策評価に関する有識者会議」開催(18年8月3日) ・政策評価(平成17年度実績評価等)の実施、評価結果の公表(18年8月31日)
19年3月	<ul style="list-style-type: none"> ・「行政機関が行う政策評価に関する法律施行令」(13年政令第323号)の一部改正(規制の事前評価の義務付け) ・「政策評価に関する基本方針」の一部変更(19年3月閣議決定) 	
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」(19年6月国会報告) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第11回政策評価に関する有識者会議」開催(19年6月13日) ・「平成17年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表(19年6月14日)
7月		<ul style="list-style-type: none"> ・「平成19年度金融庁政策評価実施計画」(計画期間19年7月～20年6月末)策定(19年7月3日) ・「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正(19年7月3日)
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」策定(19年8月政策評価各府省連絡会議了承) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第12回政策評価に関する有識者会議」開催(19年8月2日) ・政策評価(平成18年度実績評価等)の実施、評価結果の公表(19年8月30日)

	政府全体の動き	金融庁の動き
20年6月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」(20年6月国会報告)	・「平成18年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表(20年6月10日) ・「第13回政策評価に関する有識者会議」開催(20年6月11日)
7月		・「金融庁における政策評価に関する基本計画」(計画期間20年7月~24年3月末)策定(20年7月3日) ・「平成20年度金融庁政策評価実施計画」(計画期間20年7月~21年6月末)策定(20年7月3日)
8月		・「第14回政策評価に関する有識者会議」開催(20年8月6日) ・政策評価(平成19年度実績評価等)の実施、評価結果の公表(20年8月29日)
21年2月		・「第15回政策評価に関する有識者会議」開催(21年2月26日)
3月		・「平成21年度金融庁政策評価実施計画」(計画期間21年4月~22年3月末)策定(21年3月31日)
5月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」(21年5月国会報告)	・「平成19年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表(21年5月22日)
8月		・「第16回政策評価に関する有識者会議」開催(21年8月5日) ・政策評価(平成20年度実績評価等)の実施、評価結果の公表(21年8月31日)
22年3月		・「第17回政策評価に関する有識者会議」開催(22年3月17日) ・「平成22年度金融庁政策評価実施計画」(計画期間22年4月~23年3月末)策定(22年3月31日) ・「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正(22年3月31日)

	政府全体の動き	金融庁の動き
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・「行政機関が行う政策評価に関する法律施行令」(13年政令第323号)の一部改正(22年5月閣議決定) ・「政策評価に関する基本方針」の一部変更(22年5月閣議決定) ・「政策評価の実施に関するガイドライン」の一部変更(22年5月政策評価各府省連絡会議了承) ・「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」策定(22年5月政策評価各府省連絡会議了承) ・「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」策定(22年5月政策評価各府省連絡会議了承) 	
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」(22年6月国会報告) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「平成20年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表(22年6月4日)
8月		<ul style="list-style-type: none"> ・「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正(22年8月24日) ・「第18回政策評価に関する有識者会議」開催(22年8月25日) ・政策評価(平成21年度実績評価等)の実施、評価結果の公表(22年8月31日) ・「平成22年度金融庁政策評価実施計画」一部改正(22年8月31日)
23年6月	<ul style="list-style-type: none"> ・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」(23年6月国会報告) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「平成21年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表(23年6月17日) ・「平成23年度金融庁政策評価実施計画」(計画期間23年4月～24年3月末)策定(23年6月24日) ・「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正(23年6月24日)
9月		<ul style="list-style-type: none"> ・「第19回政策評価に関する有識者会議」開催(23年9月27日) ・政策評価(平成22年度実績評価等)の実施、評価結果の公表(23年9月30日) ・「平成23年度金融庁政策評価実施計画」一部改正(23年9月30日)

	政府全体の動き	金融庁の動き
24年3月	<ul style="list-style-type: none"> ・「政策評価の実施に関するガイドライン」の一部変更（24年3月政策評価各府省連絡会議了承） ・「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」（24年3月政策評価各府省連絡会議了承） 	
5月		<ul style="list-style-type: none"> ・「第20回政策評価に関する有識者会議」開催（24年5月21日） ・「金融庁における政策評価に関する基本計画」（計画期間：24年4月～29年3月）策定（24年5月31日） ・「平成24年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間：24年4月～25年3月）策定（24年5月31日）
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（24年6月国会報告） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「平成22年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（24年6月8日）
8月		<ul style="list-style-type: none"> ・「第21回政策評価に関する有識者会議」開催（24年8月10日）
9月		<ul style="list-style-type: none"> ・政策評価（平成23年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（24年9月7日）
25年4月	<ul style="list-style-type: none"> ・「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」の一部変更（25年4月政策評価各府省連絡会議了承） 	
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（25年6月国会報告） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第22回政策評価に関する有識者会議」開催（25年6月7日） ・「平成23年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（25年6月21日） ・「平成25年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間：25年4月～26年3月末）策定（25年6月28日）
8月		<ul style="list-style-type: none"> ・政策評価（平成24年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（25年8月30日）
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」改正（25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承） 	
26年5月		<ul style="list-style-type: none"> ・「第23回政策評価に関する有識者会議」開催（26年5月30日）

	政府全体の動き	金融庁の動き
6月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」(26年6月国会報告)	・「平成24年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表(26年6月13日)
7月		・「平成26年度金融庁政策評価実施計画」(計画期間:26年4月~27年3月末)策定(26年7月1日公表)
8月		・政策評価(平成25年度実績評価等)の実施、評価結果の公表(26年8月29日)
27年3月	・「政策評価に関する基本方針」の一部変更(27年3月閣議決定)	
4月	・「政策評価の実施に関するガイドライン」の一部変更(27年4月政策評価各府省連絡会議了承)	
6月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」(27年6月国会報告)	・「平成25年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表(27年6月12日) ・「第24回政策評価に関する有識者会議」開催(27年6月29日)
8月		・政策評価(平成26年度実績評価等)の実施、評価結果の公表(27年8月31日公表) ・「平成27年度金融庁政策評価実施計画」(計画期間:27年4月~28年3月末)策定(27年8月31日公表)
28年5月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」(28年5月国会報告)	・「平成26年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表(28年5月20日)
6月		・「第25回政策評価に関する有識者会議」開催(28年6月8日)
8月		・「平成28年度金融庁政策評価実施計画」(計画期間:28年4月~29年3月末)策定(28年8月12日公表) ・政策評価(平成27年度実績評価等)の実施、評価結果の公表(28年8月31日公表)

29年6月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」(29年6月国会報告)	・「平成27年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表(29年6月23日) ・「第26回政策評価に関する有識者会議」開催(29年6月26日)
7月	・「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」の一部変更(29年7月政策評価各府省連絡会議了承)	
8月		・「金融庁における政策評価に関する基本計画」(計画期間:29年4月~33年3月末)策定(29年8月1日公表) ・政策評価(平成28年度実績評価等)の実施、評価結果の公表(29年8月31日公表)
12月		・「平成29年度金融庁政策評価実施計画」(計画期間:29年4月~30年3月末)策定(29年12月15日公表)
30年1月		・「政策評価に関する有識者会議」開催(30年1月31日)
5月		・「政策評価に関する有識者会議」開催(30年5月21日)
6月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」(30年6月国会報告)	・「平成28年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表(30年6月13日) ・「政策評価に関する有識者会議」開催(30年6月22日)
7月		・政策評価(平成29年度実績評価等)の実施、評価結果の公表(30年7月17日公表)

(参考資料2)

政策評価に関する有識者会議メンバー

平成30年6月22日現在

座長 吉野 直行	アジア開発銀行研究所所長、慶應義塾大学名誉教授
岩原 紳作	早稲田大学大学院法務研究科教授
岩間陽一郎	前 日本投資顧問業協会会长
翁 百合	(株)日本総合研究所理事長
多胡 秀人	一般社団法人 地域の魅力研究所代表理事
富山 和彦	(株)経営共創基盤 代表取締役 CEO

[計 6名]

(敬称略)

平成 29 年度の金融庁の取組み

1. 総 論

金融庁では、①金融システムの安定／金融仲介機能の発揮、②利用者保護／利用者利便、③市場の公正性・透明性／市場の活力のそれぞれの両立を通じて、企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生を増大させることを目標としている。

平成 29 年度も、この目標の実現に向けて、「金融庁の行政運営・組織の改革」、「金融システムの安定と金融仲介機能の発揮」、「国民の安定的な資産形成に資する金融・資本市場の整備」、「IT 技術の進展等への対応」等、各般の事務事業に精力的に取り組んだ。

多くの事務事業において、本年度の目標を果たしたが、中長期的な目標の実現に向けては、本年度の取組みを踏まえ、それぞれにさらに取り組むべき課題が明らかになっている。こうした政策評価によるPDCAサイクルを通じて、次年度以降の金融行政に取り込んでいく。

2. 金融庁の行政運営・組織の改革

上述した金融庁の目標が、単なる標語ではなく、職員が常にこれを意識して業務運営に携わるような行動基準としての定着を図っていくことを目指し、今年度も金融庁の行政運営・組織の改革に取り組んだ。

(1) 組織文化(カルチャー)の変革

- ✓ 金融庁職員に、「国民」・「国益」を基本とした行動を定着させるため、職員が持つべき心構え(金融庁職員のあり方)や、管理職以上の職階に求められる能力(コンピテンシー)を定め、人事評価や 360 度評価研修の評価項目にも反映させた。
- ✓ また、新たな行政課題への的確な対応を可能とするためのリーダーの育成、組織としての多様性と専門性の向上、ワークライフバランスの推進といった観点から、様々な人事政策上の課題について、府内外で幅広く意見を伺いながら、具体的な施策の検討を進めている。
- 組織文化(カルチャー)の変革は今年度より取組みを始めたところであり、また、職員が真に「国民、国益のために働く」組織への変革は一朝一夕に進むものではないことから、今後、諸施策を順次実施に移していくとともに、不斷に改善・見直しを行うことにより、変革を定着させていく。

(2) 金融庁のガバナンスの改革と総合政策機能の強化

- ✓ 外部からの意見や批判等が金融行政に継続的かつ的確に反映されるよう、開かれたガバナンスの更なる充実に向けて、例えば以下の取組みを行った。
 - ・ 政策評価有識者会議について、政策評価法に基づく政策評価だけでなく、金融行政上、重要な課題等について定期的な議論を行うよう運営を改めたほか、引き続き、各種有識者会議を活用。
 - ・ 業務改善とガバナンスに通暁した専門家による、金融機関及び金融庁職員等へのヒアリング等を通じた金融行政に対する外部評価を実施。

- ✓ さらに、本年夏の組織再編に向けて、全庁的な金融行政の戦略立案や総合調整を行う機能を強化する等の観点から、組織や業務の在り方について見直しを進めた。
- 上記の枠組みをはじめとするガバナンスの改革は、今般、体系立てた取組みとして着手したところ。ただし、改革は緒についたばかりであり、外部からの意見や批判等を的確に反映させ、金融行政の質の向上につなげていくサイクルを、次年度以降も、失速させることなく着実に定着させる取組みを進めるとともに、枠組みについても PDCA を回し不斷に見直しを行っていく。

(3) 検査・監督のあり方の見直し

- ✓ 金融機関の検査・監督のあり方については、これまで様々な見直しを行ってきたところ、その一つひとつの取組みの基本にある考え方と今後の方針とを整理するため、「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)(案)」を意見募集手続に付した。その際、英語版をもとに内外に意見を募集し英文でのコメントも多数受け付けると共に、海外当局との意見交換も行った。
- ✓ 意見募集期間中、直接、意見を聴取するため、全国で、全ての預金取扱金融機関、これらの監査法人及び財務局職員との対話会を実施し(のべ 60 回開催)、主な意見を公表した(30 年3月)。
- 個別の分野の「考え方と進め方」については、重要度の高いものから金融機関と丁寧に対話を重ねたうえで作成・公表していく。また、その時々の検査・監督上の重要な課題、着眼点等についても適時取りまとめ、公表していく。さらに、新しい検査・監督を定着させ、検査・監督の品質の向上を図るため、組織として品質管理する仕組みの強化や、検査・監督に携わる一人ひとりの職員の専門分野におけるスキル・知識の高度化、対話力の向上等に取り組んでいく。

3. 金融システムの安定と金融仲介機能の発揮

金融機関においては、低金利環境の長期化、人口減少及び高齢化の進展、IT 技術の進化等、構造的な環境変化に遅れずに適切な対応がとれるよう、質の高いガバナンスの構築が重要となっている。

こうした中、将来にわたって経営の健全性を維持しながら、地域で金融仲介機能を継続的に発揮し、付加価値の高いサービスを提供することで、安定した顧客基盤と収益を確保する「共通価値の創造」の重要性がより一層増している。そこで、今年度は、特に以下の取組みを行った。

(1) 地域金融機関における将来にわたる経営の健全性の確保

- ✓ 構造的な環境変化に対し、適切な対応が講じられていないことにより、将来的な健全性に深刻な課題を抱えている地域金融機関に対しては、検査を通じて経営課題を特定した上で、経営陣等と深度ある対話を行い、課題解決に向けた早急な対応を促した。

- 検査を実施した地域金融機関については、検査を通じて把握された経営課題の解決に向けた対応を継続的にフォローアップしていく。
- 他に将来的な健全性に深刻な課題を抱えている地域金融機関がないかモニタリングを行い、こうした先が確認された場合には、必要に応じ、検査も活用しながら、深度ある対話を通じて、課題解決に向けた対応を促進させる。
- 上記の方向性で現行の早期警戒制度の改善を図る。
- また、低金利が長期間継続しているが、現在の金利環境が変化した際に、金融システムにいかなる影響が生じるか等についても、分析・検証していく。

(2) 金融仲介機能の十分な発揮に向けた対応

- ✓ 地域金融機関には、地域企業の生産性向上等を後押しし、それを通じて、地域経済の活性化に貢献していく役割が期待される。こうした観点から、金融仲介の十分な発揮に向け「金融仲介機能のベンチマーク」等を活用した金融機関との深度ある対話や、各金融機関の金融仲介の取組状況を客観的に評価できる比較可能な共通の指標群(KPI)の策定に向けた検討、金融機関によるREVIC 及び日本人材支援機構の人材・ノウハウ支援の活用を促すこと等に取り組んだ。
- ✓ さらに、将来にわたって金融機関の健全性と金融仲介機能の発揮を両立させ、地域経済や地域の企業・住民の立場から最適な競争のあり方について「金融仲介の改善に向けた検討会議」で議論し、平成 30 年 4 月、報告書を公表した。
- これまで地域金融機関における金融仲介の発揮に向けた取組みは進められてきているが、その十分な発揮の実現は容易ではなく、引き続き、金融機関との対話等を通じて、金融仲介の組織的・継続的な取組みを促していく。

4. 国民の安定的な資産形成に資する金融・資本市場の整備

金融庁は、年金資産を含む家計の安定的な資産形成及び投資家と企業との対話による企業価値の持続的向上等を通じ、我が国全体の資金の流れを最適化させることを目指し、金融・資本市場の質の向上に取り組んでおり、今年度は、特に以下の取組みを行った。

(1) 国民の安定的な資産形成の推進と顧客本位の業務運営

- ✓ 金融機関の取組みの「見える化」を促進する観点から、「顧客本位の業務運営に関する原則」の採択事業者のリストを公表したほか、金融機関間で比較可能な共通 KPI の策定に向けて、金融機関の取組状況のモニタリングを行った。
- ✓ NISA制度の利便性向上を図るため、口座開設申込時に即日で買付けを可能とする税制改正を実現。また、投資を開始するきっかけを身近な場で得られるよう、金融庁が率先して職場つみたて NISA を導入(地方自治体や企業も導入するよう、働きかけを継続予定)したほか、個人ブロガー等との意見交換会など、新たなチャネルを通じた情報発信を進めた。
- ✓ 有識者ヒアリング等を通じた退職世代等を取り巻く状況の整理・分析も踏まえ、退職世代等に対する金融サービスのあり方を検討した。

- 営業現場まで顧客本位の業務運営が浸透しているかや、比較可能な共通 KPI の設定・公示状況をモニタリングし、引き続き顧客本位の業務運営の確立と定着を促す。
- つみたてNISAの普及・利用促進を図るため、地方自治体や企業に対して職場つみたてNISAの導入を促す取組み等を進めていく。

(2) ガバナンス改革の更なる推進と機関投資家の役割

- ✓ コーポレートガバナンス改革については、「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」の提言を踏まえ、果断な経営判断や企業年金のアセットオーナーとしての専門性向上等を盛り込んだコーポレートガバナンス・コードの改訂と、機関投資家と企業との対話で重点的に議論することが期待される事項をまとめた「投資家と企業の対話ガイドライン」の策定を、平成 30 年 6 月に行った。
- コーポレートガバナンス・コードの改訂及び「投資家と企業の対話ガイドライン」の策定を踏まえ、コーポレートガバナンス改革を巡る課題に係る状況をフォローアップしつつ、インベストメント・チェーンにおける各主体の機能発揮に向けた方策を検討していく。

5. IT 技術の進展等への対応

IT 技術の進展等の環境変化に対しては、今年度は、特に以下の取組みを行った。

(1) 業態別の法体系から機能別・横断的な法体系の見直しの検討

- ✓ IT 技術の進展等による金融システムを取り巻く環境の変化を踏まえ、金融審議会「金融制度スタディ・グループ」を設置し、同一の機能・リスクには同一のルールを適用する等の考え方の下、業態別の法体系から機能別・横断的な法体系への見直しの検討に着手しており、平成 30 年 6 月に中間整理として公表した。
- IT 技術の進展等に伴う、金融を取り巻く環境の変化に対応するため、制度面の課題について更なる検討を行っていく。

(2) フィンテックを我が国の経済・金融の発展につなげていくための方策

- ✓ 金融機関とフィンテック企業の連携や、フィンテック企業によるイノベーションを促す環境の整備を目指し、所要の政府令の整備を含めたオープン API の促進に向けた取組を進めた。これにより、平成 30 年 3 月現在、インターネットバンキングを提供している全銀行(130 行)がオープン API の導入を表明している。
- 金融機関による多様で利便性の高い金融サービスの提供を実現するため、金融機関と電子決済等代行業者の連携・協働が円滑に進むよう、引き続き必要な環境整備に取り組んでいく。

(3) サイバーセキュリティ

- ✓ 金融業界全体のサイバーセキュリティレベルの底上げを図るため、2回目となる金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習を実施したほか、サイバーセキュリティ対策の改善に進展が見られない金融機関に対しては、オンサイトでの確認を実施した。

- ✓ さらに、大手金融機関に対しては、脅威ベースのペネトレーションテストを慾望したほか、海外大手行とのギャップ分析を行い、結果をフィードバックすることで対策強化を促した。
- 過去2回の演習を通じて一定の知見が蓄積したことから、業務特性を反映した業態毎のシナリオとする等、より効果的な演習を実施するほか、実態把握を継続的に実施することや、改善に進展が見られない金融機関に対してはオンラインサイトも活用し的確に対応していく。加えて、大手金融機関に対しては海外大手行の先進的な取組みとのギャップを埋めるため、高度化を促していく。

(4) 仮想通貨（暗号資産）

- ✓ 仮想通貨交換業者については、平成 29 年 8 月に仮想通貨モニタリングチームを設置し、登録審査を行い、濃淡をつけたモニタリングを実施するとともに、利用者保護のため複数回にわたる注意喚起を実施した。また、顧客からの預かり資産が外部流出した事案を踏まえ、業者に対して立入検査等を実施した結果問題が判明した業者に対し、業務改善命令等を通じて態勢整備を促した。
- ✓ また、仮想通貨交換業等をめぐる諸問題について制度的な対応を検討するため、「仮想通貨交換業等に関する研究会」を設置し、平成 30 年 4 月より議論を開始した。
- 利用者保護等の観点から、仮想通貨（暗号資産）を取り巻く環境やビジネスの変化に応じた登録及びモニタリングを強化するとともに、「仮想通貨交換業等に関する研究会」において制度的な対応について幅広い観点から議論を行う等、仮想通貨交換業等をめぐる諸問題に適切に対応していく。

II 各施策の評価結果

平成 29 年度 実績評価書

金融庁 29(施策 I - 1)

施策名	マクロプルーデンスの取組と効果的な金融モニタリングの実施
施策の概要	<p>グローバルなマクロ経済・金融市場動向や金融機関を含む市場参加者の動向、資金の流れ等について精緻かつリアルタイムに把握し、金融システムの潜在的リスクをフォワードルッキングに分析するとともに、その分析結果を基にオン・オフ一体の効果的な金融モニタリング（監督・検査）を実施する。</p> <p>特に、我が国金融システムが、低金利環境の継続と金利上昇の両方向のリスクやIT技術の変化等を踏まえた競争環境の構造的な変化などに直面していることを踏まえ、金融機関の持続的なビジネスモデルの構築、経済・市場環境の変化への適切な対応、金融ビジネスの環境変化に対応したガバナンスの発揮、についてモニタリングを実施する。</p>
達成すべき目標	金融システムの安定性の維持及び金融機関の健全性の確保
目標設定の考え方・根拠	<p>企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生の増大のためには、金融システムの安定性の維持及び金融機関の健全性の確保が必要である。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融庁設置法 ・各業法の目的規定、各種監督指針 ・金融モニタリング有識者会議報告書（平成29年3月17日） ・「日本再興戦略」改訂2016（28年6月2日閣議決定） ・G20 サンクトペテルブルク・サミット首脳宣言（25年9月6日） ・G20 サミット首脳宣言・行動計画（20年11月15日） ・平成29事務年度 金融行政方針（29年11月10日）

測定指標			
指標① [主要]各業態の健全性指標			【達成】
基準値		実績	目標値
28年度	29年度		29年度
28年度 各業態の 比率 (別紙参照)	29年度 各業態の 比率		前年度水準を 維持
指標② [主要]金融行政方針に基づくマクロプルーデンスの取組			【達成】
29年度目標	金融システムの潜在的リスクをフォワードルッキングに分析		
29年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経済・金融市場や金融機関を含む市場参加者の動向等を適時に把握し、こうした動向等を踏まえた金融システムの将来的なリスクや脆弱性に関する調査・分析を行いました。 		
指標③ [主要]金融行政方針に基づく金融モニタリングの実施状況			【達成】
29年度目標	金融行政方針に基づく金融モニタリングの実施		

	29年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 「平成28事務年度 金融行政方針」及び「平成29事務年度 金融行政方針」(以下「金融行政方針」という。)に基づき、金融システムの健全性確保に向けたモニタリングを実施しました。また、28事務年度に実施した結果を29年10月に「平成28事務年度 金融レポート」において公表しました。 	
指標④	[主要]金融機関のリスク管理の高度化		【達成】
29年度目標	金融機関に対するヒアリング等を通じ、統合的なリスク管理態勢の把握・検証		
29年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関に対する適時のヒアリング等を通じ、リスク管理態勢の把握・検証を行い、金融機関との対話や業界団体との意見交換会等において当該リスク管理態勢の高度化を促進しました。 		
指標⑤	既承認金融機関に係る安定的なリスク管理の運用状況の把握及び承認希望金融機関に係る審査の実施		【達成】
29年度目標	既承認金融機関に係るフォローアップ及び承認希望金融機関に係る審査を実施		
29年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 既承認金融機関に係る、安定的なリスク管理の運用状況等についての確認を実施しました。また、高度なリスク計測手法については、5先に対する承認を行いました。 		
指標⑥	グローバルなシステム上重要な銀行等に対する適切な監督		【達成】
29年度目標	関係当局との情報共有・意見交換も行いつつ、経済・市場・競争環境の変化を踏まえたリスク管理・経営管理の高度化等に向けたモニタリングを実施		
29年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 海外業務が拡大し、世界経済・金融市場環境の変化から受ける影響が大きくなっていることを踏まえ、ストレステストの活用を含め、環境変化に対する機動的なリスク管理の実施を促しました。 外貨調達コストが上昇する中、より安定的な外貨調達の実現や外貨流動性管理の高度化を促しました。 低金利環境下で拡大したハイブリッドファイナンスや不動産業向け貸出等について、規律ある審査や期中管理を促しました。 3メガバンクグループ、野村グループや大手損保グループについては、グローバルベースでのモニタリングの実効性を高める観点から、監督力レッジ会合を開催した他、必要に応じて各国当局と個別にも対話を行いました。 		
指標⑦	国内で活動する金融機関のリスク管理及びリスクテイク戦略の高度化		【達成】
29年度目標	金融機関との対話を通じ、リスク管理及びリスクテイク戦略の把握・検証を実施		
29年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 地域金融機関に対して、検査を含むモニタリングを行う中で、有価証券運用態勢等の、地域金融機関が抱える諸課題の解決に向けた取組について対話を行い、経営管理・リスク管理態勢の高度化を促しました。 		
指標⑧	大手証券会社グループに対する適切な監督		【達成】

29年度目標	ヒアリング等を通じ、グループ全体としての経営管理・リスク管理等の向上に向けたモニタリングを実施
29年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 大手証券会社グループについて、商品別、国別、取引先別といった複眼的な断面から、リスクの増減・集中度等について、連結ベースの計数を用いたモニタリング・分析を継続的に行い、グループ全体の経営管理・リスク管理等の向上を促しました。また、収益や健全性が市場・景気動向の影響を受けやすい証券会社の特性を踏まえ、ビジネスモデルの持続可能性やそれを支えるガバナンスについて、課題の検討と向上に向けた対話をを行い、改善を促しました。
指標⑨ 大規模な保険会社及び保険会社グループに対する適切な監督	【達成】
29年度目標	ヒアリング等を通じ、グループ全体としての経営実態・リスク管理態勢の把握・検証を実施
29年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 大規模な保険会社及び保険会社グループについては、グループ全体としての経営実態・リスク管理態勢の把握・検証を行いました。

評価結果	
A（目標達成）	
目標達成度合いの測定結果	<p>【判断根拠】 金融システムの安定性を維持するため、金融システムの潜在的リスクをフォワードルッキングに分析（測定指標②）しました。</p> <p>また、各業態の健全性指標の目標値を達成（測定指標①）したほか、金融機関の健全性を確保するための重要な取組として、金融行政方針に基づく金融モニタリングの実施（測定指標③）や、金融機関に対する定期及び随時のヒアリング等を通じ、統合的なリスク管理態勢等の把握・検証を実施（測定指標④）するなど、全ての測定指標で目標を達成することができたことから、「A」としました。</p>
施策の分析	<p>【必要性】 金融機関を取り巻くリスクが多様化・複雑化するなか、そのリスクの特性や変化をきめ細かく、かつフォワードルッキングに把握・分析する必要性は高まっています。また、金融行政方針に基づく金融モニタリングの実施（測定指標③）等の取組を通じて、金融機関の健全性の確保を図ることは、信用秩序の維持につながるとともに国民経済の健全な発展の基礎となることから、必要不可欠であると考えています。</p> <p>【効率性】 金融市場の変化等について、日々情報収集を行うと共に、トレンドの変化等について、海外当局者や市場関係者等の見方を調査・分析することを通じて、効率的に金融システムのリスクの把握を行うことができました。また、モニタリング担当部局が緊密に連携し、オン・オフ一体のリスクベースによるモニタリングを実施することで、より効果的・効率的にモニタリングに取り組めたものと考えています。</p>

	<p>【有効性】 金融行政方針に基づくマクロプルーデンスの取組（測定指標②）により、集積した情報及び分析結果について、庁内に幅広く情報共有を実施致しました。こうした情報、分析を利用した、金融行政方針に基づく金融モニタリングの実施（測定指標③）等により、金融機関の抱えるリスクやその管理態勢、財務の健全性等についての実態把握・検証、それに基づく金融機関との対話を行いました。この結果、金融機関のリスク管理の高度化が促され、健全かつ適切な業務運営の確保（測定指標①）に資することができたと考えています。</p>
	<p>【今後の課題】 実施計画において掲げた測定指標の目標は達成となっていますが、グローバルな経済・市場環境は刻一刻と変化し、そこから新たにリスクが生まれることを踏まえ、今後も情報収集・分析の高度化等を通じて、引き続き金融システムの安定性の維持に向けた取組を進めていく必要があります。</p> <p>また、金融機関の健全性を確保・維持するため、引き続き金融行政方針に基づく金融モニタリングの実施や関連告示等の整備などを行っていく必要があります。</p>
<p>今後の課題・次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【施 策】 金融システムにおける潜在的なリスクについてフォワードルッキングに調査・分析を行い、金融システムの安定性の維持に向けた取組を引き続き進めてまいります。</p> <p>また、今後とも金融機関の健全性が維持されるよう注視する必要があります。</p> <p>【測定指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 金融機関の健全性の維持を図るため、経済・金融情勢を勘案した効果的・効率的なモニタリングを行っていきます。 ② 金融システムにおける潜在的なリスクについてフォワードルッキングに調査・分析を行っていきます。 ③ 金融システムの健全性の維持を図るため、引き続き、金融行政方針に基づく金融モニタリングを実施していきます。 ④ 金融機関と深度ある双方向の議論を継続することにより、金融機関のリスク管理の更なる高度化を促進していきます。 ⑤ リスク計測手法の承認を希望する金融機関に係る審査及び既承認金融機関に係る安定的なリスク管理の運用状況の把握を実施していきます。 ⑥ 監督カレッジ会合等での情報共有・議論を通じ、グローバルに活動している金融機関の適切な監督を行っていきます。

	<p>⑦ 金融機関と深度ある双方向の議論を継続することにより、金融機関のリスク管理の更なる高度化を促進していきます。</p> <p>⑧ 大手証券会社グループについて、引き続き、グループ全体の経営実態の適時・的確な把握に努める必要があることから、大手証券会社グループに対する連結ベースの財務健全性基準に基づいた、より適切な監督を行っていきます。</p> <p>⑨ 大規模な保険会社及び保険会社グループについて、監督カレッジの開催などを含め、引き続き、グループ全体としての経営実態・リスク管理態勢等の適時・的確な把握に努めます。</p>
--	--

主な事務事業の取組内容・評価	
① マクロプルーデンスの取組	<ul style="list-style-type: none"> 長期金利の上昇等の金融市場の変化等について、日々情報収集を行うと共に、トレンドの変化等について、海外当局者や市場関係者等の見方を調査・分析し、庁内に幅広く情報共有を実施致しました。これらを銀行のモニタリングに活用すると共に、モニタリング状況のフィードバックを受け、金融市場の調査・分析に反映させるよう努めました。
② 効果的な金融モニタリング（監督・検査）の実施	<ul style="list-style-type: none"> 金融行政方針に基づき、上記マクロプルーデンスの取組を踏まえ、経営管理・リスク管理態勢について金融機関との対話を実施しました。また、金融システムの健全性を確保するため、モニタリング担当部局（検査局、監督局等）が緊密に連携し、オン・オフ一体のリスクベースによる効果的・効率的なモニタリングを実施しました。さらに、金融モニタリングの結果については、金融機関の自主的な経営改善に資するよう、情報提供（フィードバック）等の充実に取り組みました。 金融行政上の重要課題について、国際的なベストプラクティスも踏まえながら検証手法の充実に取り組みました。 特に、我が国金融システムが低金利環境の継続と金利上昇の両方向のリスクや、IT技術の変化等を踏まえた競争環境の構造的な変化などに直面していることを踏まえ、金融機関の持続的なビジネスモデルの構築、経済・市場環境の変化への適切な対応、金融ビジネスの環境変化に対応したガバナンス、についてモニタリングを実施しました。 自己資本比率規制については、引き続き、当局の承認を要する高度なリスク計測手法を既に採用している金融機関の安定的なリスク管理の運用状況の把握に努めるとともに、当局の承認を要する手法の採用を希望する金融機関についても、その準備状況の把握に努め、承認申請に対し適切な審査を行いました。 グローバルに活動する金融機関については、海外業務が拡大し、世界経

済・金融市場環境の変化から受ける影響が大きくなっていることを踏まえ、ストレステストの活用を含めた環境変化に対する機動的なリスク管理、集中リスク管理の高度化、より安定的な外貨調達の実現や外貨流動性管理の高度化、低金利環境下で拡大した貸出等に関する規律ある審査や期中管理についてモニタリングを実施しました。

- ・加えて、3メガバンクグループに対しては、経済や市場の変動に対する耐性を高め、ストレス時においても十分な金融仲介機能を発揮できるよう政策保有株式の縮減に向けた迅速な対応を求めました。
- ・また、金融ビジネスの環境変化に対応したガバナンスの発揮を促すため、資本効率を重視した業務の選択と集中を適切に実行できるガバナンスの構築、持株会社の適切な関与の下での顧客本位の業務運営の観点からの態勢整備、IT技術の進化やイノベーションの進展を見据えた大胆かつタイミングリーな対応、グローバルな業務展開や業務の専門化・高度化が進む中での情報収集・分析能力の強化や組織改革と人材確保について、モニタリングを実施しました。
- ・併せて、グローバルベースでのモニタリングの実効性を高める観点から、3メガバンクグループ、野村グループ、大規模な保険会社及び保険会社グループについて、関係監督当局が参加する監督カレッジ会合を開催した他、必要に応じて各国当局と個別にも対話を行いました。
- ・地域金融機関は、低金利環境の継続と金利上昇といった両方向のリスクを抱えていることを踏まえ、予期せぬ経済・市場環境の変化に対しても、その健全性を維持できるよう、有価証券運用態勢等の、地域金融機関が抱える諸課題の解決に向けた取組について対話をを行い、経営管理・リスク管理態勢の高度化を促しました。
- ・大手証券会社グループについて、経済・市場のストレス時においても十分な金融仲介機能を発揮できるよう健全性が確保されているか、との観点から、経営管理・リスク管理等の向上や財務基盤の更なる強化を促しました。
- ・オン・オフ一体的なモニタリング態勢の下、保険会社を取り巻く内外の環境変化や各保険会社の規模やビジネスモデルの多様性を踏まえ、各保険会社のリスクプロファイルに応じたモニタリングを実施しました。特に、大規模な保険会社及び保険会社グループについては、グループ全体としての経営実態・リスク管理態勢の把握・検証を行いました。
- ・我が国で活動する外国金融機関について、日本拠点のビジネス動向等について情報を収集・分析するとともに、本国が日本拠点の業務の実態を把握・認識しているか、クロスボーダーの業務展開に見合った法令等遵守態勢等を整備・強化しているかを確認しました。加えて、国内での資産の保有状況やグループ内で回金状況につき引き続き状況をモニタリン

グしました。

- ・ゆうちょ銀行・かんぽ生命保険について、貯金から投資信託へのシフト等による資産規模のコントロールや、資産運用の多様化及びそれに応じたリスク管理の高度化等、低金利環境下での安定的な収益確保の取組の進捗状況について確認しました。
- ・FX 業者について、ストレステストの継続的な実施等を通じて為替リスク管理の強化を促しました。
- ・適格機関投資家等特例業務届出者について、問題のある業者に対しては、必要に応じて監督上の対応を行いました。
- ・第二種金融商品取引業者および投資助言・代理業者について、顧客に対する広告・勧誘及びファンド運営の実態に関する情報分析・検証を進め、リスクベースでのモニタリングを行いました。
- ・信用格付業者について、内部管理状況等を把握するとともに、海外当局との連携を通じてより深度あるモニタリングを実施しました。
- ・外部専門家の積極的な登用に取り組みました。また、登用した外部専門家や外部有識者の活用などを通じて専門人材の育成等に計画的・機動的に取り組みました。これらの取組を通じて、専門的知見の組織的な蓄積・拡充に効果があったと考えています。
- ・金融機関のリスク情報、収集情報やビジネスモデル関係の情報など、新しいモニタリングに必要な情報の収集と分析のためのインフラ・体制の強化に取り組みました。

施策の 予算額・執行額等	区分		27年度	28年度	29年度	30年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算	329	314	302	336
		補正予算	▲79	▲95	▲57	—
		繰 越 等	—	—		
		合 計	250	219		
	執行額 (百万円)		135	132		

学識経験を有する者 の知見の活用	政策評価に関する有識者会議（30年6月22日）
---------------------	-------------------------

政策評価を行う過程 において使用した 資料その他の情報	【測定指標②】 •「平成28事務年度 金融レポートについて」（金融庁 29年10月25日公表）
-----------------------------------	---

担当部局名	総務企画局 マクロ分析室、グローバルブルーデンス室、地域金融ブルーデンス室、 監督局 総務課、総務課監督調査室、総務課、総務課健全性基準室、総務課 協同組織金融室、総務課郵便貯金・保険監督参事官室、銀行第一課、 銀行第二課、保険課、証券課 検査局 総務課
-------	--

政策評価実施時期	平成 30 年 6 月
----------	-------------

指標①[主要] 各業態の健全性指標（自己資本比率、不良債権比率等）

【資料1－1】総自己資本比率等^{※1}（国際統一基準行）

		29/3期	30/3期
主要行等	総自己資本比率	16.2%	17.6%
	T i e r 1 比率	13.5%	15.1%
	普通株式等 T i e r 1 比率	11.7%	12.9%
地域銀行	総自己資本比率	13.9%	14.0%
	T i e r 1 比率	13.3%	13.6%
	普通株式等 T i e r 1 比率	13.3%	13.6%

（出所）金融庁総務企画局グローバルブルーデンス室、監督局銀行第二課調

【資料1－2】自己資本比率^{※1}（国内基準行）

	29/3期	30/3期
主要行等	11.8%	11.2%
地域銀行	9.8%	9.7%
信用金庫	12.8%	12.5%
信用組合	11.8%	11.6%

（出所）金融庁総務企画局グローバルブルーデンス室、監督局銀行第二課、
総務課協同組織金融室調

【資料1－3】自己資本規制比率（証券会社^{※2}）

	29/3期	30/3期
証券会社	392.0%	360.1%

（出所）金融庁監督局証券課調

【資料1－4】単体ソルベンシー・マージン比率^{※3}（生命保険会社、損害保険会社）

	29/3期	30/3期
生命保険会社	964.8%	967.5%
損害保険会社	742.3%	760.0%

（出所）金融庁監督局保険課調

※1 国際統一基準行は25年3月期よりバーゼル3の適用を開始（段階実施ベース）
国際統一基準行は、主要行等が4グループ、地域銀行が10行、国内基準行は、主要行等が3グループ、
地域銀行が96行

※2 有価証券関連業を行う第一種金融商品取引業者

※3 24年3月期からマージン算入の厳格化並びにリスク計測の厳格化及び精緻化などを内容とした新基
準を導入

【資料2】不良債権比率（＝金融再生法開示債権÷総貸付額）

	29/3期	30/3期
主要行等	0.8%	0.6%
地域銀行	1.9%	1.7%
信用金庫	4.3%	4.0%
信用組合	4.6%	3.9%

(出所) 金融庁総務企画局グローバルプレーデンス室、監督局銀行第二課、総務課協同組織金融室調

平成 29 年度 実績評価書

金融庁 29(施策 I -2)

施策名	健全な金融システムの確保のための制度・環境整備
施策の概要	金融システムの安定性を確保するため、国際合意を踏まえた金融システムの安定確保のためのルール整備等や、預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実を図ることとしている。
達成すべき目標	金融システムの安定性確保のためのルール整備等及び預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実
目標設定の考え方・根拠	<p>金融システムは、資金仲介・リスク仲介機能や決済機能を担い、経済活動の基盤をなすことから、国民生活と経済活動の健全かつ円滑な発展のためには、金融システムの安定性が確保される必要であり、そのためのルール整備等を行う。</p> <p>【根拠】</p> <p>預金保険法第1条、ペイオフ解禁の実施にあたっての所感（平成17年4月1日大臣発言）、自己資本比率告示、主要行等向けの総合的な監督指針 等</p>

測定指標	
指標① [主要]国際合意を踏まえた国内制度の整備	【 達成 】
29 年度目標	関連告示等の整備、I A I S（保険監督者国際機構）で検討されている I C S（国際資本基準）の進展を視野に入れた対応の検討
29 年度実績	<ul style="list-style-type: none"> バーゼル 3 等の金融システム安定等を目的とした国際的な金融規制見直しの議論の進捗を踏まえ、開示規制、銀行勘定の金利リスク、流動性カバレッジ比率規制、デリバティブに係るカウンターパーティ信用リスクの計測手法の見直し等に係る告示及び監督指針の改正等を実施しました。 I A I S（保険監督者国際機構）で検討されている I C S（国際資本基準）の進展を視野に入れて、保険会社に係る資産・負債の経済価値ベースによる評価・監督手法について検討しました。
指標② [主要]必要な措置等の適切な実施による金融システムの混乱の回避	【 達成 】
29 年度目標	金融システム混乱の回避
29 年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 期中において預金保険法に基づく金融危機対応等を実施すべき事態は生じておらず、金融システムの安定性が確保されました。
指標③ 名寄せデータの精度	【 達成 】
29 年度目標	預金保険機構との連携による名寄せデータ整備状況の検証
29 年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 預金保険機構の行った検査結果に基づき、名寄せデータの整備状況の確認を行った結果、名寄せデータの精度の維持・向上が図られました。

参考指標	
指標① 各業態の健全性指標<自己資本比率、不良債権比率等>	
29年度 実績	(施策 I - 1 を参照)

評価結果	
目標達成度合い の測定結果	B (相当程度進展あり) 【判断根拠】 国際的な議論を踏まえ、関連告示及び監督指針の改正等を実施（測定指標①）したほか、名寄せデータの精度の維持・向上を図る（測定指標③）など、全ての測定指標で目標を達成することができました。 しかしながら、施策の目標と照らし合わせてみると、国際合意を踏まえたバーゼルⅢの最終化に伴う関連告示等の整備、IASで検討されているICSの進展を視野に入れた保険会社に係る資産・負債の経済価値ベースによる評価・監督手法についての検討等、引き続き取り組むべき課題があることから「B」としました。
施策の分析	【必要性】 先般の国際的な金融危機の経験を踏まえ、市場等を通じて伝播するような危機に対応するため、国際的な基準に合わせて規制の見直しを行うこと（測定指標①）等は、金融システムの安定に資するものと考えています。 【効率性】 関係機関と連携した取組により、金融システムの安定を確保するための制度環境の整備を効率的に進めることができたものと考えています。 【有効性】 国際的な基準に合わせた規制の見直し（測定指標①）等の取組により、金融システムの安定の確保のための制度・態勢整備は進展しているものと考えています。
今後の課題・ 次期目標等への 反映の方向性	【今後の課題】 金融システムの安定性を確保するため、引き続き国際的な議論も踏まえた関連告示等の整備や、名寄せデータの精度の維持・向上を図っていく必要があります。 【施 策】 金融システムの安定性は維持されているものと考えられますが、国民生活と経済活動の健全かつ円滑な発展のため、今後とも金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備を進めていく必要があります。 【測定指標】 ① FSB及びバーゼル銀行監督委員会における追加的な規制の見直しを踏まえ、継続的にルール整備を実施していくきます。 また、保険会社に係る資産・負債の経済価値ベースによる評価・監督手法については、IASにおけるICSの議論に参加するとともに、当該議論も踏まえ、引き続き検討していきます。 ② 引き続き、金融システムの安定性を確保するため、必

	<p>要な措置等を実施し、金融危機の未然防止に努めます。</p> <p>③ 預金保険機構と連携しつつ、名寄せデータの精度の維持・更なる向上に取り組みます。</p>
--	---

主な事務事業の取組内容・評価																																																																																																																																													
(1) 国際合意を踏まえた金融機関の健全性確保のためのルール整備等																																																																																																																																													
<ul style="list-style-type: none"> バーゼル3等の金融システム安定等を目的とした国際的な金融規制見直しの議論の進捗を踏まえ、開示規制、銀行勘定の金利リスク、流動性カバレッジ比率規制、デリバティブに係るカウンターパーティ信用リスクの計測手法の見直し等に係る告示及び監督指針の改正等を実施しました。 保険会社に係る資産・負債の経済価値ベースによる評価・監督手法について、ICSに相当する規制を導入した場合の課題を踏まえつつ、IASの議論に参加し、この議論の進展を視野に入れた対応を検討しました。 外国為替取引における決済リスク削減のために、本邦外国為替市場関係者等をメンバーとしたラウンドテーブルを開催して、その報告書を公表し、同時決済の促進に努めました。 																																																																																																																																													
(2) 円滑な破綻処理のための態勢整備																																																																																																																																													
<p>ア. 破綻処理のための態勢整備の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 29年度においては、関係機関と連携の下、破綻処理の円滑化・迅速化に資するための各種協議を行いました。 <p>イ. 名寄せデータの精度の維持・向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 名寄せデータの精度の維持・向上等の観点から、預金保険機構の行った検査結果に基づき、名寄せデータの整備状況の確認を行いました。 																																																																																																																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年 度</th> <th colspan="4">本庁実施</th> <th colspan="4">財務局実施</th> <th colspan="4">預金保険機構実施</th> <th colspan="4">計</th> <th rowspan="2">合 計</th> </tr> <tr> <th>銀 行</th> <th>信 用 金 庫</th> <th>信 用 組 合</th> <th>労 働 金 庫</th> <th>銀 行</th> <th>信 用 金 庫</th> <th>信 用 組 合</th> <th>労 働 金 庫</th> <th>銀 行</th> <th>信 用 金 庫</th> <th>信 用 組 合</th> <th>労 働 金 庫</th> <th>銀 行</th> <th>信 用 金 庫</th> <th>信 用 組 合</th> <th>労 働 金 庫</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25</td><td>4</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>2</td><td>21</td><td>19</td><td>2</td><td>21</td><td>20</td><td>10</td><td>0</td><td>27</td><td>41</td><td>29</td><td>2</td><td>99</td></tr> <tr> <td>26</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>6</td><td>1</td><td>0</td><td>24</td><td>17</td><td>1</td><td>0</td><td>24</td><td>23</td><td>2</td><td>0</td><td>49</td></tr> <tr> <td>27</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td><td>21</td><td>21</td><td>4</td><td>2</td><td>21</td><td>21</td><td>5</td><td>2</td><td>49</td></tr> <tr> <td>28</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>20</td><td>8</td><td>3</td><td>0</td><td>20</td><td>8</td><td>3</td><td>0</td><td>31</td></tr> <tr> <td>29</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>14</td><td>13</td><td>5</td><td>1</td><td>14</td><td>13</td><td>5</td><td>1</td><td>33</td></tr> </tbody> </table>																		年 度	本庁実施				財務局実施				預金保険機構実施				計				合 計	銀 行	信 用 金 庫	信 用 組 合	労 働 金 庫	25	4	0	0	0	2	21	19	2	21	20	10	0	27	41	29	2	99	26	0	0	0	0	0	6	1	0	24	17	1	0	24	23	2	0	49	27	0	0	0	0	0	0	1	0	21	21	4	2	21	21	5	2	49	28	0	0	0	0	0	0	0	0	20	8	3	0	20	8	3	0	31	29	0	0	0	0	0	0	0	0	14	13	5	1	14	13	5	1	33												
年 度	本庁実施				財務局実施				預金保険機構実施				計				合 計																																																																																																																												
	銀 行	信 用 金 庫	信 用 組 合	労 働 金 庫	銀 行	信 用 金 庫	信 用 組 合	労 働 金 庫	銀 行	信 用 金 庫	信 用 組 合	労 働 金 庫	銀 行	信 用 金 庫	信 用 組 合	労 働 金 庫																																																																																																																													
25	4	0	0	0	2	21	19	2	21	20	10	0	27	41	29	2	99																																																																																																																												
26	0	0	0	0	0	6	1	0	24	17	1	0	24	23	2	0	49																																																																																																																												
27	0	0	0	0	0	0	1	0	21	21	4	2	21	21	5	2	49																																																																																																																												
28	0	0	0	0	0	0	0	0	20	8	3	0	20	8	3	0	31																																																																																																																												
29	0	0	0	0	0	0	0	0	14	13	5	1	14	13	5	1	33																																																																																																																												
(出所) 検査局調																																																																																																																																													
(注1) 信用金庫には信金中央金庫、信用組合には全国信用協同組合連合会、労																																																																																																																																													

勵金庫には労働金庫連合会を含む。

(注2) 実施件数は検査着手ベース。

施策の 予算額・執行額等	区分		27年度	28年度	29年度	30年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算	42	10	10	10
		補正予算	—	—	—	—
		繰 越 等	—	—		
		合 計	42	10		
	執行額 (百万円)		—	—		

学識経験を有する者 の知見の活用	政策評価に関する有識者会議（30年6月22日）
---------------------	-------------------------

政策評価を行う過程 において使用した 資料その他の情報	<p>【測定指標①】</p> <ul style="list-style-type: none">「自己資本比率規制（第3の柱）に関する告示等の一部改正（案）及び金利リスクのモニタリング手法等の見直しに係る改正（案）等に対するパブリックコメントの結果等について」（金融庁 29年12月11日公表）「流動性カバレッジ比率規制（第1の柱）に関する告示の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について」（金融庁 30年3月7日公表）「自己資本比率規制及び流動性規制（第3の柱）並びに報酬に関する告示等の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について」（金融庁 30年3月14日公表）「自己資本比率規制（第1の柱・第3の柱）に関する告示の一部改正（案）等のパブリックコメントの結果等について」（金融庁 30年3月23日公表）
-----------------------------------	---

担当部局名	監督局 総務課監督調査室、総務課健全性基準室、総務課信用機構対応室、総務課協同組織金融室、総務課郵便貯金・保険監督参事官室、銀行第一課、銀行第二課、保険課 検査局 総務課
-------	--

政策評価実施時期	平成30年6月
----------	---------

平成 29 年度 実績評価書

金融庁 29(施策 I -3)

施策名	金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と金融モニタリングの実施
施策の概要	<p>金融機関による金融仲介機能の十分な発揮に向け、顧客本位の良質なサービスの提供ができるよう必要となる制度・環境整備の構築を図るとともに、効率的・効果的な金融モニタリングを実施し、金融機関による持続可能なビジネスモデルの構築を促す。</p>
達成すべき目標	金融機関が金融仲介機能を十分に発揮すること
目標設定の考え方・根拠	<p>人口の減少や高齢化の進展、世界的な金利トレンドの変化や、情報技術の革新など、金融業を取り巻く環境は大きく変化しており、横並びで単純な量的拡大競争に集中するような金融機関のビジネスモデルは限界に近づいている。</p> <p>金融機関が、顧客本位の良質な金融サービスを提供し、企業の生産性向上や国民の資産形成を助け、金融機関自身も安定した顧客基盤と収益を確保するという好循環を実現するためには、金融仲介機能を十分に発揮することが必要である。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29事務年度 金融行政方針（平成29年11月10日公表） ・未来への投資を実現する経済対策（28年8月2日閣議決定） ・地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策（26年12月27日閣議決定） ・好循環実現のための経済対策（25年12月5日閣議決定） ・日本経済再生に向けた緊急経済対策（25年1月11日閣議決定） ・平成23年度の経済見直しと経済財政運営の基本的態度（23年1月24日閣議決定） ・日本再興戦略2016（28年6月2日閣議決定） ・「日本再興戦略」改訂2015（27年6月30日閣議決定） ・「金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項（提言）」（26年6月12日） ・「金融・資本市場活性化に向けての提言」（25年12月13日） ・金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン（22年12月24日） ・株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律（25年2月26日成立、3月6日公布、3月18日施行） ・第193回国会 参議院財政金融委員会における麻生財務大臣兼金融担当大臣の所信表明（29年3月7日） ・第193回国会 衆議院財政金融委員会における麻生財務大臣兼金融担当大臣の所信表明（29年2月14日） ・未来投資戦略2017（29年6月9日閣議決定）

測定指標				
指標① 貸出態度判断D. I				【達成】
基準値	実績		目標値	
29年3月	30年3月			29年度
20	22			前年同期 (29年3月) の水準を維持
指標② [主要]質の高い金融仲介機能の発揮				【達成】
29年度目標	金融機関が担保・保証に依存する融資姿勢を改め、企業の事業性評価に基づく融資や本業支援等の促進			
29年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関の金融仲介の質の向上に向けた取組の実態把握の結果や、「金融仲介機能のベンチマーク」等の客観的な指標を活用し、金融機関との間で深度ある対話をを行い、顧客企業のニーズを踏まえた取組を促しました。 「平成28事務年度金融レポート」において、顧客本位の金融仲介の取組を実践することで、足下の厳しい環境下においても、比較的安定した収益を確保している地域銀行の事例を公表し、その取組内容について広く周知しました。 			
指標③ 開示の促進等を通じた良質な金融サービスの提供に向けた競争の実現	【達成】			
29年度目標	金融仲介機能の発揮状況について、金融機関による「金融仲介機能のベンチマーク」等の客観的指標の積極的かつ具体的な開示の促進及び金融機関の事業性評価に基づく融資や本業支援等の組織的・継続的な優良な取組の公表・表彰			
29年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 業界団体との意見交換会等を通じ、金融機関に対して、「金融仲介機能のベンチマーク」等の客観的指標を活用した積極的かつ具体的な開示を促した結果、30年3月末時点で地域銀行106行全てが金融仲介の取組状況を開示しており、「見える化」の進展により、良質な金融サービスの提供に向けた競争の実現が図られつつあります。 こうした取組を更に進展させるため、「金融仲介機能のベンチマーク」を発展させ、各金融機関の金融仲介（企業の価値向上支援等）を客観的に「見える化」できる統一された定義に基づく比較可能な共通の指標群（KPI）の策定に向けた検討を行いました。 また、企業の生産性向上や地域経済の活性化等に貢献する金融機関の組織的・継続的な取組の公表・表彰について、表彰制度の策定に向けた検討を行いました。 			
指標④ 「経営者保証に関するガイドライン」の融資慣行としての浸透・定着	【達成】			
29年度目標	「経営者保証に関するガイドライン」の周知・広報及び金融機関との対話による「経営者保証に関するガイドライン」の積極的な活用を促進			
29年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関等によるガイドラインの積極的な活用を通じ、ガイドラインが融資慣行として浸透・定着するよう、関係機関と連携して、事業者向 			

	<p>けにガイドラインの広報チラシを作成し、金融機関等を通じて事業者に広く配布しました（30年2月）。</p> <ul style="list-style-type: none"> 年末・年度末に行っている金融業界団体との意見交換会等の機会に合わせて、金融機関に対して、中小企業者等の顧客への積極的なガイドラインの周知を改めて要請しました。（29年11月、30年2月） 民間金融機関におけるガイドラインの活用実績の集計結果を公表しました（29年6月、12月）。また、28年10月以降の活用実績については、代表者の交代時における対応状況も公表しました。 金融機関等により広く実践されることが望ましい取組を取りまとめた参考事例集（26年6月公表）に、新たな取組事例を追加した改訂版を公表しました（29年12月）。 金融機関が過度に保証に依存することなく、中小企業が必要とする資金需要に応えるとともに、当該企業の価値向上支援に取り組むよう、「平成29事務年度金融行政方針」に『「経営者保証に関するガイドライン」の周知・活用状況等を踏まえ、金融機関との対話をを行う』旨を明記するとともに、ガイドラインの更なる活用に向けた課題を抽出し、効果的な対応策を検討する観点からガイドラインの活用状況に係る実態調査を行った上で、金融機関との対話をを行い、ガイドラインの積極的な活用を促しました。 代表者の交代時を含むガイドラインの活用を積極的に進めている金融機関の組織的な取組を収集し、金融レポートで公表するとともに、業界団体との意見交換会において紹介しました。 	
指標⑤	金融機能強化法の活用検討の促進及び同法等に基づき資本参加を実施した金融機関に対する適切なフォローアップの実施	【達成】
29年度目標	金融機能強化法について活用の検討を促すとともに、同法等に基づき資本参加を実施した金融機関について、適切なフォローアップを実施し、計画の履行状況を半期毎に公表	
29年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 金融機能強化法に基づき1金融機関に対して資本参加を実施しました（29年12月）。 金融機能強化法等に基づく資本参加金融機関における経営強化計画等の履行状況について、適切にフォローアップを実施し、半期毎にその内容を公表しました（29年9月、30年3月）。 金融機能強化法に基づき資本参加を行った金融機関のうち、計画の実施期間が終了した4の金融機関が作成した新しい経営強化計画等を公表しました（29年9月）。 	
指標⑥	ビジネスモデルの持続可能性の確保に向けた取組の促進	【達成】
29年度目標	金融機関のビジネスモデルの変革等を通じた経営基盤やガバナンスの強化に向けた取組の促進	
29年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ビジネスモデルの持続可能性や健全性等に深刻な課題を抱えている地域金融機関に対し検査を実施し、経営課題（経営基盤やガバナンスの強化を含む）を特定した上で、経営陣や社外取締役と深度ある対話をを行い、課題解決に向けた早急な対応を促しました。 	

参考指標			
指標①	金融サービス利用者相談室における貸し渋り・貸し剥がしに関する情報、金融円滑化ホットラインにおける情報等の受付状況<内容・件数>		
29年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 当庁の金融サービス利用者相談室における貸し渋り・貸し剥がしに関する情報及び金融円滑化ホットラインによる情報の受付件数は、75件となっています。(28年:96件) 		
指標② 法人向け規模別貸出残高（日本銀行「預金・現金・貸出金」）	<table border="1"> <tr> <td>29年度実績</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 30年3月の国内銀行の法人向け融資残高は対前年同月比1.9%の増加となっており、うち中小企業向けが対前年同月比3.7%の増加となっています。 </td></tr> </table>	29年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 30年3月の国内銀行の法人向け融資残高は対前年同月比1.9%の増加となっており、うち中小企業向けが対前年同月比3.7%の増加となっています。
29年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 30年3月の国内銀行の法人向け融資残高は対前年同月比1.9%の増加となっており、うち中小企業向けが対前年同月比3.7%の増加となっています。 		
指標③ 融資先企業アンケート調査等による取引先金融機関に対する企業の評価に関する情報<内容>	<table border="1"> <tr> <td>29年度実績</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 金融機関による金融仲介機能の発揮に係る取組に対する顧客企業の評価を把握するため、地域銀行をメインバンクとする約3万社の企業にアンケート調査を実施し、回答のあった8,901社について、その分析結果を公表しました(29年10月)。その結果、銀行による企業への訪問は、債務者区分が下位になるほど減少する等、銀行は総じて、格付けが低い企業への取組が不十分であることやメインバンクは担保・保証がないと融資に応じてくれないと感じている企業が全体の4割、正常先上位でも2割強となっている状況が明らかになりました。 </td></tr> </table>	29年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関による金融仲介機能の発揮に係る取組に対する顧客企業の評価を把握するため、地域銀行をメインバンクとする約3万社の企業にアンケート調査を実施し、回答のあった8,901社について、その分析結果を公表しました(29年10月)。その結果、銀行による企業への訪問は、債務者区分が下位になるほど減少する等、銀行は総じて、格付けが低い企業への取組が不十分であることやメインバンクは担保・保証がないと融資に応じてくれないと感じている企業が全体の4割、正常先上位でも2割強となっている状況が明らかになりました。
29年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関による金融仲介機能の発揮に係る取組に対する顧客企業の評価を把握するため、地域銀行をメインバンクとする約3万社の企業にアンケート調査を実施し、回答のあった8,901社について、その分析結果を公表しました(29年10月)。その結果、銀行による企業への訪問は、債務者区分が下位になるほど減少する等、銀行は総じて、格付けが低い企業への取組が不十分であることやメインバンクは担保・保証がないと融資に応じてくれないと感じている企業が全体の4割、正常先上位でも2割強となっている状況が明らかになりました。 		

評価結果	
目標達成度合いの測定結果	<p>B（相当程度進展あり）</p> <p>【判断根拠】 金融機関による金融仲介機能の十分な発揮に向け、金融機関の金融仲介の質の向上に向けた取組の実態把握の結果や、「金融仲介機能のベンチマーク」等の客観的な指標を活用し、金融機関との間で深度ある対話をを行い、顧客企業のニーズを踏まえた取組を促したほか、「平成28事務年度金融レポート」において、顧客本位の金融仲介の取組を実践することで、足下の厳しい環境下においても、比較的安定した収益を確保している地域銀行の事例を公表し、その取組内容について広く周知を行いました（測定指標②）。</p> <p>また、「経営者保証に関するガイドライン」の周知・広報や金融機関によるガイドラインの積極的な活用を促す（測定指標④）など、全ての測定指標で目標を達成することができました。</p> <p>しかしながら、施策の目標（金融機関が金融仲介機能を十分に発揮すること）と照らし合わせてみると、企業アンケート調査の中で、メインバンクは担保・保証がないと融資に応じてくれないと感じている企業が全体の4割、正常先上位でも2割強となっており、引き続き事業性評価に基づく融資等の取組を促進していく必要があることから、測定結果を「B」としました。</p>

施策の分析	<p>【必要性】 日本経済がデフレから脱却し、力強い成長を実現していくため、金融機関には、企業の事業性評価に基づく融資を含む資金供給や、企業の経営改善・生産性向上・事業再生に向けた支援等を行い、企業や産業の成長を強力に後押ししていくことが求められています。そのため、金融機関による積極的な金融仲介機能の発揮が重要となっており、金融機関に対して、産業の新陳代謝・経済の成長を支える成長資金の供給などを促していく必要があると考えています。</p> <p>【効率性】 業界団体との意見交換を行いつつ関係省庁や商工会議所等の民間団体と連携して当庁・財務局のリソースを有効に活用し、効率的な施策展開を図っているものと考えています。</p>
	<p>【有効性】 中小企業等の業況等は持ち直しの動きを示しているほか、中小企業向け貸出残高は増加傾向にあります。また、金融機関の貸付条件の変更等の取組は定着しており、金融機関が担保・保証に依存する融資姿勢を改め、企業の事業性評価に基づく融資や本業支援等の取組は相応の成果を上げているもの（測定指標①、②）と考えています。</p>
今後の課題・次期目標等への反映の方向性	<p>【今後の課題】 金融機関による金融仲介機能の十分な発揮に向け、引き続き金融機関との間で深度ある対話を行い、顧客企業のニーズを踏まえた取組を促す必要があります。</p> <p>【施策】 各金融機関による事業性評価に基づく融資等の促進などの取組は一定程度進捗しているものと考えられますが、引き続き、金融機関と深度ある対話をを行うとともに、「経営者保証に関するガイドライン」の周知・広報等に努めることにより、担保・保証に必要以上に依存しない融資を促していく必要があります。</p> <p>【測定指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 中小企業金融の円滑化に向けた取組の効果を引き続き把握していきます。 ② 企業の事業性評価に基づく融資や本業支援等の促進を次期目標とし、以下の取組を引き続き実施します。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融機関の融資姿勢等の実態を把握し、その結果を踏まえて、金融機関と深度ある対話を進めるため、引き続き企業アンケート等を実施していきます。 ・ 金融仲介の質の向上に向けて、企業アンケートの調査結果等も活用し、事業性評価に基づく融資や本業支援等の促進について、金融機関との間で深度ある対話を進めています。 ③ 良質な金融サービスの提供に向けた競争の実現に向け、金融仲介の取組状況の開示促進等に以下のとおり引き続き取組ます。

	<ul style="list-style-type: none"> 各金融機関の金融仲介（企業の価値向上支援等）を客観的に「見える化」できる統一された定義に基づく比較可能な共通の指標群（KPI）について、「金融仲介の改善に向けた検討会議」での議論等を踏まえ、策定・公表を目指します。 金融機関間で顧客本位の競争が実現するよう、KPIに基づき収集された結果を含めた開示のあり方について検討を進めています。 <p>④ 「経営者保証に関するガイドライン」が融資慣行として浸透・定着するよう、引き続き、周知・広報に努めるとともに、金融機関等に対して積極的な活用を促しています。</p> <p>⑤ 金融機能強化法に基づき資本参加を行った金融機関について、経営強化計画等の履行状況のフォローアップ・公表を行うなど、適切な運用に努めています。</p> <p>⑥ 検査を実施した地域金融機関に対し、検査を通じて把握された経営課題（経営基盤やガバナンスの強化を含む）等の解決に向けた早急な対応を促すとともに、継続的にフォローアップしていきます。</p>
--	--

主な事務事業の取組内容・評価	
① 金融仲介の質の向上に向けた実態把握・金融機関との対話等	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関の質の高い金融仲介機能の発揮を促すため、課題や方策について、「金融仲介の改善に向けた検討会議」で議論し、その結果等も踏まえつつ、以下の取組を行いました。 <ul style="list-style-type: none"> i) 「金融仲介機能のベンチマーク」を発展させ、各金融機関の金融仲介（企業の価値向上支援等）を客観的に「見える化」できる統一された定義に基づく比較可能な共通の指標群（KPI）の策定に向けた検討を行いました。 ii) 金融機関の融資姿勢等の実態を把握し、その結果を踏まえて、金融機関と深度ある対話をを行うため、引き続き企業アンケート調査等を実施しました。 地域の金融機関や企業等関係者を対象としたシンポジウムを開催し、地域の資本市場やベンチャー投資を巡る現状や課題について幅広く意見交換を行いました。 「経営者保証に関するガイドライン」が融資慣行として浸透・定着するよう、引き続き周知・広報に努めました。更に、ガイドラインの活用状況に係る事態調査を踏まえて金融機関との対話をを行い、積極的な活用を促しました。 地域金融機関とREVICやゆうちょ銀行が全国各地で連携し、地域

活性化ファンドを通じて地域企業に資本性資金を供給する取組等をサポートしました。

② ビジネスマodelの持続可能性の確保に向けた取組の促進

- ・ 人口減少や低金利環境の継続など経営環境が厳しさを増す中、ビジネスモデルの持続可能性等に深刻な課題を抱えている地域金融機関に対して検査を実施し、経営課題（経営基盤やガバナンスの強化を含む）を特定した上で、経営陣や社外取締役と深度ある対話を行い、課題解決に向けた早急な対応を促しました。
- ・ 地域金融機関による企業支援機能を強化するため、REVIC及び日本人材機構の活用を促進しました。
- ・ 銀行本体及び銀行子会社等における取引先企業に対する人材紹介業務の取扱いが可能であることを明確化するため、監督指針の改正を実施しました。
- ・ 公的金融と民間金融の望ましいあり方について、30年1月に、政策金融に関する関係省庁と民間金融機関との意見交換会を開催し、政策金融機関に関する基本的な考え方、連携・協調及び競合の状況、制度融資（金利体系等）の在り方、実効的な対話の枠組み等の意見交換を実施しました。
- ・ 将来にわたって金融機関の健全性と金融仲介機能を両立させ、地域経済や地域の企業・住民の立場から最適な競争のあり方について、「金融仲介の改善に向けた検討会議」で議論し、報告書を公表しました。
- ・ 金融機能強化法に基づき、新たに1金融機関に対して、29年12月に資本参加を実施しました。

また、金融機能強化法に基づき資本参加を行った金融機関の経営強化計画等の履行状況について、それぞれの営業地域において金融仲介機能が適切に発揮されているかフォローアップを行い、その内容を公表しました。

さらに、金融機能強化法に基づき資本参加を行った金融機関のうち、計画の実施期間が終了した4の金融機関が作成した新しい経営強化計画等について、29年9月に公表しました。

これらの取組により、金融機能強化法に基づき資本参加を行った金融機関の金融仲介機能の強化が図られ、地域経済の活性化への貢献を促す効果があったと考えています。

- ・ 早期健全化法に基づき資本増強を行った1金融機関から、経営健全化計画の履行状況について報告を受けフォローアップを行うとともに、29年3月期については同年6月に、29年9月期については同年12月にその内容を公表しました。

また、当該金融機関の新しい経営健全化計画について、30年3月にその内容を公表しました。

これらの取組は、当該資本増強行の健全かつ適切な業務運営の確保を促す効果があつたと考えています。

施策の 予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度
	当初予算	73	37	42	41
	予算の状況 (百万円)	補正予算	—	—	▲1
	繰 越 等	—	—		
	合 計	72	37		
	執行額 (百万円)	20	21		

学識経験を有する者 の知見の活用	政策評価に関する有識者会議（30年6月22日）
---------------------	-------------------------

政策評価を行う過程 において使用した 資料その他の情報	【測定指標①】 ・「全国企業短期経済観測調査」（日本銀行 第172回：29年4月3日公表、第176回：30年4月2日）
	【測定指標②】 ・「平成28事務年度金融レポート」（金融庁 29年10月25日公表）
	【測定指標③】 ・「金融仲介の改善に向けた検討会議」議事要旨・資料等（金融庁 第8回：29年5月30日、第9回：29年10月25日、第10回：30年1月26日公表） ・「平成28事務年度金融レポート」（金融庁 29年10月25日公表）
	【測定指標④】 ・「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績（金融庁 29年6月28日、29年12月27日公表） ・「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る参考事例集改訂版（金融庁 29年12月27日公表） ・年末における中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化について（金融庁 29年11月20日公表） ・年度末における中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化について（金融庁 30年2月26日公表） ・業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点（金融庁 29年4月開催分：29年5月30日公表、29年6月開催分：29年7月7日公表 29年7・8月開催分：29年9月12日公表、29年9月開催分：29年10月27日公表、30年1・2月開催分：30年2月28日公表、30年3月開催分：30年4月27日公表）
	【測定指標⑤】 ・全国信用協同組合連合会に対する優先出資の引受け等の決定について（金融庁 29年11月22日公表） ・「経営強化計画」等の履行状況報告書（金融庁 29年9月4日、30年3月30日公表）

	<ul style="list-style-type: none"> ・経営健全化計画の履行状況報告について（金融庁 29年6月30日、29年12月22日公表） ・経営健全化計画の見直しについて（金融庁 30年3月22日公表） ・経営強化計画、協同組織金融機能強化方針等（金融庁 29年9月4日、29年11月22日公表） <p>【測定指標⑥】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「平成29事務年度金融行政方針」（金融庁 29年11月10日公表） ・「金融仲介の改善に向けた検討会議」議事要旨・資料等（金融庁 第10回：30年1月26日公表）
--	--

担当部局名	監督局 総務課監督調査室、総務課協同組織金融室、銀行第一課、銀行第二課、地域金融企画室、地域金融機関等モニタリング室 総務企画局 市場課
-------	---

政策評価実施時期	平成30年6月
----------	---------

平成 29 年度 実績評価書

金融庁 29(施策 II-1)

施策名	利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施
施策の概要	国民の安定的な資産形成を促進するよう、金融機関による顧客本位の業務運営の確立と定着に向けた取組や、家計における長期・積立・分散投資の推進に向けた取組、退職世代等に対する金融サービスのあり方の検討などを行うとともに、利用者が真に必要な金融サービスを受けられるよう取組を行う。
達成すべき目標	国民の安定的な資産形成を促進すること、及び、利用者が真に必要な金融サービスを受けられること
目標設定の考え方・根拠	<p>国民の安定的な資産形成を促進し、また、利用者が真に必要な金融サービスを受けられるようにするために、家計及び金融機関に対する取組を推進する必要がある。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融経済教育研究会報告書（25年4月30日公表） ・消費者教育の推進に関する基本的な方針（25年6月28日閣議決定） ・金融・資本市場活性化に向けての提言（25年12月13日公表） ・金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項（提言）（26年6月12日公表） ・消費者基本計画（27年3月24日閣議決定） ・未来への投資を実現する経済対策（28年8月2日閣議決定） ・未来投資戦略2017—Society 5.0 の実現に向けた改革—（29年6月9日閣議決定） ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）

測定指標		
指標①	[主要] 金融機関による顧客本位の業務運営の確立と定着に向けた取組状況	【達成】
29年度 目標	金融機関による取組の「見える化」の促進に向けた各種施策の実践	
29年度 実績	「顧客本位の業務運営に関する原則」（29年3月策定）を採択した金融事業者のリストを公表しました。また、金融機関間で比較可能な共通 KPI の公表に向けて、顧客本位の業務運営が行われているかモニタリングを実施しました。	
指標②	[主要] 家計における長期・積立・分散投資の推進に向けた取組状況	【達成】
29年度 目標	①NISA制度関連の税制改正要望提出 ②NISA制度の周知、広報活動の拡充	
29年度 実績	・家計の安定的な資産形成を進めるうえで、NISA制度の利便性向上が重要であるため、NISA口座開設申込時に即日で買付けを可能とする	

	<p>こと等の税制改正要望を提出しました（30年3月31日公布「所得税法等の一部を改正する法律」にて改正）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NISA制度の広報に関しては、若年世代に対しても効果的な働きかけを行うため、投資初心者にとって有益な意見や情報を発信している個人ブロガー等との意見交換会の場を設ける等新たな発信チャネルを通じた取組を進めました。また、投資を開始するきっかけを身近な場で得られるような環境を整えることが望ましいことから、身近な場である職場に着目し、金融庁が率先して職場つみたてNISAを導入しました。この取組が全国の地方自治体や企業にも普及するよう、各財務局での企業等向け説明会の開催（全11ヶ所）等を通じて働きかけを行いました。
--	---

指標③	退職世代等に対する金融サービスのあり方の検討状況	【達成】
29年度 目標	退職世代等の様々な状況に適した資産の有効活用について検討	
29年度 実績	外部有識者等へのヒアリング等を通じて、退職世代を取り巻く状況等の整理・分析を行い、金融サービス等の面からの課題を整理しました。	

指標④	利用者の利便性向上させるための取組（①障がい者や高齢者の利便性向上に向けた取組の実施	【達成】
29年度 目標	①障がい者や高齢者の利便性の向上に向けた取組が、現場レベルにまで浸透・徹底していくよう各金融機関に対して対応の向上を強く促していく。 ②海外発行カード対応ATMの整備状況をフォローアップし、あわせて、不正利用を防止するための実効的な対策が講じられているかについて検証する	
29年度 実績	①障がい者や高齢者の利便性の向上に向けた取組として、各金融機関に対して、アンケート調査を実施し、その結果を公表しました（29年8月）。また、業界団体との意見交換会を通じて、各金融機関に対し現場レベルへの浸透・徹底を促しました。 ②平成29事務年度金融行政方針において、「海外発行カード対応ATMに関する取組」を重点施策と定めており、3メガバンクに対し、着実な取組を促すとともに、海外発行カード対応ATMの整備状況についてフォローアップを実施しました。あわせて、不正利用を防止するための実効的な対策について、アンケート調査を実施し検証しました。	

指標⑤	[主要]最低限身に付けるべき金融リテラシーの普及に向けた取組 状況	【達成】
29年度 目標	最低限身に付けるべき金融リテラシーの普及に向けた取組の実施	
29年度 実績	金融庁を含めた関係団体等で構成する「金融経済教育推進会議」を通じて金融経済教育を効率的・効果的に推進し、最低限身に付けるべき金融リテラシー（※）の普及に向けて取り組みました。中でも、資産形成に係る金融リテラシーについては、その普及に向けて、安定的な資産形成について考えるシンポジウムの開催や職場つみたてNISAの導入と連携した投資教育の実施等の取組を推進しました。 ※ 金融経済教育推進会議において、「最低限身に付けるべき金融リテラシー」の内容を項目別・年齢層別に具体化・体系化し、「金融リテラシ	

	「一・マップ」として取りまとめている（26年6月に策定、27年6月に改訂）。
--	--

参考指標	
指標① 「顧客本位の業務運営に関する原則」の採択数	
29年度 実績	30年3月末時点 で1,313となり、29年6月末時点 の469から844 増加しました
指標② つみたてNISA、一般NISA及びジュニアNISAの口座数	
29年度 実績	30年3月末時点 一般NISA：1,168万口座（前年度比3.5%増加）、ジュニアNISA：27万口座（前年度比32.3%増加）、つみたてNISA：51万口座

評価結果	
目標達成度合いの測定結果	A（目標達成） <p>【判断根拠】 国民の安定的な資産形成の促進という観点から、顧客本位の業務運営の確立と定着に向け、金融機関による取組の「見える化」を促進したほか【測定指標①】、NISA制度の利便性向上や周知等や、投資教育の推進等による金融リテラシーの普及に向けた取組を行いました【測定指標②・⑤】。また、利用者が真に必要な金融サービスを受けられるという観点から、障がい者や高齢者の利便性向上に向けた取組を行いました【測定指標④】。このほか、退職世代等に対する金融サービスのあり方について、資産の有効活用等の観点から検討を進めました【測定指標③】。</p> <p>施策の目標と照らし、今後更なる検討や施策の実行が必要な部分もありますが、全ての測定指標で目標を達成したため、「A」としました。</p>
施策の分析	<p>【必要性】 国民の安定的な資産形成を促進することや、利用者が真に必要な金融サービスを受けられるようにするために、金融サービスが適切になされるための環境整備が必要であると考えています。</p> <p>【効率性】 業界団体との意見交換会やアンケート調査結果等を活用した実態把握や新たな施策の検討等を行うことにより、効率的な取組を進めることができたと考えています。</p> <p>【有効性】 家計の金融資産を成長資金へ転換し、資産形成に寄与するための環境や、顧客が真に必要な金融サービスを受けられるための環境の整備は、目標の達成に有効な施策であると考えています。</p>
今後の課題・次期目標等への	【今後の課題】 全ての測定指標で目標は達成したものの、引き続き、つみたてNISAの利便性向上を図りつつ、その普及・定着

<p>反映の方向性</p>	<p>や金融リテラシー向上に向けた取組を強化していく必要があります。また、退職世代の資産の有効活用、投資家保護などについて、整理した課題に対する施策を具体化するほか、金融機関の取組を継続してフォローアップしていくなど、各測定指標において、より国民の安定的な資産形成や真に必要な金融サービスの提供に資するよう、施策を推進する必要があります。</p>
	<p>【施 策】 国民の安定的な資産形成を促進するため、引き続き、顧客本位の業務運営の確立や長期・積立・分散投資の推進等に取り組んでいく必要があります。また、利用者が真に必要な金融サービスを受けられるよう、引き続き、障がい者や高齢者の利便性の向上に向けた取組が、現場レベルにまで浸透・徹底していくよう各金融機関に対して対応の向上を強く促していく必要があります。</p>
	<p>【測定指標】 【測定指標①】について、金融機関が顧客本位の業務運営を行っているか、引き続き検証していく必要があることから、販売会社における販売態勢や投資運用業者におけるガバナンス状況等について、より深度のある検証に取り組んでいきます。</p> <p>【測定指標②】について、家計の安定的な資産形成の支援を図るため、NISAの利便性向上に向けた検討や広報の充実を引き続き進める必要があることから、来年度も同様の測定指標を設定します。</p> <p>【測定指標③】について、退職世代等の様々な状況に適した資産の有効活用、投資家保護などについて、対応策の整理・具体化に取り組んでいきます。</p> <p>【測定指標④の①】について、引き続き、障がい者や高齢者の利便性の向上に向けた取組が、現場レベルにまで浸透・徹底していくよう各金融機関に対して対応の向上を強く促しています。</p> <p>【測定指標④の②】について、引き続き、海外発行カード対応ATMの整備状況を定期的にフォローアップし、あわせて、不正利用を防止するための実効的な対策が講じられているかについて検証します。</p> <p>【測定指標⑤】について、金融リテラシー向上のため、様々な機会を活用しながら、着実に金融経済教育を推進することが重要であることから、「最低限身に付けるべき金融リテラシーの普及に向けた取組」を引き続き主要指標とします。</p>

主な事務事業の取組内容・評価

① 金融機関による顧客本位の業務運営の確立と定着

- ・「顧客本位の業務運営に関する原則」(29年3月策定)を採択した金融事業者のリストを四半期ごとに金融庁ウェブサイトにて公表しました。また、金融機関が顧客に対し長期的にリスク・手数料等に見合ったリターンを提供しているかなどを示す、金融機関間で比較可能な共通KPIの公表に向けて、金融機関において顧客本位の業務運営が行われているかモニタリングを実施しました。
- これらの取組により、顧客が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備に向けて進展があったものと考えています。

② 家計における長期・積立・分散投資の推進

- ・家計の安定的な資産形成を進めるうえで、NISA制度の利便性向上が重要であるため、NISA口座開設申込時に即日で買付けを可能とすること等の税制改正要望を提出しました(30年3月31日公布「所得税法等の一部を改正する法律」にて改正)。
- ・NISA制度の広報に関しては、若年世代に対しても効果的な働きかけを行うため、投資初心者にとって有益な意見や情報を発信している個人ブロガー等との意見交換会の場を設ける等新たな発信チャネルを通じた取組を進めました。また、投資を開始するきっかけを身近な場で得られるような環境を整えることが望ましいことから、身近な場である職場に着目し、金融庁が率先して職場つみたてNISAを導入しました。この取組が全国の地方自治体や企業にも普及する用、各財務局での企業等向け説明会の開催(全11ヶ所)等を通じて働きかけを行いました。
- これらの取組は、つみたてNISAの普及を通じた家計の安定的な資産形成に寄与すると考えています。

③ 退職世代等に対する金融サービスのあり方の検討

- ・外部有識者等へのヒアリング等を通じて、退職世代を取り巻く状況等の整理・分析を行い、金融サービス等の面からの課題を整理しました。
- これらの取組は、今後、課題に対する施策の具体化に寄与するものと考えています。

④ アクセシビリティの向上(利用者の利便を向上させるための取組)

- ・障がい者や高齢者の利便性の向上に向けた取組として、各金融機関に対して、アンケート調査を実施し、その結果を公表しました(29年8月)。アンケート調査の結果、視覚障がい者対応ATMの実施率が22年9月時点の約57%から、29年3月時点では約86%に上昇する等、各金融機関による取組は着実に行われております。他方、例えば、代筆等について、障がい者に配慮した取組が現場レベルまで浸透・徹底されていないといった声もあるため、業界団体との意見交換会を通じて、各金融機関に対し現場レベルへの浸透・徹底を促しました。
- ・3メガバンクに対して、ニーズの高い場所での優先的な設置のために有用なデータを提供し、海外発行カード対応ATMの整備状況のフォローアップを実施しました。3メガバンクの海外発行カード対応ATM設置台

数は、30年3月末時点で2,219台（対前年同期比+1,366台）となっていきます。

これらの取組は、アクセシビリティの向上に寄与するものと考えています。

⑤ 金融リテラシー（知識・判断力）の向上のための環境整備

- ・金融庁を含めた関係団体等で構成する「金融経済教育推進会議」を通じ、金融経済教育を効率的・効果的に推進しました。
- ・安定的な資産形成について考えるシンポジウムを全国5箇所で開催し、金融庁ウェブサイトを通じた情報の提供等を実施しました。
- ・つみたてNISAの開始を念頭に、初心者向けの実践的な投資教材「つみたてNISA早わかりガイドブック」を作成し、金融機関等に配布しました（29年9月公表）。
- ・職場での活用に重点を置いたビデオクリップ教材の作成（30年4月公表）など、職場つみたてNISAの導入と連携した投資教育を推進しました。
- ・30年3月に改訂された高校の学習指導要領や、これを受けた今後改訂される学習指導要領解説において、金融経済教育が充実されるよう、文部科学省に要望しました。
- ・最低限身に付けるべき金融リテラシー（インターネット取引に関する留意点を含む）を記載した「金融リテラシー・マップ」を踏まえて作成したガイドブックを全国の高校・大学・地方公共団体等に配布し、広く周知しました。
- ・大学生に対して金融経済教育を体系的に行う観点から、関係団体と連携し、大学の教養課程などにおいて「金融リテラシー・マップ」を軸とした授業を10大学で実施しました。
- ・成年年齢引下げを見据え、金融経済教育を含む実践的な消費者教育の実施を推進するため、消費者庁等の関係省庁とともに、「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」を策定し、これに基づき金融経済教育を推進しました。

これらの取組は、金融リテラシーの向上に寄与するものと考えています。

施策の 予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度
	当初予算	41	44	61	71
	補正予算	—	45	—	—
	繰 越 等	—	▲45		
	合 計	41	44		
	執行額（百万円）	28	19		

学識経験を有する者 の知見の活用	政策評価に関する有識者会議（30年6月22日）
---------------------	-------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>【測定指標①】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投資信託の販売会社における比較可能な共通KPIについて(金融庁 30年6月29日) <p>【測定指標②】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融庁の平成30年度税制改正要望について(金融庁 29年8月31日) ・平成30年度税制改正大綱における金融庁関係の主要項目について(金融庁 29年12月22日) ・つみたてNISA Meet up(つみップ)(金融庁) <p>【測定指標③】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢社会対策大綱(30年2月16日閣議決定) <p>【測定指標④】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者等に配慮した取組に関するアンケート調査の結果について(金融庁 29年8月10日公表) ・平成29事務年度 金融行政方針(金融庁 29年11月10日公表) <p>【測定指標⑤】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「金融経済教育研究会報告書」(金融経済教育研究会 25年4月30日公表) ・「金融リテラシー・マップ」(金融経済教育推進会議 27年6月29日公表) <p>【参考指標①】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択し、取組方針・KPIを公表した金融事業者のリストの公表について(金融庁 30年4月26日公表) <p>【参考指標②】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「NISA・ジュニアNISA口座の利用状況に関する調査結果(速報値)の公表について」(金融庁 30年3月14日)
----------------------------------	---

担当部局名	総務企画局 政策課、政策課総合政策室、企画課、市場課 監督局 総務課、総務課協同組織金融室、総務課金融会社室、総務課郵便貯金・保険監督参事官室、銀行第一課、銀行第二課、保険課、証券課 檢査局 総務課
--------------	--

政策評価実施時期	平成30年6月
-----------------	---------

平成 29 年度 実績評価書

金融庁 29(施策 II-2)

施策名	利用者の保護を確保するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施
施策の概要	<p>金融サービスの利用者の保護が図られるために、金融実態に則した利用者保護ルール等を整備し、利用者が金融商品・サービスを安定して利用できるような利用者の信頼度の高い金融システムの構築を図ることとしている。</p> <p>また、制定した利用者保護ルールの運用状況を注視し、そのフォローアップを適切に行うとともに、金融関連犯罪の防止等に取り組むこととしている。</p>
達成すべき目標	金融サービスの利用者の保護が図られること
目標設定の考え方・根拠	<p>金融サービスの利用者が各種リスクを十分に理解し、金融商品・サービスを安心して受けられるよう、利用者保護のための相談等の枠組みの充実等、周辺環境の整備を図る。</p> <p>また、その業務の公共性を十分に認識した上で、金融機関の法令等遵守態勢の確立されることが必要であることから、法令等遵守に対する適切な行政対応を行う。</p> <p>これらの環境整備を行ったうえで、必要に応じて金融実態に対応した利用者保護ルール等を整備する。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各業法の目的規定、各監督指針等 ・金融・資本市場競争力強化プラン（19年12月21日） ・多重債務問題改善プログラム（19年4月20日多重債務者対策本部決定） ・預貯金者保護法、振り込め詐欺救済法、消費者基本計画（27年3月2日） ・顧客本位の業務運営に関する原則（29年3月30日） ・ギャンブル等依存症対策の強化について（29年8月29日ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議決定） ・少額短期保険業者の経過措置に関する有識者会議報告書（29年9月14日）

測定指標	
指標① [主要]利用者保護のための制度整備の進捗状況	【達成】
29年度目標	所要の政令・内閣府令の整備等
29年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 少額短期保険業者が引受可能な保険金額の上限に関する経過措置について、「少額短期保険業者の経過措置に関する有識者会議」における検討結果等を踏まえ、その期限を5年間延長し平成35年3月末までとする「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案」を29年11月に国会に提出しました。同法案は30年3月30日に成立、同年3月31日に公布されました（同年4月1日施行）。法案の成立を受けて、経過措置期

	間における引受可能な保険金額の上限について定める「保険業法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令」、法律及び政令の改正内容を反映する「保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令の一部を改正する内閣府令」を同年3月31日に公布しました。
指標② [主要]預金取扱金融機関における更なる態勢整備	【達成】
29年度目標	必要に応じて監督指針等の改正を行い、監督上の着眼点の明確化を行うとともに、顧客ニーズに即したサービス提供、顧客の信頼・安心感の確保等の観点からより優れた業務運営に向けモニタリングを行う
29年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 「平成28事務年度金融行政方針」及び「平成29事務年度金融行政方針」を踏まえ、顧客の信頼・安心感の確保等の観点から、預金取扱金融機関への定期及び随時のヒアリング等のモニタリングやサイバーセキュリティ演習等を通じ、情報セキュリティ管理態勢の整備状況やサイバーセキュリティに係る態勢整備状況を検証しました。
指標③ [主要]保険会社等における更なる態勢整備	【達成】
29年度目標	「顧客本位の業務運営に関する原則」を踏まえた取組をモニタリングし、分かりやすい情報提供等を通じ、より良い金融商品・サービスの提供を競い合うよう促していく
29年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 「顧客本位の業務運営に関する原則」を踏まえた取組をモニタリングし、顧客のニーズ及び知識・経験等に留意したわかりやすい説明を行うための態勢整備がなされているか等の観点から対話を行いました。
指標④ [主要]金融商品取引業者等における更なる態勢整備	【達成】
29年度目標	必要に応じて監督指針の改正を行い、監督上の着眼点を明確化するとともに自主規制機関等と連携しつつ、顧客ニーズに即したサービス提供、顧客の信頼・安心感の確保等の観点からより優れた業務運営に向けモニタリングを行う
29年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 「平成29事務年度金融行政方針」を踏まえ、顧客のニーズを踏まえた商品の提供や資産運用能力の向上のため、金融商品取引業者等の経営の考え方、業績評価、現実に提供されている金融商品・サービス等について、ヒアリング等を通じて実態把握及び検証を行いました。
指標⑤ [主要]貸金業者における更なる態勢整備	【達成】
29年度目標	必要に応じて監督指針等の改正を行い、自主規制機関等と連携しながら、資金需要者等の利益の保護の観点から、貸金業者における更なる態勢整備を促すよう指導・監督を行う
29年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 29年4月に貸金業法施行令等の改正及び金融庁への提出書類における役員等の氏名の使用、同年5月に個人情報保護法等の改正並びに30年2月に「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の策定に伴い、それぞれ「貸金業者向けの総合的な監督指針」の改正を行いました。また、29年11月に監督上の重点事項を作成しました。これらの前後を通して、貸金業者については、監督指針等に基づいて適切な態勢整備を行うよう指導・監督を行いました。

指標⑥ [主要]前払式支払手段発行者及び資金移動業者における更なる態勢整備		【達成】
29年度目標	必要に応じて事務ガイドラインの改正を行い、利用者保護の観点から、前払式支払手段発行者及び資金移動業者における更なる態勢整備を促すよう指導・監督を行う	
29年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 29年4月に金融庁への提出書類における役員等の氏名の使用に係る事務ガイドラインの改正及び同年5月に個人情報保護法等の改正に伴う事務ガイドラインの改正を行うとともに、同年11月に監督上の重点事項を作成しました。さらに、資金移動業者については、30年2月に「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の策定に伴う事務ガイドラインの改正を行いました。これらの前後を通して、前払式支払手段発行者及び資金移動業者については、事務ガイドライン等に基づいて適切な態勢整備を行うよう指導・監督を行いました。 	
指標⑦ [主要]無登録業者等に対する適切な対応		【達成】
29年度目標	無登録業者の詐欺的な投資勧誘等についての注意喚起や、個別の無登録業者への適切な対応を行う	
29年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 金融庁において、無登録業者による悪質な投資勧誘等について、警告書の発出・公表を54件実施しました。 証券取引等監視委員会において、無登録業者に関し29年度に無登録でファンドを販売・勧誘する行為等が認められた2件の事案について、裁判所への禁止命令等の申立てを行いました。 30年1月、政府広報として、「未公開株やファンドなど、あやしい投資勧誘にご注意を！」について音声広報CD「明日への声」を発行し、注意喚起を行いました。 	
指標⑧ [主要]法令違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者に対する適切な対応及び行政処分等の勧告の実施状況		【達成】
29年度目標	「金融商品取引法の一部を改正する法律」の施行（28年3月）により、新たに行政処分権限が備わったことから、検査・監督対応において法令違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者については、必要に応じて業務廃止命令等の行政処分を含めた対応を行うよう努める	
29年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 法改正により当局に行政処分権限が付与されたことを踏まえ、連絡が取れないこと、事業報告書の未提出及び投資家保護上の問題等を理由として、適格機関投資家等特例業務届出者に対して、行政処分を実施しました（87件）。 	
指標⑨ 相談室相談員の研修受講状況		【達成】
基準値	実績	
28年度	29年度	29年度
5回	5回	5回

指標⑩ 金融トラブル連絡調整協議会の開催状況			【達成】
基準値	実績		目標値
28年度	29年度		29年度
2回	2回		2回
<ul style="list-style-type: none"> 金融トラブル連絡調整協議会においては、各指定紛争解決機関の業務運営態勢等について、「高齢者・障害者事例への対応」等をテーマとして、更なる改善点等について議論を行いました。 			
指標⑪ 財務局による管内自治体の相談員等向け研修の参加市区町村数（延べ数）	【未達成】		
基準値	実績		目標値
28年度	29年度		29年度
680 市区町村	501 市区町村		650 市区町村
指標⑫ 財務局等及び地方自治体における多重債務相談窓口の設置状況			【達成】
基準値	実績		目標値
28年度	29年度		29年度
1723 市区町村 (99%)	1723 市区町村		1723 市区町村 (99%)
指標⑬ 多重債務者向け相談窓口と精神衛生福祉センター等の専門機関との連携状況	【達成】		
29年度目標	ギャンブル等依存症対策が多重債務対策にもつながるよう連携の構築等を図る		
29年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 「ギャンブル等依存症対策の強化について」(29年8月、ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議決定)に基づき、財務局や地方自治体が設置している多重債務相談窓口等と精神保健福祉センター等のギャンブル等依存症に関する相談拠点との具体的な連携方法や相談実施方法等を整理した対応マニュアルを関係省庁と連携して策定し、多重債務相談窓口等に周知しました。 		
指標⑭ インターネットバンキング等金融犯罪被害の防止のためのセキュリティ対策の実施状況	【達成】		
29年度目標	インターネットバンキング等金融犯罪被害の防止のため、金融機関におけるセキュリティ対策の向上に向けた取組を促すよう指導・監督を行う		
29年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 平成29事務年度金融行政方針において、「インターネット等を利用した非対面取引の安全対策・不正送金への対応」を重点施策と定めており、金融機関におけるセキュリティ対策等の取組状況を検証しました。 		

	<ul style="list-style-type: none"> 偽造キャッシュカードやインターネットバンキング不正送金被害等に対する注意喚起の観点から、引き続き、被害発生状況及び金融機関による補償状況を四半期毎に当庁ウェブサイトにおいて公表しました（29年9月、12月、30年3月及び6月）。 金融犯罪被害を減らすため、金融機関に対して各種セキュリティ対策等の向上を促す観点から、偽造キャッシュカードやインターネットバンキング等に係るセキュリティ対策の導入状況についてアンケート調査を実施しました。
--	--

指標⑯ 不正利用口座への対応状況	【達成】
------------------	------

29年度目標	金融機関において利用停止等の措置を実施
29年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 金融庁及び全国の財務局等から金融機関に対して情報提供を行い、264件の利用停止、142件の強制解約等の措置を行いました。（28年度：利用停止236件、強制解約208件）

指標⑯ 振り込み詐欺救済法に基づく被害者への返金の状況	【達成】
-----------------------------	------

29年度目標	振り込み詐欺救済法に基づく被害者への返金については、引き続き、返金制度の周知徹底を図るとともに、金融機関による「被害が疑われる者」に対する積極的な連絡等の取組を促す
29年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 振り込み詐欺救済法に基づく被害者への返金制度等について引き続き金融庁ウェブサイトに掲載を行う等、広く一般国民に向けて周知を行いました。また、金融機関による「被害が疑われる者」に対する積極的な連絡等の取組を促しました。これらの取組により、被害者の申請に基づく返金額について、29年度は約13億円となっています。

指標⑰ 多重債務者相談窓口の周知・広報に係る活動状況	【達成】
----------------------------	------

29年度目標	相談窓口について多様な手段により効果的に広報活動を行う
29年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 金融庁及び財務局等において、消費者及び事業者向けの相談窓口を記載したリーフレット等を作成し、自治体や関係団体に配布したほか、インターネットを活用し、相談窓口の周知・広報を行いました。

指標⑱ 財務局等及び地方自治体における多重債務相談の状況	【達成】
------------------------------	------

29年度目標	相談窓口の整備・強化のための取組を進めていく
29年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 財務局等及び地方自治体における29年度上半期合計は、約1万7千件となっております。（28年度上半期合計：約1万7千件、28年度合計：約3万4千件）

参考指標			
各指定紛争解決機関における苦情処理・紛争解決手続の実施状況			
指標① ＜受付件数等＞	<table border="1"> <tr> <td>29年度実績</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 苦情処理手續受付件数 8,283 件、紛争解決手續受付件数 1,267 件（28年度） 苦情処理手續受付件数 7,234 件、紛争解決手續受付件数 1,091 件（29 </td></tr> </table>	29年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 苦情処理手續受付件数 8,283 件、紛争解決手續受付件数 1,267 件（28年度） 苦情処理手續受付件数 7,234 件、紛争解決手續受付件数 1,091 件（29
29年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 苦情処理手續受付件数 8,283 件、紛争解決手續受付件数 1,267 件（28年度） 苦情処理手續受付件数 7,234 件、紛争解決手續受付件数 1,091 件（29 		

	年度)
指標② 金融機関への口座不正利用に係る情報提供件数	
29年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 金融庁及び全国の財務局等から金融機関に対して、541 件の情報提供を行いました。(28年度：492 件)
指標③ インターネットバンキングによる不正送金被害発生等の状況<件数・金額>	
29年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 各類型による被害発生状況は以下のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ① 偽造キャッシュカード：340 件、114 百万円 (28年度：303 件、112 百万円) ② 盗難キャッシュカード：9,968 件、6,868 百万円 (28年度：3,887 件、2,715 百万円) ③ 盗難通帳 ：52 件、31 百万円 (28年度：57 件、25 百万円) ④ インターネットバンキング：359 件、1,049 百万円 (28年度：763 件、1,142 百万円)
指標④ 振り込め詐欺救済法に基づく被害者への被害回復分配金の支払状況<金額>	
※預金保険機構公表資料	
29年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 146 億円（被害者への返金額（29年度末までの累計））（前年度末：134 億円）
指標⑤ 振り込め詐欺被害発生状況・被害額<件数・金額> ※警察庁公表資料	
29年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 29年の振り込み詐欺等の被害は、18,201 件、約 390 億円です。(28年：14,154 件、約 407 億円)
指標⑥ ・無登録業者等に対する警告書の発出・公表件数	
29年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 54 件 (28年度：60 件)
指標⑦ ・無届けで募集等を行っている者に対する警告書の発出・公表件数	
29年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 0 件 (28年度：0 件)
指標⑧ ・無登録業者等及び無届募集に係る裁判所への申立て件数	
29年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 2 件 (28年度：1 件)
指標⑨ ・法令違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者の検査結果等の公表件数、行政処分等の勧告の実施状況	
29年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 4 件 (28年度：23 件) ※4 件のうち 2 件は行政処分等の勧告を実施
指標⑩ ・金融サービス利用者相談室における相談等の受付件数	

29年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 29年度に金融サービス利用者相談室に寄せられた相談等の受付件数は、37,033件です。(28年度の受付件数は、35,037件)
--------	---

評価結果	
目標達成度合いの測定結果	<p>B（相当程度進展あり）</p> <p>【判断根拠】 金融サービスの利用者の保護の観点から、法制度整備(測定指標①)、情報セキュリティ管理態勢及びサイバーセキュリティに係る態勢整備状況の検証(測定指標②)や顧客本位の業務運営を促すべく保険会社等と対話を行う(測定指標③)など、利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備を進めました。</p> <p>しかしながら、施策の目標(金融サービスの利用者の保護が図られること)と照らし合わせてみると、銀行カードローンへの対応等、引き続き取り組むべき課題があることから「B」としました。</p>
施策の分析	<p>【必要性】 金融商品・サービスの多様化・高度化が進む中、金融実態に則した利用者保護ルール等を整備することや制定した利用者保護ルールの運用状況について適切にフォローアップしていくことが必要であると考えています。</p> <p>【効率性及び有効性】 利用者が安心して金融サービスを受けられる環境の整備に向けて、金融審議会での議論、業界団体との意見交換や金融サービス利用者相談室で受け付けた相談等を踏まえつつ検討を行うことにより、効率的かつ有効な取組を進めることができます。</p>
今後の課題・次期目標等への反映の方向性	<p>【今後の課題】 金融取引が高度化・複雑化し、市場の変動も激しい中においては、引き続き、利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備を進めていく必要があります。また、金融機関等による法令等遵守態勢の確立も重要であり、引き続き、各種紛争解決機関や相談窓口との連携及び当局での相談体制の強化を図るとともに、金融機関等が法令を遵守しているか適時・適切に各業者に確認するなど、問題事案の早期発見のため適切な監督に努める必要があります。</p> <p>【施策】 利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備に向けて、利用者保護のために必要な制度整備や金融機関等の適切な態勢整備を促すための指導・監督などについて、引き続き取組を進めていきます。</p> <p>【測定指標】 ① 引き続き、利用者保護の観点から、所要の政令・内閣府令の整備など、制度整備を進めていきます。 ② 引き続き、預金取扱金融機関の適切な態勢整備を促すため、銀行法、監督指針等を踏まえ、指導・監督を行ってい</p>

きます。

- ③ 引き続き、保険会社の適切な態勢整備を促すため保険業法、監督指針等を踏まえ、指導・監督を行っていきます。
- ④ 引き続き、金融商品取引業者等の適切な態勢整備を促すため、金商法、監督指針等を踏まえ、指導・監督を行っていきます。
- ⑤ 引き続き、貸金業者の適切な態勢整備を促すため貸金業法、監督指針等を踏まえ指導・監督を行っていきます。
- ⑥ 引き続き、前払式支払手段発行者及び資金移動業者の適正な態勢整備を促すため資金決済法、事務ガイドライン等を踏まえ指導・監督を行っていきます。
- ⑦ 投資者保護のため、引き続き無登録で金融商品取引業を行う者の名称等について公表するとともに、裁判所への申立ての実施状況を確認します。
- ⑧ 投資者保護のため、引き続き行政処分を行った適格機関投資家等特例業者の名称等について公表していきます。
- ⑨ 引き続き当相談室の職員に対する研修を計画し、着実に実行していきます。
- ⑩ 引き続き、金融ADR制度の円滑な運営のため、金融トラブル連絡調整協議会の枠組みも活用した金融ADR制度の運用状況のフォローアップを実施し、必要に応じ、更なる改善を図る点について検討を行います。
- ⑪ 引き続き、人材の育成や、その他地方自治体における相談対応の向上に係る支援に努めるとともに、関係機関・団体の連携強化に向けた協力を推進してまいります。
- ⑫ 引き続き、多重債務相談窓口の設置状況を把握しつつ、相談窓口の整備・強化を図ってまいります。
- ⑬ 引き続き、多重債務相談窓口等とギャンブル等依存症に関する相談拠点との連携を図ってまいります。
- ⑭ 利用者保護のため、引き続き偽造キャッシュカード等の金融犯罪被害の防止のためのセキュリティ対策の実施状況を確認します。
- ⑮ 利用者保護のため、引き続き不正利用口座への対応状況を確認します。
- ⑯ 引き続き、振り込め詐欺救済法に基づく返金制度の周知を図ります。
- ⑰ 引き続き、多重債務者相談窓口について多様な手段により効果的に広報活動を行います。

	⑯ 引き続き、相談窓口の整備・強化のための取組を進めてまいります。
--	-----------------------------------

主な事務事業の取組内容・評価	
① 金融サービスを安心して享受できるための金融機関における態勢整備等	<p>⑯ 引き続き、相談窓口の整備・強化のための取組を進めてまいります。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 利用者保護の観点に留意しつつ、所要の政令・内閣府令の整備を行いました。その他、必要に応じ、制度の見直しの検討を行いました。 • 金融監督上重要なテーマについて業界横断的な実態の把握・分析、課題の抽出を行う等実態把握を行うとともに、より優れた業務運営に近づく観点からの対話を重ねました。なお、モニタリングの中で、法令違反の事実や内部管理態勢上の問題・改善の余地等が確認された場合には、的確・厳正な判断の下、業務改善命令・業務停止命令等の行政処分も含めて機動的な対応を行い、金融機関等における業務改善の実施状況を適切にフォローアップするとともに、再発防止・内部統制環境の維持・向上に努めました。 • 預金取扱金融機関については、真に顧客のためになるサービス提供を通じた顧客の利益の実現を図るとともに、金融サービスを安心して利用できる環境を整備する観点から、情報セキュリティ管理態勢の整備状況やサイバーセキュリティに係る態勢整備状況等をモニタリングしました。 • 保険会社等による、「顧客本位の業務運営に関する原則」を踏まえて策定した各社の取組方針及び取組をモニタリングしました。 <p>また、保険会社等においては、顧客のニーズ及び知識・経験等に留意したわかりやすい説明を行うための態勢整備がなされているか、例えば、募集資料は顧客にとってわかりやすい内容となっているか等の観点から対話を行いました。</p> <p>さらに、保険会社の販売会社である保険代理店に対する保険商品提供・販売サポート、保険代理店の販売態勢について、真に顧客の利益のためになる行動が実践されているか、保険会社及び保険代理店と対話を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 金融商品取引業者等が顧客のニーズに適った金融商品・サービスの提供や資産運用能力の向上に努めているか等の観点からモニタリングを実施しました。 • 貸金業者については、資金需要者等の利益の保護の観点から、業務の適正な運営を図るために十分な態勢を確保するよう指導・監督しました。なお、いわゆるヤミ金対策については、「多重債務問題改善プログラム」に基づき、警察当局、都道府県と連携してヤミ金業者の撲滅に向けて取り組みました。 • 前払式支払手段発行者及び資金移動業者については、利用者保護の観点から、適切な業務運営やサービスの適切な提供を確保するよう指導・監督しました。 • 資産運用や決済など金融機関のコア業務においてもフィンテック等を活用する動きが加速している状況の下、従来の管理業務の外部委託とは異なる新たな管理態勢・手法が求められており、新たな動きに応じたリスク管

理態勢の変化の実態を利用者保護等の均衡も含め把握ました。

② 利用者保護のための制度・環境整備

- 無登録業者による詐欺的な投資勧誘等及び無届募集等については、被害拡大の防止・被害の迅速な回復等に向け、リーフレットの作成・配布等を通じた国民への注意喚起、調査による実態把握、金融商品取引法違反行為に係る裁判所への禁止・停止命令の申立てや悪質な業者名の公表、警告書の発出等により、厳正かつ適切に対応しました。また、関係省庁等とも連携しつつ、被害の未然防止及び拡大防止に取り組みました。
- 適格機関投資家等特例業務においては、「金融商品取引法の一部を改正する法律」の施行（28年3月）により、新たに行政処分権限が備わったことから、引き続き、検査・監督対応において法令違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者については、必要に応じて業務廃止命令等の行政処分を含めた対応を行いました。
- 金融サービス利用者の利便性向上のため、金融サービス利用者相談室において、利用者の目線に立った行政という観点から、利用者からの質問・相談・意見等の一元的な受付及び適切な対応を行いました。また、研修を充実させることなどで、相談員の相談対応水準の向上を図り、相談態勢の充実を推進しました。
- 金融トラブル連絡調整協議会（指定紛争解決機関（以下「指定機関」という。）、学識経験者・消費者団体及び弁護士等によって構成）等の枠組みも活用し、金融ADR制度の運用状況のフォローアップを実施し、必要に応じ、更なる改善を図る点について検討を行いました。
- 指定機関向け監督指針に沿った監督を通じて、利用者の信頼性向上や各指定機関の特性を踏まえた運用の整合性の確保を図りました。また、金融ADR連絡協議会（すべての指定機関によって構成）を活用し、指定機関間の連携強化に取り組みました。
- 財務局の多重債務者向け相談窓口において、直接相談を受け付けるほか、各局において自治体の相談員や関係部局の職員等向けに研修会を開催する等、各局管内の都道府県、市区町村における相談体制の強化をバックアップするとともに、ギャンブル等依存症対策が多重債務対策にもつながるよう、相談窓口等と精神衛生福祉センター等の専門機関との連携体制の構築等を図りました。
- 銀行カードローンについては、全国銀行協会が昨年3月に申し合わせを行い、各行が業務運営の適正化に向けた自主的な取組を進めている一方、当庁としても、銀行の業務の詳細な実態把握のために、昨年9月以降、残高の多い先を中心に12行に検査を実施し、その検証結果を「中間とりまとめ」としてとりまとめ、本年1月末に公表しました。検査の結果、多重債務の発生抑制や利用者保護等の観点を踏まえた態勢整備に一定の改善が見られたところであり、更に、こうした業務運営の改善の取組を、検査実施先以外の銀行カードローンを取り扱っている全ての銀行に促すために、本年3月に調査票を発出し、業務運営の詳細な実態把握を行っております。当該調査結果を踏まえ、必要な改善を促すことにより、銀行業界全体において、銀行カードローンの業務運営の適正化を更に促しております。

す。

- ・ 多重債務者相談の主要な担い手である地方自治体の主体的な取組を促すとともに、相談者が各自治体などの相談窓口を訪れる契機とするため、これら相談窓口の認知度向上を図るための周知・広報を実施しました。
- ・ インターネット等を利用した非対面取引について、顧客の ID やパスワードの詐取により顧客本人になりすまし、顧客本人が意図しない取引を行うといった不正な取引が認められる等、犯罪手口がますます巧妙化・多様化している。引き続き、こうした不正取引の防止に向けた対策の実施、態勢の整備を促しました。
- ・ 振り込め詐欺の手口が年々巧妙化し、既存の未然防止策では対応できない事案があることを踏まえ、各金融機関が継続的に振り込め詐欺等の犯罪の撲滅に向けた対策の見直しや実施に努めるよう、促しました。また、被害の迅速な回復のため、引き続き、「振り込め詐欺救済法」に沿った、被害者救済対応を的確に行っているかについて確認しました。預金口座の不正利用に関する情報提供を受けた場合、明らかに信憑性を欠くと認められる場合を除き、当該口座が設置されている当該金融機関及び警察当局への速やかな情報提供等を実施しました。
- ・ 振り込め詐欺等の被害者の財産的被害の迅速な回復等のため、引き続き、①官民一体による返金制度の周知徹底を図るとともに、②金融機関から被害者への返金状況の把握等を通じて、金融機関による返金に係る取組を促し、③預保納付金を用いた犯罪被害者等支援事業の周知徹底を図るなど、振り込め詐欺救済法（20 年 6 月施行）の円滑な運用に取り組みました。
- ・ 30 年 3 月 31 日に期限が到来することとなっていた少額短期保険業者が引受可能な保険金額の上限に関する経過措置について、「少額短期保険業者の経過措置に関する有識者会議」における検討結果等を踏まえ、「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案」を 29 年 11 月に国会に提出しました。同法案は 30 年 3 月 30 日に成立、3 月 31 日に公布されました（同年 4 月 1 日施行）。[RIA]
- ・ 金融機関の目指すべきコンプライアンスリスク管理態勢の方向性と課題に関し、金融機関や関係者との間で意見交換を実施するとともに、金融機関の自主的な努力を促していくことを含め当局の行政手法のあり方を検討しました。

施策の 予算額・執行額等	区分		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算	37	24	17	90
		補正予算	—	—	—	—
		繰 越 等	—	—		
		合 計	37	24		
	執行額 (百万円)		26	20		

学識経験を有する者 の知見の活用	政策評価に関する有識者会議（30 年 6 月 22 日）
---------------------	------------------------------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>【測定指標①】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案」 ・「保険業法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令」 ・「保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令の一部を改正する内閣府令」 <p>【測定指標②】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「平成 28 事務年度金融行政方針」（金融庁 28 年 10 月 21 日公表） ・「平成 29 事務年度金融行政方針」（金融庁 29 年 11 月 10 日公表） <p>【測定指標③】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択し、取組方針・KPI を公表した金融事業者のリストの公表について（金融庁 30 年 4 月 26 日更新） <p>【測定指標④】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「平成 29 事務年度金融行政方針」（金融庁 29 年 11 月 10 日公表） <p>【測定指標⑤】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「金融庁への提出書類における役員等の氏名の使用に係る内閣府令等及び監督指針等の改正案」に対するパブリックコメントの結果等について（金融庁 29 年 3 月 23 日公表） ・「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令等（案）」に対するパブリックコメントの結果等について（金融庁 29 年 3 月 24 日公表） ・「主要行等向けの総合的な監督指針」等及び「金融検査マニュアル」等の一部改正について（金融庁 29 年 3 月 31 日公表） ・「マネー・ローンダーリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン（案）」及び「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について（金融庁 30 年 2 月 6 日公表） <p>【測定指標⑥】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「金融庁への提出書類における役員等の氏名の使用に係る内閣府令等及び監督指針等の改正案」に対するパブリックコメントの結果等について（金融庁 29 年 3 月 23 日公表） ・「主要行等向けの総合的な監督指針」等及び「金融検査マニュアル」等の一部改正について（金融庁 29 年 3 月 31 日公表） ・「マネー・ローンダーリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン（案）」及び「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について（金融庁 30 年 2 月 6 日公表）（資金移動業者のみ） <p>【測定指標⑦】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無登録で金融商品取引業を行う者の名称等について (https://www.fsa.go.jp/ordinary/chuui/mutouroku.html) ・裁判所への申立ての実施状況 (https://www.fsa.go.jp/sesc/actions/moushitate.htm) <p>【測定指標⑧】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政处分事例集
---	--

	<p>(https://www.fsa.go.jp/status/s_jirei/kouhyou.html)</p> <p>【測定指標⑩】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 53 回金融トラブル連絡調整協議会資料（金融庁 29 年 6 月 19 日公表） ・第 54 回金融トラブル連絡調整協議会資料（金融庁 30 年 1 月 11 日公表） <p>【測定指標⑪】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ギャンブル等依存症対策の強化について」（29 年 8 月 29 日 ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議決定） ・「ギャンブル等依存症に関連すると考えられる多重債務問題に係る相談への対応に際してのマニュアルについて」（金融庁 30 年 3 月 30 日公表） <p>【測定指標⑫】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況について」（金融庁 30 年 6 月 15 日公表） <p>【測定指標⑬】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「預金口座の不正利用に係る情報提供件数等について」（金融庁 30 年 4 月 27 日公表） <p>【測定指標⑭】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・振り込め詐欺等の被害にあわれた方へ (http://www.fsa.go.jp/policy/kyuusai/furikome/index.html) <p>【測定指標⑮】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多重債務者相談強化キャンペーン 2017 の実施について (https://www.fsa.go.jp/policy/kashikin/campaign/campaign29.html)
--	---

担当部局名	<p>監督局 総務課監督調査室、総務課、総務課協同組織金融室、総務課金融会社室、総務課郵便貯金・保険監督参事官室、銀行第一課、銀行第二課、保険課、証券課</p> <p>総務企画局 企画課調査室、企画課信用制度参事官室、企画課 A D R 室、企業開示課、政策課金融サービス利用者相談室、</p> <p>検査局 総務課</p> <p>証券取引等監視委員会 総務課</p>
-------	--

政策評価実施時期	平成 30 年 6 月
----------	-------------

平成 29 年度 実績評価書

金融庁 29(施策Ⅲ-1)

施策名	金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化
施策の概要	金融取引のグローバル化、複雑化、高度化等の環境の変化に対応するため、よりフォワード・ルッキングな観点からの市場監視活動を行い、その結果、法令違反等が認められた場合には、課徴金納付命令等の勧告、犯則事件としての告発を行い、厳正に対処する。また、金融商品取引業者等に対する効率的かつ効果的なモニタリングの実施により実態を把握した上で、重大な法令違反等が認められた場合には、行政処分を行う。これら市場監視機能の更なる強化を通じて、我が国市場の公平性・透明性の確保及び投資者保護を図る。
達成すべき目標	市場監視機能の強化を通じて、我が国市場の公平性・透明性の確保及び投資者保護に資すること
目標設定の考え方・根拠	<p>市場取引の公正性・透明性を確保し、投資者の保護を図ることは、金融・資本市場に対する市場参加者の信頼を保持し、我が国市場の活性化や国際競争力向上に必要不可欠である。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融商品取引法第26条、第51条、第56条の2、第177条、第210条 等 ・証券取引等監視委員会 中期活動方針(第9期) ・証券モニタリング基本方針 ・金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針

測定指標	
指標① [主要] フォワード・ルッキングな観点からの市場監視	【 達成 】
29 年度 目 標	市場環境のマクロ的な観点に基づく分析を行うなど、フォワード・ルッキングな観点からの市場監視を実施する
29 年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模上場会社の経営環境の変化等に伴う潜在的リスク等に着目した市場監視を行ったことに加え、経済情勢等の影響を受けやすい業種・企業に係る情報収集・分析を行い、検査・調査に活用するなど、フォワード・ルッキングな観点からの市場監視を行いました。 ・ 検査・調査を通じて把握した、経営・内部管理態勢等を含めた問題点について、その根本原因の的確な追究・評価を行いました。 ・ 市場関係者等による自主的な取組を通じた市場規律機能の強化のため、市場関係者との対話・認識の共有をプロアクティブに実施しました。
指標② [主要] 海外当局との連携	【 達成 】
29 年度 目 標	海外当局との間で、情報交換やクロスボーダー取引等に係る法執行面での連携を更に強化していく

29年度 実績	<ul style="list-style-type: none"> 証券規制当局間の情報交換枠組みの活用等を通じ、クロスボーダー取引等を利用した内外プロ投資家等による不公正取引について、2件の課徴金納付命令勧告を行いました。 本年度、新たに良好な関係を構築することができた当局も含め、海外当局を訪問しての協議等や情報交換を積極的に実施し、クロスボーダー取引に係る調査等についての意見交換を行うなど、海外当局との信頼関係醸成による一層の連携強化を図りました。
	【達成】
指標③ [主要]幅広い情報収集・効果的な取引審査の実施	【達成】
29年度 目 標	市場監視の空白を作らないよう、幅広く情報を収集・分析し、効果的な取引審査を実施する
29年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> 事務処理のスピードアップ、自主規制機関・財務局等との連携強化に取り組んだ結果、1,099件の取引審査を実施しました。 ポスターやリーフレットやツイッター等を用いて一般投資家への呼びかけを行った結果、6,147件の情報提供を受け、取引審査等に活用しました。 IPOや第三者割当に係る状況など、金融・資本市場の動向について幅広く情報収集した上で、その背景にある問題の分析を行いました。
指標④ [主要]迅速・効率的な取引調査の実施	【達成】
29年度 目 標	不公正取引等が大型化・複雑化している中で、より迅速・効率的な取引調査を実施する
29年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> 早期に本格調査に着手するとともに、機動的・弾力的な調査チームの編成に努めたほか、高度な技術を要するデータ保全等は情報技術専門官を活用するなど、違反行為の立証に役立てました。 依然として上場会社の役員等が関与するインサイダー取引が多数認められているため、取引が行われた上場会社との間で、根本原因と再発防止策について意見交換を行い、問題認識の共有に努めました。 迅速・効率的な取引調査を実施した結果、26件の課徴金納付命令勧告を行い、その内訳は、インサイダー取引事案が21件、相場操縦事案が5件となりました。
指標⑤ [主要]迅速・効率的な開示検査の実施	【達成】
29年度 目 標	正確な企業情報が適正に市場に提供されるよう、迅速・効率的な開示検査を実施する
29年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> 大規模会社の経営環境の変化等を含む、不正会計リスクが高まっていると思われる業種・テーマを対象とした調査・分析を実施しました 機動的・効率的な開示検査を実施した結果、14件について検査を終了し、うち、2件の課徴金納付命令勧告、2件の自発的な訂正の懲罰を行いました。 開示規制違反が認められた場合には、代表者等と議論を行い、適正な情報開示に向けた体制整備を促進しました。
指標⑥ 課徴金制度の適切な運用	【達成】
29年度 目 標	我が国市場の公平性・透明性の確保に向け、課徴金制度を適切に運用する
29年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> 不公正取引及び有価証券報告書等の虚偽記載等の違反行為に対して、審判官による審判手続を経て、30件の課徴金納付命令を行いました。

指標⑦ [主要]効果的な犯則調査の実施		【達成】
29年度 目 標	重大・悪質な不公正取引等について、犯則調査の権限を行使し、的確に刑事告発を行う等、厳正に対応する	
29年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関との連携やデジタルフォレンジックの積極的な活用等を行いつつ、効果的な犯則調査を実施しました。その結果、多数の犯則嫌疑者らが、共謀の上、長期にわたって犯則行為を実行し、株価を不正に吊り上げた相場操縦事件、発行会社の重要事実を厳に管理すべき財務部職員が、知人と共謀の上、不公正取引を敢行したインサイダー取引事件等について、告発を行いました。 ・ 国際的な情報交換の枠組みを積極的に活用し、海外当局との間で調査に有用な情報を交換し、犯則調査に役立てました。 ・ 効果的な犯則調査を実施した結果、インサイダー取引事件2件、相場操縦事件2件の合計4件について告発を行いました。 	
指標⑧ [主要]金融商品取引業者等に対する効率的かつ効果的なモニタリングの実施		【達成】
29年度 目 標	金融商品取引業者等の規模・特性等を踏まえつつ、効率的かつ効果的なモニタリングを実施する	
29年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大手証券会社グループにおいては、国民の安定的な資産形成を実現するため、顧客本位の業務運営の定着について深度ある対話を実施しました。また、金融商品取引業者等の規模・特性等を踏まえたビジネスモデルの持続可能性について、課題の検討と改善に向けた議論を実施しました。 ・ 今後もオン・オフ一体のモニタリングを推進しながら、顧客本位の業務運営、ビジネスモデルの持続可能性、それらを支えるガバナンスについて、効率的かつ効果的な検証と対話を継続していきます。 ・ 「平成29事務年度証券モニタリング基本方針」に基づき、全ての金融商品取引業者等を対象に、経済動向や業界動向等の環境分析やビジネスモデルの分析等のオフサイト・モニタリングによるリスクアセスメントを行い、リスクベースでオンサイト・モニタリング先を選定する取組を行いました。 ・ 平成29年度に検査結果通知を行った事案39件のうち、約9割にあたる35件について問題点が認められており、リスクベースによるオンサイト・モニタリング先の選定には一定の成果が認められました。 ・ 問題点が認められた35件のうち、重大な法令違反が認められた事案や投資家被害を発生させていることが認められた10件の事案に対して、行政処分を求める勧告を行いました。 	
指標⑨ 根本原因の究明・指摘		【達成】
29年度 目 標	法令違反等が認められた場合、根本的な原因を究明・指摘し、再発防止に繋げる	

29年度 実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ オンサイト・モニタリングにおいては、単に問題点を指摘し行政処分勧告等を行うにとどまらず、問題の全体像を検証・把握し、問題の根本原因の究明を行うことにより、実効性のある再発防止策の策定につなげていくことに努めています。 ・ また、平成29年度から、問題が顕在化していないものの、業務運営態勢等について改善が必要と認められた場合には、検査終了通知書に「留意すべき事項」として記載し、証券監視委の問題意識をモニタリング先と共有し、実効性ある内部管理態勢の構築等を促す取組を行っており、29年度に検査終了通知を行った事案39件のうち19件において、検査先に伝達したほか、いずれの件も、改善状況についてフォローアップを実施しています。 ・ 全ての内部者取引の勧告事案に関し、内部管理態勢を確認するためのチェックリストに基づきヒアリングを実施しました。その結果、社内研修の充実、社内規程の見直し等再発防止に向けた具体的取組に繋がりました。 ・ 8月に公表した課徴金事例集においても、上場会社の内部者取引管理態勢を類型化し、内部者取引の未然防止策を提案しました。 ・ 開示検査を実施し、情報開示体制について不備が認められた社について、代表者、役員等と議論し、適正な情報開示に向けた意識改革を促しました。
------------	--

指標⑩ 市場規律強化に向けた取組		【 達成 】
29年度 目 標	効果的な情報発信や市場環境整備に向けた積極的な貢献を通じて、市場規律強化に向けた取組を行う	
29年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主規制機関等との意見交換について、連携先の拡大に努めた結果、17回開催し、市場における諸問題について認識を共有しました。 ・ 市場参加者等に対する講演を16回、各種広報媒体への寄稿を30件実施し、証券取引等監視委員会の活動状況や問題意識等を情報発信することで、市場規律の強化に努めました。 ・ 報道機関等を通じた情報発信については、事案の内容や問題点が的確に伝わるよう公表内容の見直しを行いました。 	

指標⑪ 市場監視におけるITの活用 (R e g T e c h)		【 未達成 】
29年度 目 標	市場監視システムにおけるITの更なる活用を推進していく	
29年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高速取引等の増加に伴う注文・約定データの大規模化に対応するため、処理性能向上やストレージ拡張を含む証券総合サブシステムの機器更改を実施しました。 ・ 証券監視委のIT整備にかかる中期計画を策定し、当該計画に基づく中期的なITの整備に向けて、市場監視における技術的課題の解決及びAI導入に係るコンサルティング業務を30年度に調達するための予算を確保し、仕様を取りまとめる等、中期計画における29年度実施予定項目は全て実施しました。 ・ 証券監視委におけるIT整備のための具体的課題の抽出にあたり、FinTech等が証券市場等に与える影響等について市場関係者等(18先)から最新の動向をヒアリングしました。 	

	<ul style="list-style-type: none"> 調査・検査に係る預貯金等の照会業務の効率化に向け、金融機関及び行政機関（関係府省、地方公共団体）との勉強会に金融庁を代表して証券監視委が参加し、業務フローやデータ項目等の検討を実施しました。当該勉強会における検討内容を踏まえ、金融機関×行政機関の情報連携が「デジタル・ガバメント実行計画」に明記されました（30年1月にeガバメント閣僚会議にて決定）。
指標⑫ 自主規制機関・関係団体等との適切な連携	【達成】
29年度 目 標	市場全体としての監視機能強化に向け、自主規制機関・関係団体等と適切な連携を行う

参考指標										
指標① 情報受付状況<内容・件数>										
29年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> 情報受付件数 6,147 件 [内訳 (情報提供手段別)] インターネット : 4,551 件、電話 : 1,092 件、文書 : 358 件、来訪 : 26 件、財務局等からの回付 : 120 件 [内訳 (受付情報別)] 相場操縦等の個別銘柄に関するもの : 4,496 件、有価証券報告書虚偽記載等の発行体に関するもの : 236 件、金融商品取引業者の営業姿勢等に関するもの : 599 件、その他の意見等 : 816 件 									
指標② 取引審査実施状況<内容・件数>										
29年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> 取引審査件数 1,099 件（うち、価格形成に関するもの 83 件、内部者取引に関するもの 1,002 件、その他 14 件） 取引審査件数は 5 年連続で 1,000 件を超える。 									
指標③ 証券モニタリングに係る行政処分等の勧告の実施状況<内容・件数>										
29年度 実 績	<table border="1"> <tr> <td></td><td>27年度</td><td>28年度</td><td>29年度</td></tr> <tr> <td></td><td>18</td><td>35</td><td>10</td></tr> </table>			27年度	28年度	29年度		18	35	10
	27年度	28年度	29年度							
	18	35	10							
指標④ 証券モニタリングにおける金融商品取引業者等に対する法令遵守等の不備に係る通知の実施状況<内容・件数>										
29年度 実 績	<table border="1"> <tr> <td></td><td>27年度</td><td>28年度</td><td>29年度</td></tr> <tr> <td></td><td>72</td><td>67</td><td>35</td></tr> </table>			27年度	28年度	29年度		72	67	35
	27年度	28年度	29年度							
	72	67	35							
指標⑤ 金融商品取引業者等に対する行政処分の実施状況<内容・件数>										

29年度 実績	<ul style="list-style-type: none"> 100社に対する行政処分を公表しました。
指標⑥ 取引調査に係る勧告の実施状況<内容・件数>	
29年度 実績	<ul style="list-style-type: none"> 取引調査に係る課徴金納付命令勧告 26件（うち、インサイダー取引事案21件、相場操縦事案5件）
指標⑦ 開示検査に係る検査終了件数、勧告の実施状況<内容・件数>	
29年度 実績	<ul style="list-style-type: none"> 開示検査に係る検査終了件数 14件（うち、課徴金納付命令勧告2件、自発的訂正の懲罰2件）
指標⑧ 課徴金納付命令の実績<内容・件数>	
29年度 実績	<ul style="list-style-type: none"> 課徴金納付命令 30件（うち、不公正取引の違反行為に対して 28件、有価証券報告書等の虚偽記載等の違反行為に対して 2件）
指標⑨ 犯則事件の告発の実施状況<内容・件数>	
29年度 実績	<ul style="list-style-type: none"> 犯則事件に係る告発件数 4件（うち、インサイダー取引事件 2件、相場操縦事件 2件）
指標⑩ 市場参加者等に対する意見交換会等の実施状況<内容・件数>	
29年度 実績	<ul style="list-style-type: none"> 意見交換会等の実施 17件（うち、日本証券業協会 10件、証券取引所 3件、投資信託協会 2件、投資顧問業協会 1件、金融先物取引業協会 1件） 講演会等の実施 16件 寄稿の実施 30件

評価結果	
	B（相当程度進展あり）
目標達成度合い の測定結果	<p>【判断根拠】 証券取引等監視委員会においては、適切に検査・調査を実施し、必要に応じて課徴金納付命令の勧告、悪質な事案については告発を行うなど、市場の公正性・透明性の確保に貢献しました。また、海外当局との緊密な連携や市場関係者との意見交換など、市場規律の強化に向けた取組についても積極的に行いました。</p> <p>また、金融商品取引業者等の規模・特性等を勘案しつつ、全ての金融商品取引業者等のビジネスモデルの分析（高齢化の進展が証券会社の業務に与える影響等の調査等）、それを支えるガバナンスの有効性やリスク管理の適切性等に着目したリスクアセスメントを実施し、リスクアセスメントの結果を踏まえてオンライン・モニタリングを実施した結果、重大な法令違反が認められた事案等に対しては、行政処分を求める勧告等を行いました。</p> <p>金融庁においては、重大な問題が認められた金融商品取引業者に対し、行政処分を行うなど、金融商品取引業者における業務運営体制の改善に向けた取組を進めました。また、顧客本位の業務運営の定着や、内外の経済・金融環境の変化を踏まえたビジネスモデルの持続可能性について、大手証券会</p>

	<p>社グループの社外取締役等と深度ある対話を行いました。また、日本証券業協会等と連携し、各業界における課題の検討等を行いました。</p> <p>しかしながら、現在は市場監視におけるＩＴの活用（測定指標⑪）のうちAIを導入した新たな市場監視システムの本格運用に向けた整備過程にあり、施策の目標に照らし合わせてみると、ITの進展等に伴い取引の高速化や複雑化、新たな金融商品・取引の開発が進んでいる近年の市場動向を踏まえ、現在の調査・検査の手法や着眼点等について見直しの余地がないか不斷に検証するなど、引き続き取り組むべき課題があるものと考えられます。</p> <p>以上のことから、測定結果は「B」としました。高速取引や、多様化・複雑化・巧妙化が進む不公正取引に対する市場監視システムの高度化や検査・調査手法の見直し、個別事案の調査で得られた情報の多面的・複線的活用、グローバル経済の変化や不祥事の発生、M&Aの増加等に伴う開示規制違反の潜在的リスクに着目した大規模上場会社に対する継続的監視などについて、引き続き取り組んでいく必要があります。</p> <p>また、今後は、自主規制機関等との連携を一層強化とともに、金融商品取引業者等の業態及び規模・特性等を踏まえつつ、そのビジネスモデルやそれに由来するリスク、ガバナンスやリスク管理態勢等により一層着目したリスクアセスメントを強化し、オン・オフ一体のモニタリングをより効率的かつ効果的に実施していく必要があるほか、オンサイト・モニタリングにおける事実認定の的確性の向上、把握した問題事象に係る根本原因の深度ある究明、新しいビジネスモデルや新商品の登場に伴う新たなリスクに係る対応などについて、引き続き取り組んでいく必要があります。</p>
施策の分析	<p>【必要性】 市場構造が急速に変化する中で、市場の公正性・透明性の確保、投資者の保護を図るために、経済情勢や市場動向等を広く収集・分析し、業務に活用するなど、フォワード・ルッキングな市場監視を行っていく必要があります。</p> <p>また、市場仲介機能が適切に発揮されるためには、効率的かつ効果的な監督及び検査を実施し、金融商品取引業者等の業務の健全かつ適切な運営の確保を図ることが必要であると考えています。</p> <p>【効率性】 市場で行われる取引その他の活動について、財務局や自主規制機関等との連携やITの活用を通じた効率的な市場監視を実施し、市場取引の公正性・透明性を確保するための環境整備を効率的に行うことができたと考えています。</p> <p>また、監督部局と検査部局の緊密な連携等により、様々な情報を収集・分析して検査対象先の規模・特性等を踏まえた</p>

	<p>リスクベースの検査を効率的に実施し、問題が認められた金融商品取引業者等に対する速やかな行政処分の実施や、同様の事案の発生を抑制するための事実関係等の公表などをすることは、市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境を整備するという施策効果を効率的に実現するものであると考えています。</p> <p>【有効性】</p> <p>フォワード・ルッキングな市場監視により、違反行為者について課徴金納付命令勧告や告発等を行うとともに、その内容を公表し、市場規律の強化を促したことは、市場の公正性・透明性の確保に有効であったと考えています。</p> <p>さらに、自主規制機関と連携して、各業界における課題の検討等を行ったことは、投資者保護や市場の公正性・透明性の確保に有効であったと考えています。</p> <p>また、監督部局と検査部局との間で情報共有を行い、迅速に検査を実施して早期に実態を解明し、的確に行政処分を行うとともに、金融商品取引業者等による再発防止策の策定やそれに基づく業務改善の状況を適時適切にフォローアップすることにより、金融商品取引業者等の健全かつ適切な運営に資することができたと考えています。</p>
今後の課題・次期目標等への反映の方向性	<p>【今後の課題】</p> <p>個別事案の調査で得られた情報に関し、市場監視業務全般に多面的・複線的に活用する等の取組を引き続き推進することで、市場規律の強化につなげていく必要があります。</p> <p>I T の最新動向に関する情報収集に努めるとともに、高速取引に対する取引審査手法を含めた調査分析手法の高度化を行っていく必要があります。</p> <p>グローバルなマクロ経済の変化が上場企業の業績等に与える影響や、不祥事の発生やM & A の増加に伴う潜在的な不正会計リスクの高まりを注視するなど、開示検査の深度を一層深めていく必要があります。</p> <p>金融商品取引業者等に対するモニタリングにおいて、マクロ経済や証券市場等の変化による金融商品取引業者等のビジネスモデルの変化に着目し、当該ビジネスモデルの変化に起因する問題事象をタイムリーに把握し、より迅速に被害の未然防止・極小化を図っていく必要があります。</p> <p>事実認定の的確性、把握した問題事象に係る根本原因の究明等について、更なる向上を図り、真に再発防止・未然防止につながるような指摘・公表の仕方について、監督部局、関係機関等とも連携しつつ模索する必要があります。</p>

	<p>【施策】 内外環境を踏まえた市場監視の空白を作らない取組により、迅速かつ効果的・効率的な検査・調査を実施する等、金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化を通じて、我が国市場の公平性・透明性の確保及び投資者保護を図る取組を引き続き進めていきます。</p> <p>【測定指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①市場環境のマクロ的な視点に基づく分析を行うなど、フォワード・ルッキングな観点からの市場監視を行っていく必要があります。 ②海外との間のクロスボーダー取引の拡大等を踏まえ、引き続き海外当局との連携強化を図っていく必要があります。 ③引き続き、市場監視の空白を作らないため、幅広い情報の収集・分析及び取引審査を行っていく必要があります。 ④不公正取引が複雑化等していることを踏まえ、引き続き迅速・効率的な取引調査を実施していく必要があります。 ⑤正確な企業情報が適正に市場に提供されるよう、引き続き迅速・効率的な開示検査を実施していく必要があります。 ⑥引き続き、市場の公平性・透明性の確保に向け、課徴金制度を適切に運用していきます。 ⑦犯則行為が複雑化・巧妙化していることを踏まえ、引き続き、様々な形態の犯則行為に対して、厳正で効果的な犯則調査を実施していく必要があります。 ⑧金融商品取引業者等の業態及び規模・特性等を踏まえつつ、そのビジネスモデルやそれに由来するリスク、ガバナンスやリスク管理態勢等により一層着目したリスクアセスメントを強化する必要があることから、内外の経済・金融環境の変化を踏まえた、より効率的かつ効果的なモニタリングを実施していきます。 ⑨法令違反等が認められた場合、根本的な原因を究明・指摘し、再発防止につなげていく必要があります。 ⑩効果的な情報発信や市場環境整備に向けた積極的な貢献を通じて、市場規律強化に向けた取組を行っていく必要があります。 ⑪市場監視システムにおけるＩＴの更なる活用を推進していく必要があります。 ⑫市場全体としての監視機能強化に向け、市場の公正性・透明性の確保に向けた業界自身の取組の充実・改善を後押ししていくため、引き続き、自主規制機関・関係団体等と適切な連携を行っていく必要があります。
--	--

主な事務事業の取組内容・評価	
① 内外環境を踏まえた情報力の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ フォワード・ルッキングな市場監視を行うため、国内外の経済動向や收 	

益状況などを考慮して、19セクターを選定し、当該セクターに属する個別企業に係る分析を実施したことに加えて、財務状況が悪化した企業や成長が鈍化した企業を別途抽出し分析しました。分析に当たっては、民間のアナリスト等へのヒアリングによる情報収集も併せて行い、また、分析結果については、証券取引等監視委員会内及び金融庁の関係部署と情報共有を図りました。

- ・ 海外当局との円滑な連携を継続的に実施していくため、当局間の信頼関係の醸成に努め、当該信頼関係に基づき、情報交換、検査・調査及び法執行面での連携を更に強化するとともに、そこから得られた海外法執行状況や法制度等の有益な情報について、市場監視に活用しました。
- ・ 市場の環境変化や市場に関連する様々なイベント等に関して広範に情報収集を行うとともに、監視委の業務に影響を及ぼしうる問題等について適時適切に分析を行い、監視委内で共有を図りました。また、上場会社やその関連会社が行う仮想通貨関連業務についても、金融庁の関連部署や金融商品取引所とも連携しつつ、注視するなど、市場監視の空白を作らない取組を行いました。
- ・ これらの取組は、内外環境を踏まえた情報力の強化に資するものであったと考えています。

② 迅速かつ効率的な検査・調査の実施

- ・ 国内外の不公正取引や開示規制違反等の個別事案がより大型化・複雑化・巧妙化・多様化している中で、課徴金制度を積極的に活用し、各事案に対する検査・調査を迅速かつ効率的に行いました。
- ・ 開示検査の結果、課徴金納付命令勧告を行わなかった場合であっても、正確な情報が投資家に速やかに提供されるよう経営陣等に対し促したことで、29年度においては2件の訂正報告書の提出がありました。
- ・ クロスボーダー取引による違反行為に対しては、本年度、新たに良好な関係を構築することができた当局も含め、海外当局を訪問しての協議等や当局間の情報交換枠組み等を活用した協働も強化しながら、数カ国を経由した発注の案件についても実態解明を行い、適切な法執行を行いました。
- ・ 不公正取引等のうち重大で悪質なものについては、犯則調査の権限行使し、関係機関とも連携の上、的確に刑事告発を行う等、厳正に対応しました。
- ・ 全ての金融商品取引業者等を対象に、経済動向や業界動向等の環境分析やビジネスモデルの分析等のオフサイト・モニタリングによるリスクアセスメントを行い、リスクベースでオンサイト・モニタリング先を選定する取組を行った結果、29年度にオンサイト・モニタリングを行った約9割について問題点が認められており、リスクベースによるオンサイト・モニタリング先の選定には一定の成果が認められています。
- ・ また、オンライン・モニタリングにおいては、単に問題点を指摘し行政

処分勧告等を行うにとどまらず、問題の全体像を検証・把握し、問題の根本原因の究明を行うことにより、実効性のある再発防止策を策定するよう努めているほか、問題が顕在化していないものの、業務運営態勢等について改善が必要と認められた場合には、検査終了通知書に「留意すべき事項」として記載し、証券監視委の問題意識をモニタリング先と共有し、実効性ある内部管理態勢の構築等を促す取組を行っています。

- これらの取組は、迅速かつ効率的な検査・調査の実施に値するものであったと考えています。

③ 深度ある分析の実施と市場規律強化に向けた取組

- 検査・調査において、法令違反等が認められた場合、行政処分勧告等を行うだけでなく、市場動向等のマクロ的視点からも問題の全体像を把握した上で、根本的な原因を究明・指摘し、再発防止につなげました。
- 個別事案の検査・調査の結果、得られたインテリジェンス情報の拡充を図るなど、更なる情報の蓄積に取り組みました。
- 個別勧告事案等の公表のほか、課徴金事例集や証券検査における主な指摘事項の公表等において、市場規律強化の観点から、事案の意義、内容及び問題点を明確にした、具体的で分かりやすい情報の発信を行いました。
- テーマ別分析に基づく検査等を通じて把握した市場の構造的な問題等は関係機関と問題意識を共有し、より良い市場環境の整備に努めました。
- 昨年度に引き続き、財務局において証券取引等監視委員会を開催しました（四国財務局：29年6月）。併せて、中期活動方針に係る説明会を開催し、市場関係者に対し周知を図るとともに、地元検察庁等と意見交換を実施するなど、関係機関との連携強化を実施しました。
- 監視活動を通じて認識された国際的な連携に関する課題について、二国間及び証券監督者国際機構（IOSCO）等の多国間の枠組みでの問題提起及び共有の更なる強化により、グローバルな市場監視に貢献しました。
- これらの取組は、深度ある分析の実施と市場規律強化に向けた取組であったと考えています。

④ 市場監視におけるITの活用（RegTech）

- 市場監視におけるITの更なる活用（RegTech）を図るため、FinTechの進展状況等について金融機関やIT企業等の有識者に対するヒアリングを実施し、AIを導入した新たな市場監視システムの設計等に係るコンサルティング業務の調達準備を行うとともに、行政機関・金融機関間の業務効率化に向けた検討を行いました。
- 近年のITの高度化及びデータの大容量化に対応するため、検査・調査におけるデジタルフォレンジック技術の一層の向上及びシステム環境の高度化を推進し、スマートフォン、タブレット等の電子データを保全するための資機材の追加調達のほか、大容量化する押収電子データを迅速かつ

- 効率的に解析するための解析専用サーバの導入等を実施しました。
- ・検査・調査等に資するIT人材を育成するため、OJTを含むICT人材育成プログラムを策定し、職員の専門性向上に努めました。
 - ・これらの取組は、市場監視におけるITの活用（RegTech）に資する取組であったと考えています。

⑤ 国内外の自主規制機関等との連携

- ・市場を取り巻く内外環境の大きな変化の中で、その役割がますます重要なとなる自主規制機関が、その機動性及び柔軟性を活かしながら主体的な役割を果たすことに資するよう、これまで以上に証券監視委の持つ情報や問題意識をタイムリーに共有するなどして、監視態勢の更なる強化や関係機関との連携の拡大を通じて、市場規律の強化に向けた取組を行いました。
- ・金融商品取引業者等に対するオン・オフ一体モニタリングへの移行に伴い、効果的・効率的な検査実施の観点から、自主規制機関による監査・検査との連携のあり方についても検討を行いました。
- ・これまでの自主規制機関、海外当局、関係機関・団体等との間での連携を強化していくことに加え、市場の公正性・透明性確保に関連する関係機関・団体等の市場関係者（ステークホルダー）との連携の拡大を図っていくことを通じて、全体としての市場監視機能を強化しました。
- ・これらの取組は、国内外の自主規制機関等との更なる連携に資する取組であったと考えています。

施策の 予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度
	当初予算	259	222	243	347
	補正予算	▲3	▲0	▲3	—
	繰越等	—	—		
	合計	256	221—		
	執行額（百万円）	161	162		

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議（30年6月22日）
-----------------	-------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>【測定指標①～⑤、⑦、⑨～⑫】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・証券取引等監視委員会 中期活動方針（第9期）～四半世紀の活動を踏まえた新たなステージへ～（証券取引等監視委員会 29年1月20日公表） ・「平成28事務年度 金融行政方針」（金融庁 28年10月21日公表） ・「平成29事務年度 金融行政方針」（金融庁 29年11月10日公表） <p>【測定指標⑥】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「課徴金納付命令等一覧」 <p>【測定指標⑧】</p>
---------------------------	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 事務年度証券モニタリング基本方針（証券取引等監視委員会 28 年 10 月 25 日公表） ・平成 29 事務年度証券モニタリング基本方針（証券取引等監視委員会 29 年 11 月 14 日公表） ・金融商品取引業者等に対する検査結果に基づく勧告について、適格機関投資家等特例業務届出者等に対する検査結果に基づく勧告等について 【参考指標⑤】 <ul style="list-style-type: none"> ・行政処分事例集（金融庁 公表）
--	--

担当部局名	<p>証券取引等監視委員会事務局 総務課 総務企画局 総務課審判手続室、市場課 監督局 証券課 検査局 総務課</p>
-------	--

政策評価実施時期	平成 30 年 6 月
----------	-------------

平成 29 年度 実績評価書

金融庁 29(施策Ⅲ-2)

施策名	企業の情報開示の質の向上のための制度・環境整備とモニタリングの実施
施策の概要	企業による情報開示や会計基準・会計監査の質の向上に向けた制度・環境整備を図るとともに、適正な情報開示、会計監査の確保のためのモニタリングを実施する。
達成すべき目標	企業の情報開示、会計基準・会計監査の質が向上すること
目標設定の考え方・根拠	<p>資本市場の機能強化や国民の安定的な資産形成を実現する観点から、投資家の投資判断に必要な情報を十分かつ適時に分かりやすく提供することや、企業と投資家の建設的な対話に資する情報開示を促していくことが重要である。こうした観点に立って、企業による情報開示や会計基準・会計監査の質の向上に向けた取組を行う。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「未来投資戦略2017」（29年6月9日閣議決定） ・「日本再興戦略2016」（28年6月2日閣議決定） ・「平成29事務年度 金融行政方針」（29年11月10日公表） ・金融審議会「市場ワーキング・グループ フェア・ディスクロージャー・ルール・タスクフォース報告-投資家への公平・適時な情報開示の確保のために-」（28年12月7日） ・金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告（28年4月18日） ・企業会計審議会「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」（25年6月19日） ・「会計監査の在り方に関する懇談会」提言（28年3月8日）

測定指標		
指標①	[主要] 企業情報の開示・提供のあり方についての検討状況	【達成】
29年度 目 標	金融審議会において検討	
29年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融審議会に「ディスクロージャーワーキング・グループ」を設置し、投資家の投資判断に必要な情報の十分かつ適時で分かりやすい提供や、企業と投資家の建設的な対話に資する情報開示の促進のため、企業情報の開示・提供のあり方について検討し、報告書を取りまとめました（30年6月公表）。 	
指標②	「金融商品取引法の一部を改正する法律」の施行のための制度整備状況	【達成】
29年度 目 標	フェア・ディスクロージャー・ルールに係る所要の政令・内閣府令等の整備	

	29年度 実績	<ul style="list-style-type: none"> フェア・ディスクロージャー・ルールの整備を行うなどの措置を講じる「金融商品取引法の一部を改正する法律」(29年法律第37号)が第193回国会で成立し、公布されました(29年5月公布・30年4月施行)。これを受け、関係政令・内閣府令の整備を行うとともに(29年12月公布・30年4月施行)、「金融商品取引法第27条の36の規定に関する留意事項について(フェア・ディスクロージャー・ルールガイドライン)」を公表しました(30年2月公表)。
指標③	金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告(28年4月18日)を踏まえた取組の進捗状況	【達成】
29年度 目 標	報告書を踏まえた必要な取組を実施	
29年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> 非財務情報の開示充実や事業報告等と有価証券報告書の一体的開示をより容易にするための開示内容の共通化・合理化を図る内閣府令改正を行いました(30年1月公布・施行)。 	
指標④	金融商品取引法上のディスクロージャーの適正性を確保するための施策の実施状況	【達成】
29年度 目 標	ディスクロージャーの適正性を確保するための施策を実施	
29年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> 有価証券報告書レビューを実施するとともに有価証券報告書の作成に当たり留意すべき事項について公表しました。 有価証券報告書等の虚偽記載の違反行為に対し、課徴金納付命令の決定2件を行いました。 無届募集であることが判明した場合、無届募集を行っている者に対し有価証券届出書等の提出の懲罰を行いました。 	
指標⑤	有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDIN E T)のアクセス件数	【未達成】
基準値	実績	
28年度	29年度	29年度
20,000 千件／月	15,817 千件／月	20,000 千件／月
指標⑥ [主要] 我が国において使用される会計基準の品質向上		【達成】
29年度 目 標	国際会計基準(IFRS)の任意適用企業の拡大促進等の取組を推進	
29年度 実 績	i) IFRS任意適用企業の拡大促進 <ul style="list-style-type: none"> 銀行グループがIFRS等を任意適用した場合に、銀行法における各種の開示等の規制についてもIFRS等で対応できるよう、銀行法施行規則を改正しました(29年11月)。 会計教育研修機構が中心となり、IFRSへの移行を促すためのセミナーを開催しました(30年3月)。 こうした取組の結果、IFRS任意適用企業数(適用予定企業数を含む)は、29年度末時点では183社(28年度末146社)、全上場企業の時価 	

	<p>総額の 30.88% (28 年度末 24.56%) まで増加しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ii) I F R S に関する国際的な意見発信の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業会計基準委員会において、「のれんを巡る財務情報に関するアナリストの見解」を公表するとともに、会計基準アドバイザリー・フォーラム (A S A F) に「『too little, too late』の問題への対処として考えられるアプローチ」を提出しました (29 年 6 月)。 iii) 日本基準の高品質化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業会計基準委員会において、「収益認識に関する会計基準」を公表しました (30 年 3 月)。 iv) 国際的な会計人材の育成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 財務会計基準機構が中心となり、I F R S に関して国際的な場で意見発信できる人材等、国際的な会計人材を育成するための「国際会計人材ネットワーク」を構築し (29 年 4 月)、同ネットワークの登録者等を対象に、シンポジウム (29 年 7 月、30 年 3 月) や少人数の定例会 (30 年 2 月) を開催しました。
--	---

指標⑦	[主要] 適正な会計監査の確保のための態勢・環境整備に向けた取組の実施状況	【達成】
29 年度 目 標	監査報告書の透明化について、企業会計審議会における具体的な検討等及び海外監査監督当局との連携強化	
29 年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業会計審議会監査部会を開催し、「監査報告書の透明化」に関する主な論点について、具体的な検討を行い、監査基準の改訂案を取りまとめ、パブリックコメント手続を実施しました (30 年 5 月)。 ・ 監査法人のガバナンス・コードへの対応が監査品質向上につながるよう、公認会計士・監査審査会の検査等により、コードを踏まえて大手監査法人等が構築・強化した態勢の実効性を検証しました。 ・ 29 年 4 月の監査監督機関国際フォーラム (I F I A R) 事務局開設と東京での本会合開催、その後の円滑な運営に向け、拠出金の支出等、金融庁として必要な支援を行いました。 ・ I F I A R 代表理事国として I F I A R の中期的な戦略策定に参画したほか、各ワーキング・グループにおいて積極的に議論に参加・貢献しました。 ・ I F I A R 多国間情報交換枠組みへの署名 (29 年 4 月) や中国財政部との監査監督上の協力に関する書簡交換 (同年 12 月) の実施により、諸外国の監査監督当局との連携強化に努めました。 	
指標⑧	[主要] 公認会計士・監査法人等に対する適切な検査・監督の実施状況	【達成】
29 年度 目 標	公認会計士・監査法人等に対する適切な検査・監督を実施	
29 年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査法人等の非違事例等について、法令に基づく厳正な処分を行ったほか、業務改善報告を通じて品質管理態勢の整備状況を確認する等、適切な監督を実施しました。 ・ 適切な監査の実施に資するため、日本公認会計士協会を通じて、有価証券報告書レビューの結果を踏まえた有価証券報告書作成に係る留意点 	

	<p>を監査法人等に周知しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> 品質管理レビューを適正に審査し、その審査結果等を踏まえて、監査法人等に対して報告徴収を行い、品質管理レビューの改善報告に対する改善計画の実施状況等について検証しました（29年度報告徴収件数は、レビュー実施件数101件のうち51件（実施率50.5%））。 審査結果等を踏まえて、必要かつ適当であると認められた監査法人等に対して検査を実施し、品質管理等の問題点を指摘して改善を促すとともに、業務運営が著しく不当と認められた監査法人については、金融庁長官に対し、行政処分その他の措置を講ずるよう勧告しました（29年度検査件数11件（うち外国監査法人1件）・勧告件数1件）。
--	--

指標⑨ 優秀な会計人材確保に向けた取組の実施状況	【達成】
29年度 目 標	優秀な会計人材確保に向けた取組を実施
29年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> 我が国の会計・監査を担う優秀な人材の確保に向け、全国の大学・高等学校等において講演会を実施するなど、一層の広報活動の充実に取り組みました。

参考指標	
指標① 課徴金納付命令の実績＜内容・件数＞	
29年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> 有価証券報告書等の虚偽記載の違反行為に対して、2件の課徴金納付命令を行いました。
指標② 開示書類の提出会社数（内国会社）	
29年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> 4,429社（28年度 4,429社）
指標③ 有価証券報告書、臨時報告書、大量保有報告書等の提出件数	
29年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> 38,928件（28年度 37,872件）
指標④ EDINETの稼働率	
29年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> 100.0%（28年度 99.9%）
指標⑤ IFRSの任意適用企業数及びその時価総額の割合	
29年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> IFRS任意適用企業数 183社（28年度末 146社） 全上場企業の時価総額の割合 30.88%（28年度末 24.56%）
指標⑥ 公認会計士等に対する行政処分の実施状況＜内容・件数＞	
29年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> 監査法人に対する処分 1件（28年度 3件） 公認会計士に対する懲戒処分 6件（28年度 0件）
指標⑦ 監査法人等に対する検査及び勧告の実施状況＜件数＞	
29年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> 検査件数 11件（28年度 10件） 勧告件数 1件（28年度 1件）
指標⑧ 公認会計士・監査審査会ウェブサイトへのアクセス件数	
29年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> 審査会トップページ 年間件数 953,628件（28年度 717,599件）

	月間平均件数 79,469 件 (28 年度 59,800 件) ・公認会計士試験関係 年間件数 404,520 件 (28 年度 233,378 件) 月間平均件数 33,710 件 (28 年度 19,448 件)
--	--

評価結果	
目標達成度合いの測定結果	<p>A (目標達成)</p> <p>【判断根拠】 金融庁においては、金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」における企業情報の開示・提供のあり方についての検討・報告書の取りまとめ（測定指標①）、フェア・ディスクロージャー・ルールに係る所要の政令・内閣府令等の整備（測定指標②）、IFRSの任意適用企業の拡大（測定指標⑥）及び企業会計審議会監査部会における監査報告書の透明化に係る監査基準の改訂案の取りまとめ（測定指標⑦）等を実施したことから、企業等による情報開示の質の向上のための制度・環境整備に取り組みました。</p> <p>また、有価証券報告書レビュー（測定指標④）や監査法人のガバナンス・コードを踏まえて大手監査法人等が構築・強化した態勢の実効性の検証、IFIARへの積極的な貢献・海外監査監督当局との連携強化（測定指標⑦）等、適正な情報開示、会計監査の確保のための取組を行いました。</p> <p>このように、外部要因（EDINETの大口利用先におけるアクセス効率化の措置の導入に伴う減少）により一部の測定指標（測定指標⑤）は未達成となったものの、主要な測定指標を含む多数の測定指標で目標を達成したことから、「A」としました。</p>
施策の分析	<p>【必要性】 投資家の投資判断に必要な情報を十分かつ適時に分かりやすく提供することや、企業と投資家の建設的な対話に資する情報開示を促進する観点から、企業による情報開示や会計基準・会計監査の質の向上に向けた取組を行うことは、我が国の資本市場の機能強化や国民の安定的な資産形成の実現に貢献するものと考えています。</p> <p>【効率性】 以下のように企業の情報開示の質の向上のための制度・環境整備とモニタリングの実施を効率的に行うべく、関係機関と連携して取組を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 29 年度有価証券報告書レビューについて、財務局等と連携し、企業が有価証券報告書を作成する際の留意事項等の公表を年一回にまとめた上で早期に行いました。 ・ IFRS の任意適用企業の拡大促進等の取組を実施するに当たり、財務会計基準機構、企業会計基準委員

	<p>会等の関係機関と適切に役割分担し取り組みました。</p> <p>また、適正な会計監査を確保する観点から、金融庁及び審査会は監査法人等に対する監督・検査等を着実に実施しました。</p>
<p>今後の課題・次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【有効性】 以下のように企業の情報開示の質の向上のための制度・環境整備を有効に行うべく、審議会を通して取組を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> 投資家の投資判断に必要な情報の十分かつ適時で分かりやすい提供や、企業と投資家の建設的な対話に資する情報開示の促進のため、企業情報の開示・提供のあり方について、金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」において総合的な検討を行い、報告書を取りまとめました（30年6月公表）。 適正な会計監査の確保のため、「監査報告書の透明化」について、企業会計審議会において検討を行い、監査基準の改訂案を取りまとめ、パブリックコメント手続を実施しました。 <p>また、監査法人等の監査の質の向上を促すため、以下の取組を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> 監査法人のガバナンス・コードを踏まえて大手監査法人等が構築・強化した態勢の実効性を検証しました。 監査法人等に対する適切な監督、並びに品質管理レビューの審査等に基づく監査法人等に対する報告徴収及び検査を実施しました。 利用者の確実な理解を図るための検査結果事例集の改訂等に取り組みました。 <p>【外部要因】 測定指標⑤について、アクセス件数は減少していますが、これは29年度において大口利用先がタグ付けした情報を活用する等アクセス効率化の措置を導入したことによるもの（大口のアクセスが約6,000千件/月の減）です。これまでの実績を基にした基準値と29年度実績を実質的に比較するため、この効率化による減少分を29年度の実績値に加算すれば、29年度実績は実質的に月間約21,000千件から22,000千件となり、基準値を上回っていることから実質的には目標を達成したものと考えられます。</p> <p>【今後の課題】 企業の情報開示の質の向上のため、引き続き、企業情報の開示・提供のあり方についての検討や会計基準・会計監査の質の向上に向けた取組を行う必要があります。</p> <p>【施策】 投資家の投資判断に必要な情報の十分かつ適時で分かりやすい提供や、企業と投資家の建設的な対話に資する情報開示の促進のため、企業情報の開示・提供のあり方について、金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」における検討結果を踏まえた取組を実施する必要があ</p>

	<p>ります。また、会計監査に関する制度・環境整備は一定程度進捗しているものと考えられますが、会計監査に関する情報の提供の充実を含む会計監査の品質の持続的な向上・信頼性確保により、市場機能の発揮の基盤が強化されることを目指す必要があります。</p>
	<p>【測定指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告（30年6月28日）を踏まえた取組を実施する必要があります。 ② 「金融商品取引法の一部を改正する法律」の施行のための制度整備は29年度で終了したことから、30年度以降は測定指標から削除します。 ③ 金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告（28年4月18日）を踏まえた制度整備は29年度で終了したことから、30年度以降は測定指標から削除します。 ④ 引き続き、財務局等と連携を図りつつ、外部等からの照会に対する適切な対応、有価証券報告書レビューの実施及び有価証券報告書等の虚偽記載等の違反行為に関する課徴金制度の適切な運用並びに無届募集を行う発行者への対応等を通じ、ディスクロージャーの適切性の確保に努めます。 ⑤ 30年度に、EDINETにおいてAPI（アプリケーション・プログラミング・インターフェース）を構築し、利用者にとってより効率的な情報取得のための取組を進めているところであります、必ずしもEDINETへのアクセス件数の伸長がEDINETの利用状況とは一致しなくなることを踏まえ、測定指標のあり方については、今後検討します。 ⑥ 企業の財務情報が企業活動を適正に反映したものとなるよう、引き続き、我が国において使用される会計基準の品質向上に向けた取組を進めます。 ⑦ 「監査報告書の透明化」について最終化を行い、円滑な実施を促すなど、会計監査に関する情報の提供の充実を含む会計監査の品質の持続的な向上・信頼性確保に向けた取組を進めます。また、IFAIR事務局の円滑な運営に必要な支援と、IFAIR関連活動等への積極的な関与・貢献を継続するとともに、海外監査監督当局との緊密な協力・連携を図ります。 ⑧ 引き続き、適正な会計監査の確保に資するよう、財務情報の信頼性の確保において重要な役割を担う監査法人等の非違事例等に対して厳正な処分を行うなど、適正な監督を実施するとともに、品質管理レビューのより適切な審査及び監査法人等に対するより実効的な検査を実

	<p>施していきます。</p> <p>⑨ 引き続き、日本公認会計士協会等とも連携しつつ、優秀な会計人材確保に向けた取組を実施していきます。</p>
--	---

主な事務事業の取組内容・評価	
① 企業による情報開示の質の向上に向けた取組の実施	<ul style="list-style-type: none"> 金融審議会に新たに「ディスクロージャーワーキング・グループ」を設置し、企業情報の開示・提供のあり方に関する総合的な検討を行い、報告書を取りまとめました（30年6月公表）。 フェア・ディスクロージャー・ルールの整備を行うなどの措置を講じる「金融商品取引法の一部を改正する法律」（29年法律第37号）が第193回国会で成立し、公布されました（29年5月公布・30年4月施行）。これを受け、関係政令・内閣府令の整備を行いました（29年12月公布・30年4月施行）。また、当該ルールについて、企業の実状に応じた情報管理の方法を明らかにするとともに、投資家との対話の場面における同ルールの適用関係等についての考え方を示したガイドラインの公表や（30年2月公表）、セミナーにおける講演、出版物への寄稿を行い、当該ルールの周知に取り組みました。 金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告（28年4月18日公表）を踏まえ、有価証券報告書及び事業報告における大株主の状況に係る記載の共通化、新株予約権等の記載の合理化、株主総会日程の柔軟化のための開示の見直し、非財務情報の開示充実等を内容とする内閣府令改正を行いました（30年1月公布・施行）。また、有価証券報告書作成者向けのセミナーにおける講演、出版物への寄稿を行い、改正内容や関係制度の周知に取り組みました。 有価証券報告書と事業報告及び計算書類の一体的開示について、法務省とともに、記載内容の共通化や一体化をより行いやすくするための対応を取りまとめました（29年12月公表）。これを踏まえ、公益財団法人財務会計基準機構より、記載内容の共通化や一体化を行う場合の「ひな型」が作成・公表されています（30年3月公表）。また、記載内容の共通化や一体化を希望する企業をサポートする観点から、共通化等に係る相談窓口を設置しました（30年3月設置）。 投資家の投資判断に必要な情報の十分かつ適時で分かりやすい提供や、企業と投資家との建設的な対話に資する情報開示の促進のため、今後も引き続きこうした取組を促進していくことが重要であると考えています。
② 金融商品取引法上のディスクロージャーの適正性の確保	<ul style="list-style-type: none"> 外部から寄せられる開示制度に関する照会に対し、適正な情報を確保するとともに、法令やガイドライン等の根拠を示すこと等により適切・迅速に回答を行いました。また、有価証券報告書等の受理等に関し、認識の共有化を図るため、財務局等との間で意見交換等を行いました。 有価証券報告書レビューとして、①改正が行われた会計基準等の適用

状況の審査（会計基準等の改正があった特定の事項に着目し対象企業を抽出して行う審査）、②情報等活用審査（適時開示や金融庁に提供された情報等に関する審査）を行い、審査結果及び有価証券報告書の作成に当たり留意すべき事項について、金融庁ウェブサイト等に公表しました（30年3月）。

- ・ 有価証券報告書虚偽記載等の違反行為については、証券取引等監視委員会の勧告を受け、29年度においては、課徴金納付命令の決定を2件行いました。

【有価証券報告書等の虚偽記載等に係る課徴金納付命令の実施状況】

(単位：件)

区分	27年度	28年度	29年度
課徴金納付命令件数	4	7	2

(出所) 総務企画局総務課審判手続室調

- ・ 無届募集を行う者への対応については、開示ガイドラインに基づく対応を行いました。具体的には、各財務局等に対しヒアリングを指示するなど、勧誘行為の実態把握に努め、無届募集であることが判明した場合には、有価証券届出書等の提出の懲処を行いました。
- ・ 上記の取組により、行政対応の透明性・予測可能性の向上が図られたものと考えています。また、有価証券報告書レビューの実施及び有価証券報告書虚偽記載等に関する課徴金制度の適切な運用並びに無届募集を行う者への対応の結果、有価証券の発行者の財務内容、事業内容の正確かつ適時な開示に資することができたと考えています。

③ EDINETの整備

- ・ EDINETについては、システムの安定運用に努めるとともに、企業内容等の開示に係る制度改正に伴う改修への対応や、開示情報利用者及び開示書類提出者の利便性向上や負担軽減を考慮した開発及び検討等を行いました。

開示情報利用者の利便性向上のため、①コーポレートガバナンス対応（有価証券報告書等の開示書類上に記載されるコーポレートガバナンスに関連する項目に対してXBRLによる詳細タグを付することで、投資家が必要とするコーポレートガバナンスに関連する開示項目について、効率的な検索・抽出およびデータの二次利用を可能とするための改修）、②法人番号対応（法人番号の利活用の推進を図るため、EDINET上で表示される会社名に法人番号を併記表示するための改修等）を実施しました。

- ・ このような中、目標値であるEDINETのアクセス件数については、「施策の分析」において記載の事情により未達成となったものの、稼働率は100.0%を達成したほか、EDINETによる開示書類等の提出会社数（内国会社）は前年度と同数を維持、開示書類等の提出件数については前年度をやや上回る件数となりました。
- ・ こうした状況はEDINETの安定稼働に努めた結果であり、EDINETによる投資者に対する投資判断に必要な情報提供の効果が表れて

いるものと考えています。

④ 我が国において使用される会計基準の品質向上

- ・ 関係機関と連携し、以下の取組を推進・実施するとともに、企業会計審議会総会（29年9月開催）において、これらの取組状況について審議を行いました。これらの取組により、我が国において使用される会計基準の品質向上のため、今後も引き続きこうした取組を促進していくことが重要であると考えています。
 - i) IFRS任意適用企業の拡大促進
 - ・ 銀行グループがIFRS等を任意適用した場合に、銀行法における開示等各種規制についてもIFRS等で対応できるよう、銀行法施行規則を改正しました（29年11月）。
 - ・ 会計教育研修機構が中心となり、企業のニーズを踏まえ、IFRSへの移行を促すためのセミナーを開催しました（30年3月）。
 - ii) IFRSに関する国際的な意見発信の強化
 - ・ 企業会計基準委員会において、「のれんを巡る財務情報に関するアナリストの見解」を公表するとともに、会計基準アドバイザリー・フォーラム（ASAF）に「『too little, too late』の問題への対処として考えられるアプローチ」を提出しました（29年6月）。
 - iii) 日本基準の高品質化
 - ・ 企業会計基準委員会において、「収益認識に関する会計基準」を公表しました（30年3月）。
 - iv) 国際的な会計人材の育成
 - ・ 財務会計基準機構が中心となり、IFRSに関して国際的な場で意見発信できる人材等、国際的な会計人材を育成するための「国際会計人材ネットワーク」を構築し（29年4月）、同ネットワークの登録者等を対象に、シンポジウム（29年7月、30年3月）や少人数の定例会（30年2月）を開催しました。

⑤ 適正な会計監査の確保のための態勢・環境整備に向けた取組の実施

- ・ 29年10月から企業会計審議会監査部会を開催し、「監査報告書の透明化」に関する主な論点について、具体的な検討を行い、監査基準の改訂案を取りまとめ、パブリックコメント手続を実施しました（30年5月）。
- ・ 「『会計監査の在り方に関する懇談会』提言」を受け、「監査法人のローテーション制度に関する調査報告（第一次報告）」を取りまとめ、公表しました（29年7月）。
- ・ 監査法人のガバナンス・コードへの対応が監査品質向上につながるよう、審査会の検査等により、コードを踏まえて大手監査法人等が構築・強化した態勢の実効性を検証しました。
- ・ 29年4月の監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）事務局開設と東京での本会合開催、その後の円滑な運営に向け、拠出金の支出等、金融庁として必要な支援を実施しました。
- ・ IFIAR代表理事国としてIFIARの中期的な戦略策定に参画したほか、各ワーキング・グループにおいて積極的に議論に参加・貢献しました。

	<ul style="list-style-type: none"> I F I A R 多国間情報交換枠組みへの署名（29 年 4 月）や中国財政部との監査監督上の協力に関する書簡交換（同年 12 月）の実施により、諸外国の監査監督当局との連携強化に努めました。
⑥ 公認会計士・監査法人等に対する適切な検査・監督	<ul style="list-style-type: none"> 監査法人等の非違事例等について、法令に基づく厳正な処分を行ったほか、業務改善報告を通じて品質管理態勢の整備状況を確認する等、適切な監督を実施しました。 「監査事務所等モニタリング基本方針（審査・検査基本方針）－より実効性のある監査の実施のために－」（28 年 5 月 13 日）、「平成 29 事務年度監査事務所等モニタリング基本計画」（29 年 7 月 26 日）に基づき、日本公認会計士協会による品質管理レビュー結果を審査し、その審査結果を踏まえ、報告徴収の実施、又は、必要かつ適当であると認められた監査法人に対して検査を実施しました。 特に大手監査法人に対しては、ガバナンス等経営管理態勢、業務管理態勢に一層重点を置いた検査や通常検査で指摘した不備事項の改善状況を検証するためのフォローアップ検査を実施する等、的確な検査を実施しました。 検査を実施した結果、業務運営が著しく不当と認められた監査法人について金融庁長官に対し、行政処分その他の措置を講ずるよう勧告を行いました。 監査法人等の状況等について、監査及び会計の専門家だけでなく、広く国民に対してもできるだけ分かりやすい形で情報提供するため、検査や報告徴収などのモニタリング活動を通じて入手した情報等を「平成 29 年版モニタリングレポート」として取りまとめ、公表しました。 最近の監査を取り巻く環境変化を踏まえ、IT を活用した監査手法の導入状況等の把握や、グループ監査の状況の検証とともに、審査・検査のより一層の充実・強化を図るため、関係機関等と連携を密にし、監査法人等に関する幅広い情報の収集・分析を行いました。 審査会と協会との間で実務者レベルでの検討会や品質管理レビューの実効性向上策についての意見交換等を実施するなど、効果的な連携を図りました。
⑦ 優秀な会計人材確保に向けた取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> 我が国の会計・監査を担う優秀な人材の確保に向け、全国の高校生や大学生等に対し、会計・監査の意義や公認会計士資格の魅力に係る講演を行うなど、一層の広報活動の充実に取り組みました。

施策の 予算額・執行額等	区分		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算	804	909	747	698
		補正予算	2,178	407	▲29	—
		繰 越 等	▲2,185	1,771		
		合 計	798	3,087		
	執行額 (百万円)		751	2,922		

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議（30年6月22日）
-----------------	-------------------------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>【測定指標①】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」 (https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/base_gijiroku.html#disclose_wg_29) ・金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ報告－資本市場における好循環の実現に向けて－」(金融庁 30年6月28日公表) <p>【測定指標②】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融審議会市場ワーキング・グループ フェア・ディスクロージャー・ルール・タスクフォース報告(金融庁 28年12月7日公表) ・金融商品取引法の一部を改正する法律(29年5月24日公布) ・平成29年金融商品取引法改正に係る政令・内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等について(金融庁 29年12月27日公表) ・「金融商品取引法第27条の36の規定に関する留意事項について(フェア・ディスクロージャー・ルールガイドライン)」に対するパブリックコメントの結果等について(金融庁 30年2月6日公表) <p>【測定指標③】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正案に対するパブリックコメントの結果等について(金融庁 30年1月26日公表) ・「一体的開示をより行いやすくするための環境整備に向けた対応について(金融庁・法務省 29年12月28日公表) ・「「一体的開示をより行いやすくするための環境整備に向けた対応について」を踏まえた取組について(金融庁 30年3月30日公表) <p>【測定指標⑥】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令(案)」等に対するパブリックコメントの結果等について(金融庁 29年11月10日公表) ・ワンストップセミナー「IFRSの実務、移行経験の共有 2018」(会計教育研修機構 30年3月12日、16日開催) ・リサーチ・ペーパー第3号「のれんを巡る財務情報に関するアナリストの見解」の公表(企業会計基準委員会 29年6月12日公表) ・アジェンダ・ペーパー『too little, too late』の問題への対処として考えられるアプローチの提出(企業会計基準委員会 29年6月12日公表) ・企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」等の公表(企業会計基準委員会 30年3月30日公表) ・国際会計人材ネットワークの構築及び登録リストの公表(財務会計基準機構 29年4月27日公表)
----------------------------------	--

- ・国際会計人材ネットワークシンポジウム（財務会計基準機構 29年7月10日、30年3月15日開催）

- ・国際会計人材ネットワーク定例会（財務会計基準機構 30年2月9日開催）

【測定指標⑦】

- ・企業会計審議会「監査部会」

(https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyou/top_gijiroku.html#kansa)

- ・「監査基準の改訂について（公開草案）」の公表について（企業会計審議会監査部会 30年5月8日公表）

- ・監査法人のローテーション制度に関する調査報告（第一次報告）の公表について（金融庁 29年7月20日公表）

- ・金融庁「監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）事務局開設について～我が国初となるグローバルな金融関係国際機関の本部～」(<http://www.fsa.go.jp/ifiar/20170404.html>)

- ・2017 IFIAR Plenary Meeting Press Release (IFIAR 29年4月6日公表)

(https://www.ifiar.org/activities/meetings/index.php?wpdmdl=1993&ind=sG-WpUQ8XfhnqILT1AmD9RMQWcVCaJP7fQDdmxvrWXIbT7-hWeW7_EpKBNCuls-bXCRvGcR4sWquAHvdTnwaxncV89CytQxSoE5whkzpyRBw7k7ux40zjmCEqv0AXBt0vM1nz-tKSi10DZluP1mJwg&zoom=100)

- ・「IFIAR 多国間情報交換枠組みへの署名について」（金融庁/公認会計士・監査審査会 29年4月6日公表）

- ・「監査監督上の協力に関する中華人民共和国財政部との書簡交換について」（金融庁/公認会計士・監査審査会 29年12月22日公表）

【測定指標⑧】

- ・「公認会計士・監査審査会の活動状況」（公認会計士・監査審査会 30年6月22日公表）

- ・「監査事務所検査結果事例集の公表について」（公認会計士・監査審査会 29年7月26日公表）

- ・「平成29年版モニタリングレポートの公表について」（公認会計士・監査審査会 29年7月26日公表）

- ・「監査事務所等モニタリング基本方針（審査・検査基本方針）－より実効性のある監査の実施のために－」（公認会計士・監査審査会 28年5月13日公表）

- ・「平成29事務年度監査事務所等モニタリング基本計画」（公認会計士・監査審査会 29年7月26日公表）

- ・「『公認会計士・監査審査会検査の実効性の向上～大規模監査法人を中心にも～』の公表について」（公認会計士・監査審査会 28年3月24日公表）

- ・「外国監査法人等に対する検査監督の考え方」（金融庁、公認会計士・監査審査会 21年9月14日公表）

- ・「公認会計士・監査審査会の実施する外国監査法人等に対する報告

	<p>「徴収・検査に関する基本方針」(公認会計士・監査審査会 22年1月14日公表)</p> <p>【測定指標⑨】</p> <ul style="list-style-type: none">平成29年公認会計士試験の合格発表について(公認会計士・監査審査会 29年11月17日公表)29年の講演会等・30年の講演会等(公認会計士・監査審査会) (https://www.fsa.go.jp/cpaaob/sonota/kouen.html)
--	--

担当部局名	総務企画局 企業開示課、IFIAR戦略企画室、総務課審判手続室 公認会計士・監査審査会
-------	---

政策評価実施時期	平成30年6月
----------	---------

平成 29 年度 実績評価書

金融庁 29(施策Ⅲ-3)

施策名	市場の機能強化、インフラの構築、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備
施策の概要	市場機能の強化、信頼性の高い魅力ある市場インフラの構築、市場の公正性・透明性の確保のための制度・環境整備として、資金調達に係る利便性の向上等の環境を整備するための取組を行う。
達成すべき目標	市場の公正性・透明性、信頼性の高い魅力ある市場インフラの構築を確保しつつ、多様な資金調達手段等が提供されること
目標設定の考え方・根拠	<p>市場機能の強化に向けて、決済期間の短縮化等に係る市場関係者の取組の支援、取引所外取引に係る市場関係者の適切な取組の促進、総合取引所の早期実現に向けた関係者への働きかけ等を行う。</p> <p>信頼性の高い市場インフラの構築に向けて、清算・振替機関等に対して、財務基盤・システムの安定性が確保されているか等の観点から監督を実施するとともに、市場の利便性を向上するための取組を促す。</p> <p>「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」（27年8月7日設置）等における議論・検討を通じて、コーポレートガバナンス改革の更なる深化を図っていく。</p> <p>加えて「未来投資戦略2017」（29年6月9日閣議決定）を踏まえ、金融業の拠点開設サポートデスク(Financial Market Entry Consultation Desk)において、引き続き、東京都とも連携しつつ、海外金融事業者の日本拠点の開設を促進していくなど、グローバルな金融機関の集積による市場活性化を促進する。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「未来投資戦略2017」（29年6月9日 閣議決定） ・「平成29事務年度 金融行政方針」（29年11月10日公表） ・金融審議会「市場ワーキング・グループ」報告（28年12月22日） ・清算・振替機関等向けの総合的な監督指針 ・「『責任ある機関投資家』の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～」（29年5月29日改訂） ・「コーポレートガバナンス・コード」（27年6月1日適用開始） ・「新しい経済政策パッケージ」（29年12月8日 閣議決定）

測定指標	
指標① [主要] コーポレートガバナンス改革の深化に向けた取組の状況	【達成】
29年度 目 標	「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」において必要な議論・検討を行う
29年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融庁・東京証券取引所を事務局とする「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」において

	<p>て、29年10月よりコーポレートガバナンス改革の進捗状況の検証を行い、改革の深化に向けた議論を重ねてきたところ、コーポレートガバナンス改革をより実質的なものへと深化させていくため、コーポレートガバナンス・コードの改訂と、機関投資家と企業の対話において重点的に議論することが期待される事項を取りまとめた「投資家と企業の対話ガイドライン」の策定が提言されました（30年3月）。</p> <ul style="list-style-type: none"> 提言においては、中長期的な企業価値の向上に向けた課題として、「果断な経営判断」「戦略的・計画的な設備投資・研究開発投資・人材投資」「客観性・適時性・透明性あるCEOの選解任」「取締役会の多様性の確保」「政策保有株式の縮減」「企業年金の専門性向上」との点が指摘され、こうした課題に対する企業の取組について、投資家と企業が対話していくことが重要であるとされました。 提言を受け、東京証券取引所においてコーポレートガバナンス・コードの改訂を、金融庁において「投資家と企業の対話ガイドライン」の策定を行いました（30年6月）。
指標②	<p>[主要] 「金融業の拠点開設サポートデスク」で受け付けた相談への適切な対応</p>
29年度 目 標	「金融業の拠点開設サポートデスク」で受け付けた相談について、内容・ニーズに応じて的確に対応
29年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> 金融業の拠点開設サポートデスクにおいて、日本への拠点開設を検討中の海外金融事業者から、日本拠点開設に係る金融法令の手続き等に関する相談を29年度は84件受け付け、内容・ニーズに応じて的確に対応しました。 東京都が開設した拠点開設に係る事務手続き等（法人登記等の金融法令以外の手続き）に関する相談窓口とも連携し、海外金融事業者の日本拠点開設を支援しました。
指標③	市場機能強化に向けての施策の推進状況
29年度 目 標	決済期間短縮化、取引所外取引に係る関係者の適切な取組の促進、総合取引所の早期実現等の諸施策について関係者への働きかけ、取組の支援等を行う
29年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> 「金融・資本市場に係る制度整備について」（22年1月公表）に基づき、市場関係者とともに検討を進め、「国債取引の決済リスク削減に関する工程表」の取組状況の金融庁ウェブサイトへの公表（29年6月）、国債の決済期間短縮化に対応するための内閣府令の改正（29年12月）を行うなど、市場関係者の取組を支援しました。 金融審議会「市場ワーキング・グループ」報告書（28年12月公表）を踏まえ、市場関係者で行われているPTSの信用取引についての議論を注視し、適切な取組を促しました。また、日本証券業協会で取引所外売買における売買停止の運用見直しの検討が行われ（金融庁はオブザーバー参加）、その検討結果に基づいた規則改正のパブリックコメントの募集が行われました（30年2月）。 国内外の市場・取引所の動向や、総合取引所の早期実現に向けた諸問題等について、関係省庁と協議を行うなどの対応を行いました。

指標④	清算・振替機関等における財務基盤・システムの安定性の確保に向けた態勢整備、及び市場の利便性を向上するための取組の状況	【達成】
29年度 目 標	清算・振替機関等に対して、財務基盤・システムの安定性が確保されているか等の観点から監督を実施するとともに、市場の利便性を向上するための取組を促す	
29年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> ETF 市場の流動性の向上を図る観点から、清算機関が行う金融商品債務引受業の対象取引に ETF の設定・交換を追加する金融商品取引法施行令の改正を実施しました（30年4月施行）。 中央清算されない店頭デリバティブ取引（非清算店頭デリバティブ取引）に係る証拠金規制同等性告示について、対象先にオーストラリア（APRA）、香港（HKMA）及びシンガポール（MAS）を加える告示の改正を実施しました（29年8月施行）。 金融商品取引業者等から報告を受けている店頭デリバティブ取引情報の集計の結果及び増加要因分析の結果を公表しました（29年9月、30年3月の2回公表）。 店頭 FX 業者の決済リスクへの対応を検討するため「店頭 FX 業者の決済リスクへの対応に関する有識者検討会」を設置（30年2月）し、検討を進めました。 	
指標⑤	金融指標の信頼性・透明性の維持・向上に向けた取組の状況	【達成】
29年度 目 標	全銀協 TIBOR 改革の内容が定着し、金融指標の信頼性・透明性が維持・向上されるよう、全銀協 TIBOR 運営機関による指標算出業務が適正に実施されているか注視していく	
29年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> 全銀協 TIBOR 運営機関による指標算出業務の状況については、全銀協 TIBOR 改革（29年7月全銀協 TIBOR 運営機関より公表）以後のレートの状況も含め、適切にフォローアップを実施しました。 	

評価結果	
目標達成度合い の測定結果	<p>A (目標達成)</p> <p>【判断根拠】 コーポレートガバナンス改革をより実質的なものへと深化させていくため、「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」において、必要な施策の議論等を行い、30年6月に、コーポレートガバナンス・コードの改訂及び「投資家と企業の対話ガイドライン」の策定を行いました（測定指標①）。</p> <p>市場機能の強化に向けて、国債取引等の証券決済の強化や取引所外取引の議論について、関係者と連携し、取組の支援を実施した（測定指標③）ほか、市場インフラの安定性確保等に向けて、ETF の設定・交換等に係る政令・同等性告示の改正、店頭デリバティブ取引情報集計の結果の公表及び店頭 FX 業者の決済リスクへの対応に関する有識者検討会の開催などの取組を行いました（測定指標④）。</p> <p>金融業の拠点開設サポートデスクで受け付けた相談に適</p>

	<p>切に対応した（測定指標②）ほか、全銀協 TIBOR 運営機関による指標算出業務の状況について適切にフォローアップを実施しました（測定指標⑤）。</p> <p>以上のとおり、全ての測定指標で目標を達成することができたことから、「A」としました。</p>
施策の分析	<p>【必要性】 市場の公正性・透明性、信頼性の高い魅力ある市場インフラの構築を確保しつつ、多様な資金調達手段等が提供されるためには、資金調達に係る利便性の向上等の環境整備を行う必要があります。</p> <p>【効率性及び有効性】 「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」における議論を通じ、取組を行ったことにより、コーポレートガバナンスの実効性の向上の促進に向け、効率的・効果的に取組を進めることができた（測定指標①）ほか、全銀協 TIBOR 運営機関による指標算出業務の実施状況についてフォローアップを実施することで、着実な取組を効率的・効果的に促すことができた（測定指標⑤）と考えております。</p> <p>また、金融商品債務引受業の対象取引に ETF の設定・交換を追加するための政令の改正については、金融商品取引清算機関が ETF の設定・交換の清算を行うことで ETF の需給が適切に調整され、その流動性が高まることが期待され、施策としての有効性が認められます（測定指標④）。</p>
今後の課題・次期目標等への反映の方向性	<p>【今後の課題】 上場企業全体のコーポレートガバナンスの更なる実効性向上に向けた取組を行う必要があります。また、証券決済については、決済期間の短縮化に向け、引き続き関係者と連携し、取組を支援していく必要があるほか、総合取引所の早期実現に向けて、引き続き、関係者等への働きかけを行う必要があります。さらに、金融指標の信頼性・透明性の維持・向上に向けた取組を行う必要があります。</p> <p>【施 策】 上記の課題等を踏まえ、市場の機能強化、インフラの構築、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備に向けて、引き続き、測定指標①から⑤までに係る取組を進めていきます。</p> <p>【測定指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 引き続き、実効的なコーポレートガバナンスを実現するための取組を行っていく必要があります。 ② 引き続き、金融業の拠点開設サポートデスクへの相談について、内容・ニーズに応じて的確に対応していきます。 ③ 決済期間の短縮化や取引所外取引に係る市場関係者の取組について、引き続き支援を行っていきます。また、総合取引所の早期実現に向けて、引き続き、関係者等への働きかけを行います。

	<p>④ 引き続き、清算・振替機関等に対して、財務基盤・システムの安定性が確保されているか等の観点から監督を実施するとともに、市場の利便性を向上するための取組を促します。</p> <p>⑤ 今後も、全銀協 TIBOR 改革の内容が定着し、金融指標の信頼性・透明性が維持・向上されるよう、全銀協 TIBOR 運営機関による指標算出業務が適正に実施されているか、引き続き注視していきます。</p>
--	--

主な事務事業の取組内容・評価	
① コーポレートガバナンス改革の深化に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> 金融庁・東京証券取引所を事務局とする「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」において、29年10月よりコーポレートガバナンス改革の進捗状況の検証を行い、改革の深化に向けた議論を重ねてきたところ、コーポレートガバナンス改革をより実質的なものへと深化させていくため、コーポレートガバナンス・コードの改訂と、機関投資家と企業の対話において重点的に議論することが期待される事項を取りまとめた「投資家と企業の対話ガイドライン」の策定が提言（30年3月）され、国内外へ情報発信を行いました。 提言においては、中長期的な企業価値の向上に向けた課題として、「果斷な経営判断」「戦略的・計画的な設備投資・研究開発投資・人材投資」「客觀性・適時性・透明性あるCEOの選解任」「取締役会の多様性の確保」「政策保有株式の縮減」「企業年金の専門性向上」との点が指摘され、こうした課題に対する企業の取組について、投資家と企業が対話していくことが重要であるとされました。 提言を受け、東京証券取引所においてコーポレートガバナンス・コードの改訂を、金融庁において「投資家と企業の対話ガイドライン」の策定を行いました（30年6月）。 <p>また、会議の議論の内容等を、海外に向けて、適時かつ効果的に情報発信しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> 改訂版コーポレートガバナンス・コードや「投資家と企業の対話ガイドライン」の普及・定着に向けた取組を含め、今後も引き続きコーポレートガバナンス改革を更に推進し、中長期的な企業価値の向上に向けた取組を行っていくことが重要であると考えています。
② 東京国際金融センター構想の推進	<ul style="list-style-type: none"> 「未来投資戦略2017」（29年6月9日閣議決定）を踏まえ、日本のアセットオーナーからの運用受託が見込まれるなど、日本拠点開設の具体的な意向があり、進出の蓋然性が高い海外資産運用業者等について、金

融業の登録申請等をスムーズに進める「ファストエントリー」を実現するため、金融業の拠点開設サポートデスク(Financial Market Entry Consultation Desk)において、海外金融事業者の日本拠点の開設を促進しました。その際、東京都が開設した金融法令以外の手続に関する相談窓口とも相互に連携し、一体的に取組を進めました。

- ・ 海外の金融事業者が日本拠点を開設する際の手続きについて、その透明性を高めることや、英語での情報発信を強化していくこと等への取組の一環として、東京都が作成した「海外資産運用業者向けの日本拠点開設に係る英語解説書」について、監修を行いました。

③ 市場の機能強化に向けた環境整備

- ・ 我が国証券決済の安定性確保の観点から、国債の決済期間短縮化（30年5月実施）に対応するための内閣府令の改正を行う（29年12月）など、市場関係者の取組を支援しました。市場関係者によって、国債の決済期間短縮化に向けた総合運転試験が30年3月に完了するなど、準備が進められており、一定の進捗があったものと認められます。
- ・ 市場間競争の促進及び市場全体の公正性・透明性を確保して投資家保護を図る観点から、市場関係者で行われているPTSの信用取引の議論を注視し、適切な取組を促しました。また、日本証券業協会で取引所外売買における売買停止の運用見直しの検討が行われ、その検討結果に基づいた規則改正のパブリックコメントの募集が行われるなど（30年2月）、一定の進捗があったものと考えています。
- ・ 国内外の市場・取引所の動向や、総合取引所の早期実現に向けた諸問題等について、関係省庁と協議を行うなどの対応を行いました。
- ・ 関係省庁・業界団体等と連携し、ヘルスケア事業者向けの説明会を実施するなど、ヘルスケアリートの普及・啓発に取り組みました。

④ 市場インフラの安定性等確保に向けた監督の実施

- ・ 店頭デリバティブ取引に係る平時のモニタリングを強化し、危機時における迅速・適切な対応を可能にするとともに、当局が一部の情報を公表することで市場の透明性を高め、市場参加者に適切な行動を促していくため、店頭デリバティブ取引情報の集計の結果等の公表を行いました。
- ・ 金融商品取引清算機関が清算を行うことで、ETFの設定・交換に係る決済期間が短縮され、また、ETFの需給が適切に調整され流動性が高まるなど、市場の利便性向上に資する施策として、金融商品債務引受業の対象取引にETFの設定・交換を追加するための政令の改正を行いました。
- ・ 「店頭FX業者の決済リスクへの対応に関する有識者検討会」については、30年2月以降3回開催し、関係者からのヒアリングとそれに基づくメンバーの議論に基づき、店頭FX業者の決済リスク管理のため検討を行いました。

⑤ 金融指標の信頼性・透明性の維持・向上

- TIBORについては、全銀協TIBOR運営機関において、できる限り実取引に準拠したレートの算出を行う全銀協TIBOR改革を29年7月に実施したことであり、全銀協TIBOR運営機関による指標算出業務の状況については、全銀協TIBOR改革以後のレートの状況も含め、適切にフォローアップを実施しました。

施策の 予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度
	当初予算	142	117	104	204
	補正予算	1	▲5	▲4	—
	繰越等	▲4	4		
	合計	140	116		
	執行額(百万円)	66	81		

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議(30年6月22日)
-----------------	-------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	【測定指標①】 <ul style="list-style-type: none"> 日本版スチュワードシップ・コードの受入れを表明した機関投資家のリスト(金融庁 30年4月5日公表) コーポレートガバナンス・コードの改訂と投資家と企業の対話ガイドラインの策定について(「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」提言)(金融庁 30年3月26日公表) 改訂コーポレートガバナンス・コードの公表(東京証券取引所 30年6月1日公表) 「投資家と企業の対話ガイドライン」の確定について(金融庁 30年6月1日公表)
	【測定指標②】 <ul style="list-style-type: none"> 「金融業の拠点開設サポートデスク」について(金融庁 29年3月31日公表) 「金融業の拠点開設サポートデスク」初の登録完了案件について(金融庁 29年8月4日公表) 海外資産運用業者向けの日本拠点開設に係る英語解説書について(金融庁 29年9月12日公表)
	【測定指標③】 <ul style="list-style-type: none"> 金融・資本市場に係る制度整備について(金融庁 22年1月21日公表) 国債取引の決済リスク削減に向けた工程表について(金融庁 22年6月29日公表) 証券決済リスク削減に向けた市場関係者の取組の進捗状況について(金融庁 29年6月29日公表)

	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 年金融商品取引法改正に係る政令・内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等について（金融庁 29 年 12 月 27 日公表） ・金融審議会「市場ワーキング・グループ」報告書の公表について（金融庁 28 年 12 月 22 日公表） ・日本証券業協会「取引所外売買等に関するワーキング・グループ」 【測定指標④】 <ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 年金融商品取引法改正に係る政令・内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等について（金融庁 29 年 12 月 27 日公表） ・「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第百二十三条第十項第五号及び第十一項第五号の規定に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十三条第十項第五号及び第十一項第五号の規定に基づき、同条第一項第二十一号の五又は第二十一号の六に規定する措置を講じなくても公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがないと認められる場合を指定する件（平成二十八年金融庁告示第四十八号）の一部を改正する告示」（平成二十九年金融庁告示第三十三号）の件について（金融庁 29 年 8 月 25 日公表） ・①店頭デリバティブ取引情報の公表について（平成 28 年 9 月末）（金融庁 29 年 9 月 5 日公表） ②店頭デリバティブ取引情報の公表について（平成 29 年 3 月末）（金融庁 30 年 3 月 30 日公表） 【測定指標⑤】 <ul style="list-style-type: none"> ・「全銀協 TIBOR 改革の実施について」（全銀協 TIBOR 運営機関 29 年 7 月 24 日公表）
--	---

担当部局名	総務企画局 市場課、企業開示課、政策課 監督局 銀行第一課
-------	--

政策評価実施時期	平成 30 年 6 月
----------	-------------

平成 29 年度 実績評価書

金融庁 29(横断的施策－1)

施策名	IT 技術の進展等の環境変化を踏まえた戦略的な対応
施策の概要	IT 技術の進展等が将来の金融業に与える影響やその対応について、引き続き国内外の有識者や関係者の知見を取り入れつつ検討を進めるとともに、具体的な取組を進める。
達成すべき目標	IT 技術の進展等の環境変化の中で、金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境を確保すると共に、市場の信頼確保や利用者の適切な保護を図ること
目標設定の考え方・根拠	<p>IT技術の進展等により、金融機関以外の主体が、従来金融機関が担ってきた機能を分解し、個別の機能に特化して提供（アンバンドリング）する動きや、顧客ニーズに即して複数の金融・非金融サービスを組み合わせて提供（リバンドリング）する動きが広がりつつある等、金融システムを取り巻く環境は、大きく変化している。また、フィンテックの進展は、足下、消費生活の高度化や資産形成の充実など、家計に変化をもたらし、企業については、決済の高度化とあいまって、川上（受発注から経理）から川下（決済や債権管理）までの企業の財務・決済プロセス全体をシームレスにIT処理できるようになれば、企業の活動の効率化・生産性向上につながる。フィンテックによる金融イノベーションの促進を通じて、利用者利便の向上や企業の成長力強化を実現し、我が国経済・金融の発展につなげていくことが重要である。</p> <p>その一方で、サイバー攻撃が金融システム全体に対する脅威の一つとなっている。</p> <p>また、仮想通貨はブロックチェーン技術など従来見られなかったIT関連技術が活用されており、仮想通貨交換業者においては、利用者保護等を図る上で、システム面を中心に高度な業務管理が求められるほか、仮想通貨価格の乱高下や仮想通貨の分岐など仮想通貨市場で様々な動きが見られており、仮想通貨を取り巻く環境が利用者に与える影響等を把握することが重要である。</p> <p>さらに、日本の証券市場において、高速取引の影響力が増大している現状などを踏まえ、株式等の高速取引を行う者に対して登録制を導入し、体制整備・リスク管理や、当局への情報提供などの制度整備を行うことなどを内容とする「金融商品取引法の一部を改正する法律」（29年5月17日成立、同月24日公布）の施行に向け、所要の政令・内閣府令等を整備する。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「未来投資戦略2017」（29年6月9日閣議決定） ・「規制改革実施計画」（27年6月30日閣議決定） ・金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ報告-決済高度化に向けた戦略的取組み」 ・「平成28事務年度 金融行政方針」（28年10月21日公表）

	<ul style="list-style-type: none"> ・金融審議会「金融制度ワーキング・グループ報告－オープン・イノベーションに向けた制度整備について－」（28年12月27日公表） ・金融審議会「市場ワーキング・グループ報告－国民の安定的な資産形成に向けた取組と市場・取引所を巡る制度整備について－」（28年12月22日公表） ・「平成29事務年度 金融行政方針」（29年11月10日公表）等
--	---

測定指標		
指標①	[主要]IT 技術の進展等に対応した制度面での対応についての検討状況	【達成】
29 事務年度～ 目 標	金融審議会において審議予定	
29 年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> 金融審議会「金融制度スタディ・グループ」を29年11月に設置し、同一の機能・リスクには同一のルールを適用するとの考え方の下、業態別の法体系を機能別・横断的なものにすることについての検討に着手しました。30年6月に基本的な考え方を中間整理として公表しました。 	
指標②	[主要]オープン API を導入した金融機関数	
32 年度 目 標	80 行	
29 年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> オープン API を導入した金融機関数：16行（30年3月31日時点） ※ なお、30年3月1日に各金融機関が公表した「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針」によれば、全邦銀（除く外国銀行支店）139行中インターネットバンキングを提供していない9行を除く130行がオープン API の導入を表明しており、そのうち122行がKPI（成長戦略）の期限である32年6月までの導入を表明しており、32年度までの目標は達成される見込みです。 ※ また、預金者から委託を受けて金融機関に送金指図の伝達等を行う者（電子決済等代行業者）に対する登録制の導入及び金融機関に対するオープン API の整備に努めることの義務付け等を内容とする「銀行法等の一部を改正する法律」（29年6月2日公布、30年6月1日施行）の関係政令・内閣府令等を整備するなど、金融機関によるオープン API 導入に向けた環境整備を行いました。 	
指標③	[主要]FinTech サポートデスク・FinTech 実証実験ハブで受け付けた相談への適切な対応	
29 年度 目 標	FinTech サポートデスクで受け付けた相談及びFinTech 実証実験ハブでの支援を決定した案件について、内容・ニーズに応じて的確に対応	
29 年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> FinTech サポートデスクにおいて、フィンテック企業からの相談に応じて、事業実施の支援を行うとともに、フィンテックに関するビジネス動向や事業者のニーズを把握し、金融関係の制度面の検討にも活用しました。 29年9月に設置したFinTech 実証実験ハブにおいては、フィンテック企業や金融機関等からの相談に応じて、前例のない実証実験を行おうとする際に抱きがちな躊躇・懸念を払拭するため、2件の個々の実験毎に府内 	

	に担当チームを組成して継続的な支援を行いました。	
指標④	[主要] 「金融商品取引法の一部を改正する法律」の施行のための制度整備の進捗状況	【達成】
29年度 目 標	所要の政令・内閣府令等の整備	
29年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> 株式等の高速取引を行う者に対して登録制を導入し、体制整備・リスク管理や、当局への情報提供などの制度整備を行うことなどを盛り込んだ「金融商品取引法の一部を改正する法律」が29年5月17日に成立し、同月24日に公布されたことを受け、同年12月27日付で関係政令・内閣府令等を公布しました（30年4月1日施行）。 	
指標⑤	XML電文に対応した新システムを利用する金融機関数	【達成】
29年度～ 目 標	XML電文への全面的移行に向けて着実に取り組む	
29年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> XML電文に対応した新システム（全銀EDIシステム）を利用する旨を表明している金融機関数：133機関（30年3月31日時点） 全銀協、商工会議所、日銀、関係省庁等とも緊密に連携しながら、企業向けの説明会を実施し、パンフレット等を活用した周知活動を行いました。 金融EDIと商流EDIの連携に向け中小企業庁が実施する実証事業に、金融当局として協力しました。 全銀EDIシステムに格納される金融EDI情報を活用した電子領収書の発行等について関係省庁等と連携し、実現に向けた検討を実施しました。 	
指標⑥	金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習の参加金融機関数	【達成】
29年度 目 標	80社	
29年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> 29年10月に、金融業界全体のサイバーセキュリティの底上げを図ることを目的として、2回目の金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習（Delta Wall II）を実施し、金融機関101社が参加しました。 	
指標⑦	情報セキュリティ対策の向上に向けた情報提供の実施状況	【達成】
29年度 目 標	金融機関の情報セキュリティ対策の向上に向けた情報提供の実施	
29年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> 内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）と連携し、金融機関における情報セキュリティ対策向上のため、インシデント情報や脆弱性情報等の情報提供を行いました。また、NISCから発信されたものに限らず、金融庁独自で発信すべき情報について積極的に発信しました。 	
指標⑧	仮想通貨交換業者等に対する適切な対応	【達成】
29年度 目 標	仮想通貨交換業者における更なる態勢整備の促進及び利用者に対する注意喚起の実施	
29年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> 仮想通貨交換業者に対する登録審査やモニタリングについては、29年8月に仮想通貨モニタリングチームを設置し、登録審査を行うとともに、濃淡をつけたモニタリングを実施してきました。 また、仮想通貨交換業者における顧客からの預かり資産が外部に流出す 	

	<p>るという事案を踏まえ、立入検査等のモニタリングの結果、問題が判明した業者に対し、業務改善命令等を通じて態勢整備を求めました。</p> <ul style="list-style-type: none"> さらに、仮想通貨価格の乱高下や企業等が電子的にトーケン（証票）を発行して、公衆から法定通貨や仮想通貨の調達を行う行為（ICO：Initial Coin Offering）など新たな取引が見られることも踏まえ、仮想通貨の利用者に対し、複数回にわたって注意喚起を実施しました。
--	--

参考指標	
指標① FinTech サポートデスクの受付状況	
29年度 実績	<ul style="list-style-type: none"> FinTech サポートデスクでは、29 年度に 357 件の相談を受け付け、内容・ニーズに応じて的確に対応しています。
指標② FinTech 実証実験ハブの支援実施状況	
29年度 実績	<ul style="list-style-type: none"> 29 年 9 月に設置した FinTech 実証実験ハブでは、29 年度に 24 件の相談を受け付け、2 件の支援決定を公表し、内容・ニーズに応じて的確に対応しています。

評価結果	
目標達成度合い の測定結果	<p>A（目標達成）</p> <p>【判断根拠】 IT 技術の進展等に伴う環境変化に対応していくため、金融審議会「金融制度スタディ・グループ」において、業態別の法体系を機能別・横断的なものにすることについて検討し、中間整理を公表した（測定指標①）ほか、「銀行法等の一部を改正する法律」（29 年 6 月 2 日公布、30 年 6 月 1 日施行）の関係政令・内閣府令等を整備するなど、金融機関によるオープン API 導入に向けた環境整備を行いました（なお、オープン API を導入した金融機関数（測定指標②）については、32 年度までに目標は達成される見込みです）。また、FinTech サポートデスクや FinTech 実証実験ハブで受け付けた相談への対応（測定指標③）、XML 電文に対応した全銀 EDI システムに係る周知活動や金融 EDI 情報を活用した電子領収書の発行等に向けた検討（測定指標⑤）などの取組を進めました。</p> <p>仮想通貨交換業者等への対応では、立入検査の結果等を踏まえた業務改善命令等を通じて態勢整備を求めたほか、利用者保護のため複数回にわたる注意喚起を実施しました（測定指標⑧）。</p> <p>株式等の高速取引を行う者に対する登録制の導入等を盛り込んだ「金融商品取引法の一部を改正する法律」の施行に向け、所要の政令・内閣府令等を整備した（測定指標④）ほか、金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習の実施など、金融機関における情報セキュリティ対策向上のための取組を行いました（測定指標⑥、⑦）。</p> <p>以上のとおり、29 年度に設定した全ての測定指標で目標を達成することができたことから、「A」としました。</p>

施策の分析	<p>【必要性】 IT技術の進展等の環境変化の中で、金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を開ける環境を確保するとともに、市場の信頼確保や利用者の適切な保護を図るために、所要の対応について取組を進める必要があります。</p> <p>【効率性】 金融を取り巻く環境の変化に伴う所要の対応について、施策横断的に現状・課題の分析を行うことにより、効率的に取組を進めることができたと考えています。</p> <p>【有効性】 IT技術の進展等が進む中で、利用者保護に留意しつつ、所要の対応について検討・実施していくことは、金融サービスの利用者が多様で利便性の高いサービスを享受できるような事業環境の整備に有効であると考えています。</p>
今後の課題・次期目標等への反映の方向性	<p>【今後の課題】 イノベーションと利用者保護のバランスを確保しつつ、IT技術の進展等に伴う金融を取り巻く環境の変化に適切に対応していく必要があります、そのための所要の対応について取組を進めていく必要があります。</p> <p>【施策】 上記の課題等を踏まえ、IT技術の進展等に伴う環境変化に適切に対応していく観点から、引き続き、④以外の測定指標に係る取組を進めていきます。</p> <p>【測定指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 引き続き、IT技術の進展等に伴う、金融を取り巻く環境の変化に対応するため、制度面の課題について所要の検討を行います。 ② 引き続き、金融機関による多様で利便性の高い金融サービスの提供を実現するため、金融機関と電子決済等代行業者の連携・協働が円滑に進むよう、必要な環境整備に取り組みます。 ③ 引き続き、FinTechサポートデスクで受け付けた相談及びFinTech実証実験ハブでの支援を決定した案件について、内容・ニーズに応じて的確に対応していきます。 ④ 29年度で「金融商品取引法の一部を改正する法律」の施行のための制度整備は終了したことから、30年度以降は測定指標から削除します。 ⑤ 引き続き、企業の財務・決済プロセス全体のシームレスなIT化を通じた利用者利便や生産性向上の実現を目指し、関係者と連携した取組を行います。 ⑥ 今後も金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習を実施し、金融業界全体のサイバーセキュリティの底上げを図っていきます。 ⑦ NISCと連携して情報セキュリティに関する情報提供を適切に行います。また、金融庁独自で発信すべき情報があれば、積極的に情報提供を行っていきます。 ⑧ 利用者保護等の観点から、仮想通貨を取り巻く環境やビジネスの変化に応じた登録及びモニタリングを強化するな

	ど、仮想通貨交換業等をめぐる諸問題に適切に対応しています。
--	-------------------------------

主な事務事業の取組内容・評価	
① IT 技術の進展等への対応	<ul style="list-style-type: none"> IT 技術の更なる進展等により、金融システムを取り巻く環境が大きく変化する中、こうした変化に適切に対応できるよう、金融審議会「金融制度スタディ・グループ」を設置し、業態別の法体系から機能別・横断的な法体系への見直しの検討に着手しました。30 年 6 月に基本的な考え方を中間整理として公表しました。 XML 電文への移行を起点として、手形・小切手の電子化や税・公金収納の効率化など、決済高度化に係る検討を進め、企業の財務・決済プロセス全体のシームレスな IT 处理を実現し、利用者利便や生産性の向上に資する取組を官民連携して進めました。 金融機関とフィンテック企業の連携やフィンテック企業によるイノベーションを促進する環境の整備を目指し、所要の政令・内閣府令の整備を含めたオープン API の促進に向けた取組を実施しました。また、フィンテック時代に対応した制度の点検・見直し等を行いました。 FinTech サポートデスクにおいて、フィンテックに関する民間事業者の相談等に一元的に対応するのに加えて、フィンテック企業や金融機関等が前例のない実証実験を行おうとする際に抱きがちな躊躇・懸念を払拭するために、FinTech 実証実験ハブを 29 年 9 月に設置し、庁内に担当チームを組成して継続的な支援を行いました。 海外の当局や最先端の人材との連携強化に向けて、各国のフィンテック関係者が参加するフィンテック・サミットを 28 年度よりも規模を拡大して開催するとともに、海外当局とのフィンテックに係る協力枠組みについて、新たにアブダビ及びイスイスの金融当局と書簡交換を行いました。 IT 技術の進展等を踏まえ、金融機関におけるより良い IT ガバナンスのあり方について、有識者へのヒアリングや金融機関との対話をを行い、プラクティス・知見の集積を進めました。また、システムの安定稼働に対するモニタリングについては、効果的にオフサイトモニタリングを活用する手法を導入し、効率的なモニタリングの実施を進めました。
② 金融機関における情報セキュリティ対策向上のための取組	<ul style="list-style-type: none"> 「金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組方針」に基づき、参加金融機関及び金融業界全体のサイバーセキュリティレベルの底上げを図ることを目的として、2 回目の金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習（D e l t a W a l l II）を実施し、金融機関 101 社（預金取扱金融機関 81 社、証券会社 5 社、生損保 10 社、貸金業者 5 社）が参

加しました。また、同方針に基づき、地銀・第二地銀、信金・信組、証券会社、FX業者、大手以外の生損保等のサイバーセキュリティ対策の状況について、引き続き実態把握を行いました。加えて、サイバーセキュリティ対策の改善に進展が見られない金融機関に対しては、オンサイトでも確認したほか、大手金融機関に対しては、脅威ベースのペネットレーションテストの懲罰や、海外大手行とのギャップ分析・フィードバックを実施しました。

- 内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）と連携し、金融機関における情報セキュリティ対策向上のため、インシデント情報や脆弱性情報等の情報提供を行いました。また、NISCから発信されたものに限らず、金融庁独自で発信すべき情報について積極的に発信しました。

③ 仮想通貨

- 29年8月に仮想通貨モニタリングチームを設置し、システムの安全対応状況の現場訪問による確認など実質的な登録審査を行うとともに、リスクアセスメントにより濃淡をつけたモニタリングを実施してきました。
- また、仮想通貨交換業者において顧客からの預かり資産が外部に流出するという事案を踏まえ、機動的にシステムリスク管理態勢に関する横断的な検証を行うとともに、全てのみなし仮想通貨交換業者及び複数の仮想通貨交換業者に対し、順次立入検査を実施しており、その結果等を踏まえて実施した業務改善命令等により態勢整備を求めてきました。
- さらに、30年3月には、仮想通貨交換業をめぐる諸問題について制度的な対応を検討するため、「仮想通貨交換業等に関する研究会」を設置する旨を公表し、同年4月より議論を開始しました。
- このほか、仮想通貨価格の乱高下やICOなど新たな取引が見られることも踏まえ、29年度において、価格が急落し損をすることや詐欺などの可能性があることについて、関係省庁と連携しつつ、複数回にわたり機動的に利用者向けの注意喚起を実施しました。なお、ICOについて、その仕組みによっては、資金決済法や金融商品取引法等の規制対象となることに関し、事業者向けの注意喚起を実施しました。

④ 取引の高速化への対応

- 株式等の高速取引を行う者に対して登録制を導入し、体制整備・リスク管理や、当局への情報提供などの制度整備を行うことなどを盛り込んだ「金融商品取引法の一部を改正する法律」が29年5月17日に成立し、同月24日に公布されたことを受け、同年12月27日付で関係政令・内閣府令等を公布しました（30年4月1日施行）。
- 前述の「金融商品取引法の一部を改正する法律」施行に向け、適切な登録審査体制を構築し、高速取引行為者の実態把握のため、高速取引行為者及び受託証券会社等に対するヒアリングを実施したほか、高速取引行為者の取引動向のモニタリング体制について整備するとともに、取引の傾向等を研究・分析するといった法施行後の取引審査の体制等について検討を行いました。

施策の 予算額・執行額等	区分		27年度	28年度	29年度	30年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算	—	45	65	185
		補正予算	13	▲10	▲0	—
		繰越等	—	▲3		
		合計	13	31		
	執行額(百万円)		9	26		

学識経験を有する者 の知見の活用	政策評価に関する有識者会議（30年6月22日）
---------------------	-------------------------

政策評価を行う過程 において使用した 資料その他の情報	【測定指標①】 ・金融審議会「金融制度スタディ・グループ」（第1～6回） (https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/base_gijiroku.html#seido_sg)
	【測定指標②、⑤】 ・決済高度化官民推進会議（第3～4回） (https://www.fsa.go.jp/singi/kessai_kenmin/index.html) ・「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針」（各金融機関 30年3月1日公表） ・「『銀行法施行令等の一部を改正する政令等（案）』の公表について」（金融庁 30年3月9日公表） (https://www.fsa.go.jp/news/30/ginkou/kouhilyoubunn_20180309.html)

政策評価を行う過程 において使用した 資料その他の情報	【測定指標④】 ・「平成29年金融商品取引法改正に係る政令・内閣府令案等の公表について」（金融庁 29年10月24日公表） ・「平成29年金融商品取引法改正に係る政令・内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等について」（金融庁 29年12月27日公表）
	【測定指標⑧】 ・「仮想通貨に関するトラブルにご注意ください！」（金融庁・消費者庁・警察庁 29年9月29日公表） (https://www.fsa.go.jp/policy/virtual_currency/04.pdf) ・「ICO（Initial Coin Offering）について」（金融庁 29年10月27日公表） (https://www.fsa.go.jp/policy/virtual_currency/06.pdf) ・「『仮想通貨交換業等に関する検討会』の設置について」（金融庁 30年3月8日公表） (https://www.fsa.go.jp/news/30/singi/20180308.html)

担当部局名	<p>総務企画局 企画課信用制度参事官室、市場課、 政策課（サイバーセキュリティ対策企画調整室、マクロ分析室） 監督局 総務課金融会社室、証券課 証券取引等監視委員会事務局 総務課</p>
-------	--

政策評価実施時期	平成 30 年 6 月
----------	-------------

平成 29 年度 実績評価書

金融庁 29(横断的施策－2)

施策名	業務継続体制の確立と災害への対応
施策の概要	<p>業務継続計画の見直しや関係機関と連携した実践的な訓練の実施により、自らの業務継続体制の強化を図るとともに、金融機関等に対しても業務継続体制の検証を求めること等により、業務継続体制の実効性の向上を促し、金融システム全体における業務継続体制の確立を目指す。</p> <p>また、東日本大震災及び平成28年熊本地震への対応として、被災者の生活・事業の再建を支援していく。</p>
達成すべき目標	<p>金融庁の業務継続体制の充実・強化を図るとともに、金融機関等における業務継続体制の実効性の向上を促すこと</p> <p>東日本大震災及び平成 28 年熊本地震による被災者の生活・事業の再建を支援すること</p>
目標設定の考え方・根拠	<p>「首都直下地震緊急対策推進基本計画」等において、行政機能の中核を担う中央省庁には業務継続計画の策定等を通じて業務継続性の確保を図ることが求められていることを踏まえ、金融庁として、業務継続性の確保に係る取組を進める。また、大規模災害発生時において、金融サービス等の機能停止により、商取引に甚大な影響が発生する事態が生じないよう、金融機関等における業務継続体制の実効性の向上を促す。</p> <p>東日本大震災への対応については、復旧から本格復興・再生の段階に入り、復興を加速するとともに、被災地の経済全体の再生が課題となっている。金融庁としては、引き続き、被災地域の本格的な復興や被災者の生活・事業の再建に向けた支援をしていく。また、平成28年熊本地震への対応についても、被災地の速やかな復旧・復興を進めていく観点から、引き続き、被災者の生活・事業の再建を支援していく。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・首都直下地震緊急対策推進基本計画（平成26 年3月28 日閣議決定） ・政府業務継続計画（首都直下地震対策）（26 年3月28 日閣議決定） ・新型インフルエンザ等対策政府行動計画（25 年6月7 日閣議決定） ・新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン（26 年3月31 日） ・主要行等向けの総合的な監督指針 ・平成29事務年度 金融行政方針（29年11月10日） ・東日本大震災からの復興の基本方針（23年7 月29日）

測定指標		
指標① [主要] 災害等発生時における金融行政の継続確保のための取組		【達成】
29年度 目 標	「政府業務継続計画（首都直下地震対策）」などを踏まえ金融庁業務継続計画等の実効性を検証し、必要に応じて見直しを実施	
29年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> 金融庁業務継続計画等について、その実効性を検証しました。 	
指標② [主要] 災害等発生時に備えた訓練		【達成】
29年度 目 標	金融行政の継続確保の観点から、関係機関と連携して実践的な訓練を実施	
29年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> 政府防災訓練への参加のほか、業務継続計画の実効性を検証するため、職員の安否確認訓練、徒歩参集訓練及び金融庁災害対策本部の設置・運営訓練等を実施しました。また、全国銀行協会と連携した訓練を実施しました。 新型インフルエンザ等の国内感染期における対応について、政府対策本部運営訓練と連携して、金融庁新型インフルエンザ等対策本部幹事会の運営訓練等を実施しました。 	
指標③ [主要] 業界横断の業務継続訓練の実施		【達成】
29年度 目 標	訓練の実施	
29年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> 28年度に引き続き、29年9月1日及び11月12日に、全国銀行協会、銀行等と合同で業務継続性に係る訓練を実施しました。なお、29年度の訓練においては、平日及び休日発災を想定した対策本部の初動対応訓練等に加え、通信手段制約下での被害状況報告、被災営業店の支援態勢の確認など、訓練内容の高度化を図りました。 	
指標④ 個人版私的整理ガイドラインの運用支援、東日本大震災事業者再生支援機構の活用促進		【達成】
29年度 目 標	個人版私的整理ガイドラインの運用支援・周知広報及び東日本大震災事業者再生支援機構の活用促進	
29年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関に対し、個人版私的整理ガイドラインや東日本大震災事業者再生支援機構の活用を促しました。 個人版私的整理ガイドラインの活用促進に関し、マスメディアを活用した周知広報のほか、自治体の協力を得た仮設住宅等の入居者へのチラシの配布、金融機関におけるポスター、チラシの設置及び配布、関係者と連携した各種相談会の開催などの周知広報を実施しました。 	
指標⑤ 金融機能強化法（震災特例）に基づき資本参加を実施した金融機関に対する適切なフォローアップの実施		【達成】
29年度 目 標	金融機能強化法（震災特例）について、適切なフォローアップを実施し、計画の履行状況を半期毎に公表	
29年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> 金融機能強化法（震災特例）に基づく資本参加金融機関における経営強化計画等の履行状況について、適切にフォローアップを実施し、半期毎にその内容を公表しました。 	

指標⑥ 自然災害被災者債務整理ガイドラインの運用支援		【達成】
29年度 目 標	自然災害被災者債務整理ガイドラインの運用支援・周知広報	
29年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関に対し、自然災害被災者債務整理ガイドラインの活用を促しました。 自然災害被災者債務整理ガイドラインの活用促進に関し、平成28年熊本地震をはじめとする自然災害の被災者により活用されるよう、マスメディアを活用した周知広報のほか、自治体の協力を得た市町村窓口や避難所へのチラシの設置、仮設住宅等の入居者へのチラシの配布、金融機関におけるポスター、チラシの設置及び配布、関係者と連携した各種相談会の開催などの周知広報を実施しました。 	
指標⑦ 「平成28年熊本地震金融庁相談ダイヤル」(フリーダイヤル)における相談等の受付状況等	【達成】	
29年度 目 標	件数等	
29年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> 金融サービス利用者相談室の「平成28年熊本地震金融庁相談ダイヤル」において、被災者等からの各種金融機関の窓口の問合せや金融機関等との取引に関する相談等を46件受け付けました。 	

評価結果	
目標達成度合い の測定結果	<p>B（相当程度進展あり）</p> <p>【判断根拠】 金融庁業務継続計画等について、その実効性を検証（測定指標①）したほか、政府防災訓練に参加するとともに、業務継続計画の実効性を検証するため、職員の安否確認訓練等や、全国銀行協会、銀行等との合同訓練を実施（測定指標②、③）しました。</p> <p>また、新型インフルエンザ等の国内感染期における対応について、政府対策本部運営訓練と連携して、金融庁新型インフルエンザ等対策本部幹事会の運営訓練等を実施するなど、関係機関と連携した実践的な訓練を実施しました。</p> <p>さらに、東日本大震災及び平成28年熊本地震への対応として、個人版私的整理ガイドライン及び自然災害被災者債務整理ガイドラインの運用支援・周知広報を実施したほか、東日本大震災事業者再生支援機構の活用を促す（測定指標④、⑥）など、全ての測定指標で目標を達成することができました。</p> <p>しかしながら、金融庁の業務継続計画等について、業務継続体制の充実・強化を図るためにさらに実効性の高い取組を行う必要があり、引き続き取り組むべき課題があることから、「B」としました。</p>

施策の分析	【必要性】	金融庁の業務継続体制の充実・強化を図るとともに、金融機関等における業務継続体制の実効性の向上を促すためには、業務継続計画等の継続的な検証や関係機関と連携した訓練の実施等が必要であると考えています。
	【効率性】	業務継続計画等の検証や関係機関と連携した訓練の実施等により、金融庁の業務継続体制の充実・強化や、金融機関等における業務継続体制の実効性の向上等を効率的に進めることができたと考えています。
	【有効性】	業務継続計画等の検証や訓練の実施等は、金融庁の業務継続体制の充実・強化を図るとともに、金融機関等における業務継続体制の実効性の向上を促す一定の効果があったと考えています。
今後の課題・次期目標等への反映の方向性	【今後の課題】	金融庁の業務継続体制の充実・強化を図るため、業務継続計画等を検証し、必要に応じて見直すとともに、関係機関と連携した訓練等の実施により、更なる実効性の向上に取り組む必要があるほか、金融機関等における業務継続体制の実効性の向上を引き続き促していく必要があります。
	【施策】	<p>業務継続計画等を検証し、必要に応じて見直すとともに、政府防災訓練等への参加、庁内訓練や関係機関と連携した訓練等についても引き続き実施するほか、金融機関等における業務継続体制の実効性の向上を引き続き促していきます。</p> <p>また、東日本大震災及び平成28年熊本地震をはじめとする自然災害への対応として、被災者の生活・事業の再建を引き続き支援していきます。</p>
	【測定指標】	<ul style="list-style-type: none"> ① 「政府業務継続計画（首都直下地震対策）」などを踏まえ金融庁業務継続計画等を検証し、必要に応じて見直しを実施します。 ② 金融行政の継続確保の観点から、関係機関と連携して実践的な訓練を実施します。 ③ 今後も業界横断的な訓練が効果的に実施されるよう、全国銀行協会と協力して訓練の実施等を検討していきます。 ④ 個人版私的整理ガイドラインの運用支援や東日本大震災事業者再生支援機構の活用促進も含め、引き続き被災者支援を促進していきます。 ⑤ 金融機能強化法（震災特例）に基づき資本参加を行った金融機関について、経営強化計画等の履行状況のフォローアップ・公表を行うなど、適切な運用に努めています。 ⑥ 自然災害被災者債務整理ガイドラインの運用支援も含め、引き続き被災者支援を促進していきます。

	⑦ 「平成 28 年熊本地震金融庁相談ダイヤル」（フリーダイヤル）において、被災者等からの各種金融機関の窓口の問合せや金融機関等との取引に関する相談等に対応します。
--	--

主な事務事業の取組内容・評価	
① 災害等発生時における金融行政の継続性確保	<ul style="list-style-type: none"> 金融庁業務継続計画等について、その実効性を検証しました。こうした取組によって、金融庁の業務継続体制の実効性が確保されているものと考えています。
② 金融機関の業務継続体制の検証	<ul style="list-style-type: none"> 全預金取扱金融機関の業務継続体制の整備状況等について確認を行い、取組が遅れている金融機関に対して、体制整備を促しました。こうしたモニタリングによって、預金取扱金融機関の業務継続体制の実効性の向上に寄与したものと考えています。
③ 災害への対応	<p>[東日本大震災]</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融機能強化法（震災特例）に基づき資本参加を行った金融機関の経営強化計画等の履行状況について、それぞれの営業地域において金融仲介機能が適切に発揮されているかフォローアップを行い、その内容を公表しました。 金融機関に対し、東日本大震災事業者再生支援機構や、個人版私的整理ガイドラインの活用とともに、被災地域の本格的な復興や被災者の生活・事業の再建に向けた金融面での支援状況を確認し、被災者にとって最も適切と考えられる解決策の提案・実行支援を行うよう促しました。 <p>[平成 28 年熊本地震]</p> <ul style="list-style-type: none"> 自然災害被災者債務整理ガイドラインが、被災者により活用されるよう、マスメディアによる広報を含め、その運用支援や制度周知を行うとともに、REVIC と地域金融機関等が連携して設立した「熊本地震事業再生支援ファンド」及び「九州広域復興支援ファンド」の活用を促しました。また、金融機関に対して、被災地における取引先企業のニーズを的確に把握し、きめ細かな対応を行うよう促しました。 金融サービス利用者相談室の「平成 28 年熊本地震金融庁相談ダイヤル」において、被災者等からの各種金融機関の窓口の問合せや金融機関等との取引に関する相談等を 46 件受け付けました。 <p>[上記以外の自然災害への対応]</p> <ul style="list-style-type: none"> 九州北部豪雨をはじめとする自然災害への対応について、関係金融機関等に対し「金融上の措置」に関する要請を行うなど、的確な措置を迅速に講じました。 こうした取組によって、東日本大震災や平成 28 年熊本地震等による被災者の生活・事業の再建に寄与したものと考えています。

施策の 予算額・執行額等	区分		27年度	28年度	29年度	30年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算	224	126	104	52
		補正予算	—	112	—	—
		繰越等	—	3		
		合計	224	241		
	執行額(百万円)	33	119			

学識経験を有する者 の知見の活用	政策評価に関する有識者会議（30年6月22日）
---------------------	-------------------------

政策評価を行う過程 において使用した 資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・金融庁業務継続計画 (http://www.fsa.go.jp/policy/bcp/) ・全国銀行協会（ニュース&トピックス） (http://www.zenginkyo.or.jp/news/detail/nid/7987/)
-----------------------------------	---

担当部局名	総務企画局 政策課、政策課金融サービス利用者相談室、総務課、総務課管理室 監督局 総務課
-------	---

政策評価実施時期	平成30年6月
----------	---------

平成 29 年度 実績評価書

金融庁 29(横断的施策－3)

施策名	その他の横断的施策
施策の概要	<p>金融行政について、横断的に関係する施策を実施することにより、円滑な行政運営に資する体制整備を図る。</p> <p>基本政策（政策Ⅰ～Ⅲ）に横断的に関係する施策の実施。</p>
達成すべき目標	<p>国際的な金融規制に関する対応及び当局間のネットワーク・協力の強化により、グローバル化した金融システムの安定と発展を確保し、我が国経済の持続的な成長、世界経済の安定・発展に資すること。金融行政を円滑に遂行するための環境を確保すること</p> <p>基本政策に横断的に関係する施策の実施により、金融行政の目標の実現を図ること</p>
目標設定の考え方・根拠	<p>日本経済、ひいては世界経済の持続的成長に資するため、新興国を含めた世界の金融システムの安定と発展に貢献する必要がある。</p> <p>また、当庁においても金融行政を取り巻く環境の変化を踏まえ、それに対応するためのIT戦略策定の検討を進めるなど、横断的に関係する取組を実施することにより、金融行政の適切な運営を図る必要がある。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未来投資戦略2017（平成29年6月9日閣議決定） ・G20ハノンブルクサミット首脳声明（29年7月7日・8日採択） ・マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策に関する国際基準（FATF勧告）（平成24年2月策定） ・世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（29年5月30日閣議決定） ・サイバーセキュリティ戦略（27年9月4日閣議決定）

測定指標	
指標① [主要] 国際的な金融規制に関する対応	【達成】
29年度 目 標	最終化を迎えた国際的な金融規制改革の議論や、新たな金融システム上の国内外共通の課題の解決に向けた経験や知見の共有に貢献する。
29年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> ・世界金融危機後の国際的な金融規制改革に関し、金融庁は、経済の持続的成长と金融システムの安定の両立、新たな規制を際限なく策定し続けるような状況の終結、規制の影響評価の必要性などについて、G20やFSBの場で主張するとともに、国際コンファレンスにおける講演を通じて問題提起をしてきました。（金融庁長官の英文講演について平成29年度の主なものは、29年5月「A brake pedal alone cannot guarantee safety」（於 国際金融協会（IIF）春季総会）、29年5月「Will FinTech create shared values?」（於 コロンビア大学ビジネススクール日本経済経営研究所東京コンファレンス）、29年11月「Creating economic opportunities and shared value in society」（於 米日カウンシル年次総会）、30年2月「Toward a Virtuous Cycle of Finance and

	<p>Economy」(於 日本証券サミット))。なお、29年5月26日にフィナンシャル・タイムズ紙に「A holistic approach to future-proofing the financial system」を寄稿した。) こうした中、主に以下の取組を実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① バーゼル銀行監督委員会によるバーゼルⅢ（銀行の自己資本比率規制等に関する国際的枠組み）の見直しに参画し、同枠組みの最終化（29年12月）に貢献しました。 ② 保険会社の「国際資本基準（I C S）」に関しては、財務の健全性を国際的に比較可能な形で把握する枠組みの必要性や、保険会社の健全性と社会的な役割、金融市場の安定に意図せざる影響を与える可能性などに留意しながら、保険監督者国際機構（I A I S）における議論に参画。I C Sに合意後当初5年間はモニタリング期間とする合意（29年11月）に貢献しました。 ③ G 20や金融安定理事会（F S B）等の場で問題提起を行った結果、F S Bが一般均衡的な分析を含む規制改革全体の包括的な影響評価の枠組みを公表し、G 20が首脳声明にて「金融規制改革の影響を評価するためのF S Bの作業及び実施後の影響の評価のための構造的な枠組みを支持する」(29年7月)旨を明示するなど、規制改革の影響評価の具体的な取組に貢献しました。 ④ EUにおける包括的な銀行規制改革パッケージ案に関する 欧州委員会等へのコメントレターの発出（29年4月）や、ボルカールールに関する米国当局へのレターの発出（29年9月）など、各国独自の取組が市場の分断をもたらすことのないよう、国際的な連携協力に取り組みました。 <ul style="list-style-type: none"> ・ また、国内の課題ならびにグローバルな課題の解決に向けて、各国等と経験や知見を共有しました。特に東京において、O E C Dアジア・コーポレートガバナンス・ラウンドテーブル東京会合（29年10月）、金融サービス利用者保護国際組織（F i n C o N e t）の年次総会及び国際セミナー（29年11月）を開催した。さらに、IMFによる金融セクターの評価（FSAP）を受け、対日4条協議において少子高齢化・低金利環境が我が国金融システムにもたらす課題への対応につき様々な提言を得ました。 	
指標② [主要] 国際的な当局間のネットワーク・協力の強化		【達成】
29年度 目 標	英国のEU離脱に対し日本の金融機関が円滑に対応できるよう、英国・欧州当局に働きかけを行うとともに、アジア新興国等に対する技術支援の強化等を図る。	
29年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 英国のEU離脱（ブレグジット）に対し日本の金融機関が円滑に対応できるよう、各種会合や面会の機会を捉え、英国・欧州当局に働きかけを行いました。また、欧州との間では、日EUハイレベル協議を開催（29年10月）するなど、日E U E P A（29年12月交渉妥結）を踏まえて、金融規制・監督に係る協力関係を強化しました。 ・ また、日印財務金融対話（29年9月）・日台金融協議（29年11月）など 	

	<p>の二国間協議や監督カレッジ会合などを通じて、監督上のネットワーク強化を継続しました。中国当局との間では、日本企業のパンダ債発行に向けて監査法人の監督に関する書簡を交換（29年12月）し、邦銀によるパンダ債発行が実現しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ フィンテックについての取組に関する当局間の連携を更に強化する目的から、新たにオーストラリア証券投資委員会（29年6月）及びアブダビ金融サービス規制庁（29年9月）との間でフィンテック推進協力に係る書簡交換を実施しました。 ・ アジア新興国等に対する技術協力の一環として、以下の取組を実施しました。 <ul style="list-style-type: none"> - ミャンマー中央銀行との間で銀行分野における金融協力に関する覚書を締結したほか、ミャンマー計画財務省に対して資本市場活性化支援計画を手交しました（30年1月）。 - 日 UAE 財務金融協力セミナーを開催し、幅広い意見交換・情報共有を実施しました（30年3月）。 - また、インドネシア、タイ、ベトナム、モンゴルの金融当局等に対しても、先方の支援ニーズを踏まえたセミナーや研修を個別に実施するなど、深度ある金融技術協力を実施しました。 ・ 「グローバル金融連携センター（GLOPAC）」においては、プログラムの内容を充実させるべく、新興国の金融当局から受け入れる職員（研究員）の関心分野をきめ細やかに把握し、プログラムの構成を工夫しました。29年度においては、7月から9月と10月から12月に、計20名の研究員を受入れ、高評価を得ました。 ・ GLOPAC で過去に受け入れた研究員（卒業生）のネットワークの維持・強化のため、以下の取組を実施しました。 <ul style="list-style-type: none"> -29年8月と11月に、計6名の卒業生を再招聘し、現役生への講義と金融庁職員との面談を行うホームカミングプログラムを実施しました。 -29年9月と平成30年1月に、GLOPACセンター長等が海外を出張した際、当局職員への表敬及び卒業生と面談を行いました。 -30年3月、2名の卒業生を再招聘し、当該卒業生は国際会議に登壇。また、当該卒業生のプログラム修了後の取組等についても、聞き取りを行いました。 -30年2月と3月、卒業生数の多いモンゴルとタイにおいて GLOPAC 同窓会を開催し、卒業生のプログラム修了後の取組について聞き取りを行うとともに当局職員を表敬しました。
指標③	<p>マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドラインの公表、本ガイドラインを踏まえたマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策への対応状況に係るモニタリングの実施</p>
29年度 目 標	【達成】
	実効的な態勢整備のための金融機関向けガイドラインの公表等を行う。更に、当局として、各金融機関・業態におけるマネー・ローンダリング等のリスクを分析・評価し、そのリスクに応じたモニタリングを行う。

29年度 実績	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関等のマネー・ローンダーリング及びテロ資金供与対策に係る実効的な態勢整備を促すため、「マネー・ローンダーリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を公表しました（30年2月公表）。 各金融機関・業態におけるマネー・ローンダーリング等のリスクを分析・評価するために、業態横断的にデータの報告徴求を行い（回収は3月～6月）、同データを基に、当局としてリスクレーティングを行いました。 海外送金につき重大な懸念を持たざるを得ない事案が発覚したことを踏まえ、至急、金融機関における海外送金リスクの低減を図るため、30年3月に、金融機関等に対し送金取引に重点を置いた基本的な確認事項を発出し、検証を行いました。
------------	--

指標④ 「規制改革実施計画」に盛り込まれる項目等の検討作業	【達成】
29年度 目 標	「規制改革実施計画」に盛り込まれる項目等の検討・必要な措置の実施
29年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> 「規制改革実施計画」（29年6月9日）等に盛り込まれた規制・制度改革事項について検討を進め、規制・制度改革を積極的に推進しました。 <p>これにより、金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境の整備が、着実に進展したものと考えます。</p>

指標⑤ ノーアクションレター、一般法令照会の受理から回答までの処理期間	【達成】
29年度 目 標	ノーアクションレター制度等を利用した法令照会への対応について、所定の処理期間の遵守を徹底するとともに、可能な限り、その短縮を図る
29年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> 29年度における、ノーアクションレター制度に基づく照会2件について処理期間内での回答を実現しました。 <p>これにより、金融行政の透明性・予測可能性を高め、金融サービスの提供者が積極的に新しい商品の販売やサービスの提供を行える環境の確保に寄与したものと考えています。</p>

指標⑥ IT戦略（中期計画）の策定状況	【－】
30年度 目 標	当庁におけるIT戦略（中期計画）の策定
29年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> デジタル・ガバメント実行計画（平成30年1月16日eガバメント閣僚会議決定）及び「金融行政方針」に基づき、金融を取り巻く内外の環境変化に伴い、ITガバナンスの強化、業務の明確化を図るとともに、それに応じた情報システムの見直し・構築を推進し、行政運営の効率化や行政サービスの利便性向上を実現するため、当庁におけるIT戦略（中長期計画）策定の検討を進めました。

指標⑦ 情報システムの見直し及びそれに伴う運用コストの削減 ・情報システム数の削減	【－】	
基準値	実 績	目標値
24年度	28年度	30年度

指標⑧ 情報システムの見直し及びそれに伴う運用コストの削減 ・スタンドアロンコンピュータの台数削減	【－】
--	-----

基準値	実 績			目標値
24年度	28年度	29年度		30年度
243台	176台	213台		240台
指標⑨ 情報セキュリティ対策推進計画に基づくセキュリティ対策の実施			【未達成】	
29年度 目 標	情報セキュリティ対策推進計画に基づく、セキュリティ対策の実施			
29年度 実 績	<ul style="list-style-type: none"> 多様なサイバー攻撃に対する技術的対策の多層化・多重化を推進したほか、全職員を対象とした研修等の実施や実践的な訓練への参加といった情報セキュリティに関する教育・訓練を実施しました。 <p>しかしながら、新たなセキュリティ上の脅威の発生等、情報セキュリティに係る環境変化に対応するため、セキュリティ・IT人材の育成については更に強化する必要性を認識しております。</p>			

評価結果	
目標達成度合い の測定結果	B（相当程度進展あり） 【判断根拠】 最終化を迎えた国際的な金融規制改革の議論に貢献するとともに、金融システム上の国内外共通の新たな課題の解決に向けた経験や知見の共有に取組ました（指標①）。また、英国のEU離脱に対し日本の金融機関が円滑に対応できるよう、英国・欧州当局に働きかけを行うとともに、アジア新興国等に対する技術支援の強化等を行いました（指標②）。 その他、測定指標③、④、⑤については目標を達成するなど、取組を進めることができました。 しかしながら、情報セキュリティ対策推進計画に基づくセキュリティ対策の実施については、目標が未達成になるなど課題は残っております。 以上のことから、施策の目標と照らし合わせてみると、金融行政を円滑に遂行するための環境確保について引き続き取り組むべき課題があることなどから「B」としました。 なお、当庁におけるIT戦略（中長期計画）の策定や情報システムのコスト削減については、30年度に目標を設定しており、目標の達成度合いを改めて測定する必要があります。
施策の分析	【必要性】 日本経済、ひいては世界経済の持続的成長に資するため、新興国を含めた世界の金融システムの安定と発展に貢献する必要があります。 また、金融行政の適切な運営を図るため、金融行政を取り巻く環境の変化を踏まえ、それに対応するためのIT戦略（中長期計画）策定の検討を進めるなど、横断的に関係する取組を実施する必要があります。

	<p>【効率性】 横断的施策のうち、国際的な課題について、各国と協調して対応を進めました。例えば、海外当局に各種会合や面会の機会を捉えた働きかけを行ったほか、国際コンファレンスにおける当庁の講演を通じて問題提起を行いました（指標①、②、③）。また、規制改革については、「規制改革実施計画」を踏まえて検討を進め、事前確認制度の適切な運用については、回答に向けた進捗管理を徹底するなどして作業効率を高めました（指標④、⑤）。</p> <p>なお、金融行政におけるITの活用等については、当庁においてIT戦略（中期計画）を策定し、これに沿って実施していくこととしており、来年度も引き続き、当該計画の策定に向けた検討を進めていきます（指標⑥、⑦、⑧、⑨）。</p> <p>【有効性】 新興国を含めた世界の金融システムの安定と発展に貢献する取組は、我が国経済の持続的な成長、世界経済の安定・発展に有効であると考えています。</p> <p>また、金融行政を取り巻く環境の変化を踏まえ、それに対応するためのIT戦略（中長期計画）策定の検討を進めるなど、横断的に関係する取組を実施することは、金融行政の適切な運営に有効であると考えています。</p>
今後の課題・次期目標等への反映の方向性	<p>【今後の課題】 日本経済、ひいては世界経済の持続的成長に資するため、引き続き、最終化を迎えた国際的な金融規制改革の議論に貢献し、新たな金融システム上の国内外共通の新たな課題の解決に向けて取り組む必要があります。また、国際的な当局間のネットワーク・協力の強化に関しては、これまでの取組を踏まえ、さらに取組を継続し、充実させていく必要があります。</p> <p>加えて、当庁におけるIT戦略（中長期計画）の策定に関しては、これまでの検討を踏まえ、ITガバナンスを強化することで、新たな情報技術や「金融行政方針」における重点施策に対応したシステム整備を進めるなど、金融行政について、横断的に関係する施策を実施することにより、円滑な行政運営に資する体制整備を図っていく必要があります。</p> <p>【施策】 上記の課題を踏まえ、引き続き、国際的な議論への取組や国際的な当局間のネットワーク・協力の強化を図ります。</p> <p>また、当庁においても金融行政を取り巻く環境の変化を踏まえ、それに対応するためのIT戦略（中長期計画）策定の検討を進めるなど、横断的に関係する取組を実施することにより、金融行政の適切な運営を図るための取組を進めていく必要があります。</p> <p>【測定指標】 ① 国内外の課題を踏まえ、国際的な議論への貢献を引き続き進めてまいります。</p>

	<p>② 国際的な当局間のネットワーク・協力の強化を引き続き進めてまいります。</p> <p>③ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドラインを踏まえ、各金融機関・業態におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与のリスクを分析・評価し、そのリスクに応じたモニタリングを行います。</p> <p>④ 金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境を整備するため、引き続き、規制・制度のあり方について検討を行います。</p> <p>⑤ 引き続き、ノーアクションレター制度等に基づく法令照会について迅速に対応していきます。</p> <p>⑥ I T 戦略（中長期計画）策定に向けて引き続き取組を推進します。</p> <p>⑦ 「政府情報システム改革ロードマップ」に基づき引き続き取組を推進します。</p> <p>⑧ 「政府情報システム改革ロードマップ」に基づき引き続き取組を推進します。</p> <p>⑨ 30 年度における情報セキュリティ対策推進計画を策定し、引き続きセキュリティ対策の実施の取組を推進します。</p>
--	---

主な事務事業の取組内容・評価	
① 金融規制・監督のあり方についての国際的な提言	<ul style="list-style-type: none"> 国際的な金融規制改革に関し、経済の持続的成長と金融システムの安定の両立等の問題提起を行いました。また、バーゼルⅢの最終化・ICSに合意後当初5年間はモニタリング期間とする合意・規制改革の影響評価の具体的な取組に貢献しました。さらに、各国独自の取組が市場の分断をもたらすことのないよう、国際的な連携協力に取り組みました。（詳細は指標①に係る「29 年度実績」欄参照）。 また、国内の課題ならびにグローバルな課題の解決に向けて、各国等と経験や知見を共有しました（詳細は指標①に係る「29 年度実績」欄参照）。
② 国際的なネットワーク・協力の強化	<ul style="list-style-type: none"> 英国のEU離脱（ブレグジット）に対し日本の金融機関が円滑に対応できるよう、英国・欧州当局に働きかけを行いました。また、アジア諸国を含めた二国間協議等を通じて、監督上のネットワークを強化しました（詳細は指標②に係る「29 年度実績」欄参照。） アジア新興国等に対する技術協力について、相手国のニーズに寄り添いながら取り組みました（詳細は指標②に係る「29 年度実績」欄参照）。 「グローバル金融連携センター(GLOPAC)」において、プログラムの内容の充実や、研究員（卒業生）のネットワークの維持・強化に取り組みました（詳細は指標②に係る「29 年度実績」欄参照）。
③ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策への対応	<ul style="list-style-type: none"> 30 年 2 月に、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガ

「ガイドライン」を公表し、全国 11 か所で、財務局等のマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策担当者を含む監督部門・検査部門および地域金融機関担当者向け説明会を開催し、また、業界団体等が主催する講演にも積極的に金融庁職員を派遣するとともに、当庁ウェブサイトでの公表や雑誌媒体での解説等も利用してその内容の周知徹底を図りました。

- 上記説明会等に当たっては、ガイドラインの説明資料（ガイドラインの考え方の中核であるリスクベース・アプローチの概念等）に加え、リスクの特定・低減策等の具体例に関する事例集を作成・配布し、担当者の理解促進を図りました。
- 全金融機関に対し、ガイドラインで求めている対応と各金融機関の現状との差異（ギャップ）を具体的に特定し、改善策を策定するよう依頼しました（30 年 5 月～6 月）。
- 各金融機関・業態におけるマネー・ローンダリング等のリスクを分析・評価するために、業態横断的にデータの報告徴求を行い（回収は 3 月～6 月）、同データを基に、当局としてリスクレーティングを行いました。
- 海外送金につき重大な懸念を持たざるを得ない事案が発覚したことを踏まえ、至急、金融機関における海外送金リスクの低減を図るため、30 年 3 月に、金融機関等に対し送金取引に重点を置いた基本的な確認事項を発出し、検証を行いました。

④ 規制・制度改革等の推進

- 「規制改革実施計画」（29 年 6 月 9 日閣議決定）に盛り込まれている「金融機関が設置する保育所におけるグループ企業役職員以外の子どもの受入れについての周知」について、意見交換会等を通じ各業界団体に対し周知を実施しました。

上記対応をはじめとして、金融を巡る状況の変化に対応した様々な規制・制度改革を推進することにより、金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境の整備が着実に進展したものと考えます。

⑤ 事前確認制度の適切な運用

- ノーアクションレター制度等について、一層の利用を促すために、引き続き、金融庁ウェブサイト等を活用した周知を行うとともに、同制度の適切な運用を図る。

⑥ 金融行政における IT の活用

- 当庁における IT 戦略（中期計画）の策定の検討
デジタル・ガバメント実行計画（平成 30 年 1 月 16 日 e ガバメント閣僚会議決定）及び「金融行政方針」に基づき、金融を取り巻く内外の環境変化に伴い、IT ガバナンスの強化、業務の明確化を図るとともに、それに応じたシステムの見直し・構築を推進し、行政運営の効率化や行政サービスの利便性向上を実現するため、当庁における IT 戦略（中長期計画）策定の検討を進めました。

- 運用コスト削減のための情報システムの見直し

運用コストの削減のための情報システム数及びスタンダロンコンピュ

一タの台数の削減の取組について、「政府情報システム改革ロードマップ」に基づき、計画的に進めることができたと考えています。

- ・情報セキュリティ対策の推進

「情報セキュリティ対策推進計画」に基づき、全職員を対象とした研修等の実施や実践的な訓練への参加といった情報セキュリティに関する教育・訓練を実施したほか、多様なサイバー攻撃に対する技術的対策の多層化・多重化を推進しました。

これにより、当庁の情報セキュリティ対策が着実に進展したものと考えていますが、新たなセキュリティ上の脅威の発生等、情報セキュリティに係る環境変化に対応するため、セキュリティ・IT人材の育成については更に強化する必要性を認識しております。

施策の 予算額・執行額等	区分		27年度	28年度	29年度	30年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算	288	257	293	283
		補正予算	▲0	▲0	—	—
		繰越等	—	—		
		合計	288	257		
	執行額(百万円)		205	205		

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議（30年6月22日）
-----------------	-------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>【測定指標①】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・G20 https://www.g20.org ・金融安定理事会（F S B） https://www.financialstabilityboard.org ・バーゼル銀行監督委員会（B C B S） http://www.bis.org/bcbs ・証券監督者国際機構（I O S C O） http://www.iosco.org ・保険監督者国際機構（I A I S） http://www.iaisweb.org ・金融活動作業部会（F A T F） http://www.fatf-gafi.org/ ・経済協力開発機構（O E C D） http://www.oecd.org/ ・国際通貨基金（I M F） http://www.imf.org/external/index.htm ・金融サービス利用者保護国際組織（F i n C o N e t） http://www.finconet.org/
---------------------------	---

	<p>【測定指標④】</p> <ul style="list-style-type: none">・「規制改革実施計画」(29年6月9日閣議決定) 〈http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/suishin/publication/p_index.html〉
--	--

担当部局名	総務企画局 政策課、 総務課国際室、総務課情報化統括室、 企画課 監督局 総務課 検査局 総務課
--------------	---

政策評価実施時期	平成30年6月
-----------------	---------

平成 29 年度 実績評価書

金融庁 29(金融庁の行政運営・組織の改革ー1)

施策名	金融庁のガバナンスの改善と総合政策機能の強化
施策の概要	<p>金融を取り巻く内外の環境が急激に変化する中において、金融システムの健全性を維持し、金融が企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生の増大に継続的に貢献していくため、有識者や外部からの意見等を金融行政に継続的かつ的確に反映するための取組等、金融庁のガバナンスの改善等を図る。</p>
達成すべき目標	<p>金融庁のガバナンス改善等を通じた金融行政の質の向上と金融庁の総合政策機能の強化</p>
目標設定の考え方・根拠	<p>人材の多様性を欠き、各種の意思決定が組織内部に長年在籍した者だけで行われる組織は、議論に視野の広がりが得られず、自己・現状肯定的な行動や国益に反して組織を守ろうとする行動が採られる惧れがある。</p> <p>金融行政が、内閣、担当大臣の下、法律に基づき行われるとの枠組みの中で、金融行政の執行面において、有識者や外部からの意見や提言、批判、国際的な議論が金融行政に継続的かつ的確に反映されるための取組等、金融庁自体のガバナンスの改善等を図る必要がある。</p> <p>また、金融行政が直面する課題に的確に対応していくため、全庁的な金融行政の戦略立案や総合調整を行う機能を強化する。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成29事務年度 金融行政方針（平成29年11月10日） ・ 「金融モニタリング有識者会議報告書－検査・監督改革の方向と課題－」（29年3月17日）

測定指標	
指標① [主要] 各種有識者会議の積極的活用	【達成】
29 年度目標	有識者からの提言等の金融行政への継続的かつ的確な反映
29 年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政策評価有識者会議の運営要領等を整備した上で、30 年 1 月 31 日に政策評価有識者会議を開催し、金融行政が新たに取り組むべき重要な課題等について、有識者からご意見・ご提言をいただき、各担当部署において施策の検討等に活用するなど、金融行政の参考としました。 ・ 金融モニタリング有識者会議が 29 年 3 月に公表した報告書「検査・監督改革の方向と課題」を踏まえ、金融行政の視野を「形式・過去・部分」から「実質・未来・全体」に広げ、金融行政の究極的な目標の達成により効果的に寄与できる新しい検査・監督を実現するために、基本的な考え方と進め方を整理した「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）（案）」を公表し、パブリックコメントを実施しました。 ・ 金融仲介の改善に向けた検討会議を開催し、地域金融の課題と競争のあり方等について、地域経済や地域の企業・住民の立場から、有識者にご議論いただきました。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議を5回開催し、会議における外部有識者の議論を踏まえ、コーポレートガバナンス・コード改訂案と「投資家と企業の対話ガイドライン（案）」を公表し、パブリックコメントを実施しました。 	
指標②	[主要]業務改善等に通曉した専門家による金融行政に対する外部評価の実施	【達成】
29年度目標	外部からの意見等の金融行政への継続的かつ的確な反映	
29年度実績	業務改善とガバナンスに通曉した専門家による、金融機関及び金融庁職員等へのヒアリング等を通じた金融行政に対する外部評価を実施し、金融機関等からご意見等をいただき、今後の金融行政への反映方法の検討を行いました。	
指標③	[主要]金融庁ウェブサイトへのアクセス件数	【達成】
基準値	実績	
28年度	29年度	29年度
1億7,854万件	3億8,476万件	対前年度比増加
指標④	[主要] 調査研究分析成果物の作成	【達成】
29年度目標	金融行政の参考となる調査研究を実施し、調査研究分析の成果物を作成すること	
29年度実績	府内の要望に基づく研究テーマについて、調査研究を実施し、その成果を府内で共有するとともに、研究成果報告書としてウェブサイトで公表しました（計7本、研究の主なテーマ：仮想通貨を巡る規制及び中銀デジタル通貨の発行可能性に係る各国比較、不適正会計の早期発見に関する研究、自己資本規制におけるマーケット・リスク計測、サイバー攻撃の脅威動向に関する公開情報からの情報収集・分析（O S I N T）、与信集中リスク管理の高度化に向けた研究、高頻度取引（H F T）の発注・約定パターンに関する研究等）。	
指標⑤	コンファレンス、勉強会等の定期的な開催、産・官・学の交流を図る機会を必要に応じて随時設定	【達成】
29年度目標	コンファレンス、勉強会等を開催し、産・官・学のより一層のネットワーク強化を図ること。	
29年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産・官・学からの参加者を得て、29年9月にフィンテック（金融とテクノロジーの融合）をテーマにしたグローバル・イベント「フィンテック・サミット2017」（注）を開催しました。 (注) 本シンポジウムは、金融庁・日本経済新聞社・Fintech協会の共催により開催した「フィンサム・ウィーク2017」の一環として、シンポジウム形式で開催したものです。) ・ 研究者や実務者等の有識者を招いて、勉強会等を行いました。 	

	<ul style="list-style-type: none"> 研究成果報告書について金融研究センターのウェブサイトで公表を行った際、その旨を金融関連の学会等と共有し、各会員への周知を依頼しました。 	
指標⑥	政策評価有識者会議等における金融の全体像についての包括的かつ将来の変化を見据えた議論の実施	【達成】
29年度目標	金融上の課題の包括的検討	
29年度実績	我が国の資金の流れに関する課題について、有識者にヒアリングを実施しました。また、1月31日に開催された政策評価有識者会議における企業年金の在り方や退職世代等への金融サービスの在り方等についての委員からの示唆を踏まえ、施策の検討等を行いました。	

参考指標		
指標①	「金融庁 女性職員活躍と職員のワークライフバランス推進のための取組計画」に基づく施策の実施状況	
29年度実績	業務効率化・職場環境改善に向けた取組を継続的に実施したほか、制度や活用事例の周知を行う事などにより、テレワークの実施拡大（28年度実績42名、29年度実績71名）やフレックスタイム制の活用促進に取り組みました。また、全庁的な数値目標を掲げた超勤縮減への取組に加え、超過勤務の多い職員に対しては連続休暇などのリフレッシュ休暇を積極的に取得させるなど、斬新な発想が湧き出るための職員のワークライフバランスの実現に取り組みました。	
指標②	金融行政モニターへの意見申出件数	
29年度実績	29年4月～30年3月：55件	
指標③	各種サポートデスクへの相談件数	
29年度実績	<ul style="list-style-type: none"> FinTech サポートデスク：357件 金融業の拠点開設サポートデスク：84件 FinTech 実証実験ハブ：24件 	
指標④	報道発表件数	
29年度実績	387件	
指標⑤	金融庁Twitterのフォロワー数及びツイート（発信）回数	
29年度実績	フォロワー：62,566人 ツイート数：391回	
指標⑥	新着情報メール配信サービス登録件数	
29年度実績	42,092件	
指標⑦	英語ワンストップサービスの対応件数	
29年度実績	708件（28年度は434件）	
指標⑧	研究成果報告書の公表件数	
29年度実績	7本の研究成果報告書を金融庁ウェブサイトで公表しました。	

指標⑨ コンファレンスの開催回数	
29年度実績	29年9月に「フィンテック・サミット2017」を開催しました。
指標⑩ 勉強会等の開催件数	
29年度実績	29年4月以降、アカデミズム等の金融に関する有識者が最先端の研究内容を発表し、職員等との議論を通じて金融行政・アカデミズムの両方に必要な新たな視点・論点を探求することを目的とした勉強会（金融経済学勉強会）を庁内にて計14回開催しました。また、金融をはじめ様々な分野の実務家や研究者等を講師とする、庁内職員が自由に参加できる勉強会（通称「金曜ランチョン」）を、計34回開催しました。

評価結果	
A（目標達成）	
目標達成度合い の測定結果	<p>【判断根拠】 金融を取り巻く内外の環境が急激に変化する中において、金融システムの健全性を維持し、金融が企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生の増大に継続的に貢献していくため、「平成29事務年度 金融行政方針」を踏まえ、有識者からの提言・外部からの意見等の金融行政への継続的かつ的確な反映方法の検討を行いました。（測定指標①、②）</p> <p>また、金融庁の施策等の内容について、タイムリーかつ正確な情報発信を行うとともに、様々なチャネルを通じた情報発信にも努めました。金融庁Twitterフォロワー数（参考指標⑤）や新着情報メール配信サービス登録件数（参考指標⑥）に着実な増加が見受けられるほか、金融庁ウェブサイトへのアクセス件数は昨年度と比べ増加しました。（測定指標③）</p> <p>金融行政の参考となる調査研究を実施し、その分析等の成果物を金融庁金融研究センターのウェブサイトで公表するとともに、コンファレンス、勉強会等を開催し、産・官・学のより一層のネットワーク強化を図った（測定指標④、⑤）</p> <p>金融上の課題の包括的検討について、外部有識者に対しヒアリングを実施するとともに、政策評価有識者会議における委員からの示唆を施策の検討等に活用しました。（測定指標⑥）</p> <p>以上、すべての測定指標で目標を達成することができたことから「A」としました。</p>
施策の分析	【必要性】 金融庁のガバナンスの改善と金融庁の総合政策機能の強化のためには、引き続き、外部からの意見等を金融行政に継続的かつ的確に反映させつつ、金融行政のP D C Aの実施に取り組む必要があると考えています。

	<p>【効率性】 金融庁のガバナンスの改善及び金融庁の総合政策機能の強化に向けて、庁内における検討・議論にとどまらず、有識者や外部からの意見等を積極的に受け入れ、施策の検討等に活用したことは、金融行政自体の効率性の向上にも資するものだと考えております。</p> <p>【有効性】 金融行政に関する広報の充実、学術的成果の金融行政への導入等は、金融庁のガバナンスの改善及び金融庁の総合政策機能の強化に有効であると考えています。</p>
今後の課題・次期目標等への反映の方向性	<p>【今後の課題】 金融を巡る環境が急速に変化する中、金融行政のP D C Aを通じて金融行政の質を不斷に向上させていくために、有識者等の意見・提言、批判等が継続的かつ的確に反映されるよう、更なる取組を進めていく必要があります。</p> <p>【施策】 政策評価有識者会議を含む各種有識者会議等における有識者や外部からの意見や提言等が金融行政に継続的かつ的確に反映されるよう、更なる取組を進めていきます。</p> <p>【測定指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 有識者からの提言等の金融行政への継続的かつ的確な反映等必要な取組を引き続き進めるとともに、必要に応じ測定指標の見直しを行います。 ② 引き続き必要な取組を進めるとともに、29年度における外部評価報告等も踏まえ、必要に応じ測定指標の見直しを行います。 ③ アクセス件数の増加は、当庁の施策等についての関係者への広がりを示すものと考えられることから、情報発信の達成度を測定する指標として30年度も同様に設定します。 ④ 金融行政の参考となる調査研究の実施状況を測定するため、研究成果報告書の公表件数を測定指標として30年度も同様に設定します。 ⑤ 産・官・学のより一層のネットワーク強化を図るべく、引き続き、コンファレンスの開催回数及び勉強会等の開催件数を測定指標として30年度も同様に設定します。 ⑥ 金融を巡る環境の変化等に伴い出現する新たな課題に対応していくべく、引き続き、金融の全体像についての包括的かつ将来の変化を見据えた議論を実施します。

主な事務事業の取組内容・評価	
① 金融庁自体を環境変化に遅れることなく不断に自己改革する組織に変革（ガバナンスの改善）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政策評価有識者会議において、金融行政において外部の意見や提言を継続的かつ的確に反映させるため、金融行政として新たに取り組むべき重要

な課題となる事項についての議論を定期的に実施しました。

- ・ 地域金融や検査・監督のあり方の見直し、コーポレートガバナンス等の各分野における個別の課題について、各種有識者会議等を更に活用し、外部有識者の意見が継続的に行政に反映される枠組みを確保しました。
- ・ 業務改善とガバナンスに通暁した専門家による、金融機関及び金融庁職員等へのヒアリング等を通じた金融行政に対する外部評価を実施しました。
- ・ 金融機関及び金融サービスの利用者等との対話を促進しました。また、金融機関などが金融行政に対して率直かつ不安なく批判や要望を言えるよう、金融行政モニター制度や各種サポートデスク、金融機関からの相談対応の一層の充実を図りました。

こうした取組は、金融庁自体を環境変化に遅れることなく不断に自己改革する組織に変革するための、ガバナンス面での改善に資するものであったと考えています。

② 金融行政に関する広報の充実

- ・ 金融庁の施策等の内容について、ウェブサイトだけでなく、Twitter や新着情報メール配信サービスを積極的に活用し、国民等へのタイムリーかつ正確な情報提供を行いました。
- ・ 併せて、金融行政の各課題等について、金融庁としての考え方や分析等を様々な形で公表するとともに、新たに開設した You Tube 等ソーシャルメディアにおいて、当庁施策の二次発信を行うなど、国民等に広く分かりやすい情報発信を進めました。

こうした取組は、有識者や外部からの意見等を金融行政に継続的かつ的確に反映するための前提となる行政の透明性を高める効果があったと考えています。

③ 学術的成果の金融行政への導入

- ・ 金融行政における判断にアカデミズムの知見を有効に活用するため、府内からの要望に基づいて多岐にわたるテーマを選定し、調査研究を行いました。
- ・ 金融に関する産・官・学のネットワーク強化を目的として、コンファレンス、勉強会等を開催しました。その際には、調査研究と同様、金融行政における判断のために役に立つ適切なテーマ設定を行いました。

これらの取組は、外部の専門家や研究者の知見を導入・活用することにより、専門的かつ理論的な裏付けに基づいた適切な金融行政の遂行、及び産・官・学のネットワーク構築を図る観点から、効果があったと考えています。

④ 総合政策機能の強化

- ・ 金融行政全体を俯瞰し、新たに出現するテーマも常に視野に入れつつ、全庁的な金融行政の戦略立案や総合調整を行う機能を強化する観点から、組織の見直しを進めました。

- ・組織の見直しとあわせて、全庁的な金融行政の戦略立案及び総合調整の機能を発揮するにはいかなる業務フローが良いか、検討を進めました。
- ・政策評価有識者会議をはじめ各種の有識者会議における議論や外部の専門家等の知見を活用しながら、金融の全体像について、包括的かつ将来の変化を見据えた検証を行いました。

こうした取組は、金融行政の戦略立案や総合調整を行う機能を強化する上で効果があったと考えています。

施策の 予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度
	当初予算	—	—	—	—
	補正予算	—	—	—	—
	繰 越 等	—	—		
	合 計	—	—		
	執行額（百万円）	—	—		

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議（30年6月22日）
-----------------	-------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	【測定指標①】 • 「金融モニタリング有識者会議報告書－検査・監督改革の方向と課題－」 (29年3月17日) (https://www.fsa.go.jp/news/30/wp/dialogues.html) • 「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」（案） (29年12月15日) (https://www.fsa.go.jp/news/29/wp/wp.html) • 金融庁ウェブサイト「金融仲介の改善に向けた検討会議」 (https://www.fsa.go.jp/singi/kinyuchukai/index.html) • スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議（29年10月18日～30年3月13日（計5回）） • 「政策評価に関する有識者会議（30年1月31日）」議事要旨・資料等（30年1月31日） <https://www.fsa.go.jp/seisaku/gijiyousi/20180131.html>
	【測定指標④】 • 金融研究センターウェブサイト「平成29年度ディスカッションペーパー」 (https://www.fsa.go.jp/frtc/seika/seika.html) 【測定指標⑤】 • 金融研究センターウェブサイト「金曜ランチョン」 (https://www.fsa.go.jp/frtc/kenkyu/luncheon.html)

担当部局名	<p>総務企画局 政策課、政策課広報室、政策課研究開発室、総務課、総務課開発研修室、総務課情報化統括室、企画課 検査局 総務課、企画審査課 監督局 総務課</p>
-------	---

政策評価実施時期	30年6月
----------	-------

平成 29 年度 実績評価書

金融庁 29(金融庁の行政運営・組織の改革－2)

施策名	検査・監督の見直し
施策の概要	<p>金融を巡る環境の変化やそれに伴う優先課題の変化を踏まえ、金融行政の目標を達成するために必要な、新しい検査・監督の考え方や進め方等について整理していく。</p>
達成すべき目標	<p>金融を巡る環境の変化やそれに伴う優先課題の変化を踏まえ、金融行政の目標を達成するため、検査・監督のあり方を見直すこと</p>
目標設定の考え方・根拠	<p>金融庁は、不良債権処理や利用者保護上の問題の解消といった発足当初の優先課題に対応するため、個別の資産査定や法令等遵守状況の事後的なチェックを中心とした検査・監督手法を確立した。しかし、金融行政にとっての環境や優先課題が変わる中で、従前の手法では金融行政の目標は十分に達成できなくなってきた。</p> <p>金融を取り巻く環境変化に適切に対応し、金融行政の目標を実現するため、金融行政の視野を「形式から実質へ」（最低基準（ミニマム・スタンダード）が形式的に守られているかではなく、実質的に良質な金融サービスの提供やリスク管理等ができるか（ベスト・プラクティス））、「過去から未来へ」（過去の一時点の健全性の確認ではなく、将来に向けた健全性が確保されているか）、「部分から全体へ」（特定の個別問題への対応に集中するのではなく、真に重要な問題への対応ができるか）と広げていくことが重要である。</p> <p>こうした新しい検査・監督の基本的な考え方と進め方等について整理・公表するとともに、必要な改革を計画的・組織的に進めていくことが必要である。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29事務年度 金融行政方針（29年11月10日） ・「金融モニタリング有識者会議報告書－検査・監督改革の方向と課題－」（29年3月17日）

測定指標		
指標①	金融モニタリング有識者会議における提言を踏まえた、新しい検査・監督のあり方についての、金融庁としての具体的な考え方と進め方の作成・公表や、個別の分野についての金融機関との対話の材料の提供の進捗状況	【達成】
29 年度目標	新しい考え方による検査・監督の見直し	

29年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・金融モニタリング有識者会議が29年3月に公表した報告書「検査・監督改革の方向と課題」を踏まえ、金融行政の究極的な目標の達成により効果的に寄与できる新しい検査・監督を実現するために、基本的な考え方と進め方を整理した「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）（案）」を公表（29年12月）し、パブリックコメントを実施しました（30年2月まで）。 ・意見募集期間中、直接、意見を聴取するため、全国11の財務（支）局単位で、全ての預金取扱金融機関、これらの監査法人及び財務局職員との対話会を実施し（のべ60回開催、各回20～30人規模）、主な意見を公表しました（30年3月）。 ・個別の分野についても、対話会や個別のヒアリングの場で伺った金融機関の取組事例を取りまとめ、公表しました（30年3月）。
--------	--

評価結果	
目標達成度合いの測定結果	<p>A（目標達成）</p> <p>【判断根拠】 金融モニタリング有識者会議が29年3月に公表した報告書「検査・監督改革の方向と課題」を踏まえ、金融行政の究極的な目標の達成により効果的に寄与できる新しい検査・監督を実現するために、基本的な考え方と進め方を整理した「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）（案）」を公表（29年12月）し、パブリックコメントを実施しました（30年2月まで）。</p> <p>意見募集期間中、直接、意見を聴取するため、全国11の財務（支）局単位で、全ての預金取扱金融機関、これらの監査法人及び財務局職員との対話会を実施し、（のべ60回開催、各回20～30人規模）主な意見を公表しました（30年3月）。</p> <p>個別の分野についても、対話会や個別のヒアリングの場で伺った金融機関の取組事例を取りまとめ、公表しました（30年3月）。（測定指標①）</p> <p>以上の取組により、測定指標を達成することができたことから、「A」としました。</p>
施策の分析	<p>【必要性】 金融を巡る環境やそれに伴う優先課題が変化する中で、金融行政の目標を達成するために新しい検査・監督の考え方や進め方等について整理していくことが必要であると考えています。</p> <p>【有効性】 基本的な考え方と進め方を整理した「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）（案）」の意見募集を実施するとともに、各地で対話会を実施しました。意見募集や対話会への反応から、本施策は有効な取組であったと考えています。</p>

	<p>【効率性】 有効性は高かったと考えられるものの、全国 11 の財務（支）局単位で 60 回もの対話会をすることは、人手が限られている中多大な労力を要し、効率性において改善する余地はあったと考えています。</p> <p>そのため、ビデオの作成や開催方法の再検討等、効率的な取組を行っていきたいと考えています。</p>
今後の課題・次期目標等への反映の方向性	<p>【今後の課題】 新しい検査・監督の考え方や進め方等について整理していくため、更なる取組を進めていきます。</p> <p>【施策】 新しい検査・監督の考え方や進め方等について整理していくため、更なる取組を進めていきます。</p> <p>【測定指標】 ① 個別の分野についても、金融機関等との対話や有識者へのヒアリングを踏まえ分野別の「考え方と進め方」を公表していきます。</p>

主な事務事業の取組内容・評価	
<p>① 検査・監督手法の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融モニタリング有識者会議が 29 年 3 月に公表した報告書「検査・監督改革の方向と課題」を踏まえ、金融行政の究極的な目標の達成により効果的に寄与できる新しい検査・監督を実現するために、基本的な考え方と進め方を整理した「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）（案）」を公表（29 年 12 月）し、パブリックコメントを実施しました（30 年 2 月まで）。 意見募集期間中、直接、意見を聴取するため、全国 11 の財務（支）局単位で、全ての預金取扱金融機関、これらの監査法人及び財務局職員との対話会を実施し、（のべ 60 回開催、各回 20～30 人規模）主な意見を公表しました（30 年 3 月）。 個別の分野についても、対話会や個別のヒアリングの場で伺った金融機関の取組事例を取りまとめ、公表しました（30 年 3 月）。 <p>こうした取組は、新しい検査・監督の考え方や進め方等について整理し、金融行政の目標を達成するために効果があったと考えています。</p>	

施策の 予算額・執行額等	区分		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算				
		補正予算				
		繰 越 等				
		合 計				
	執行額（百万円）					

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議（30年6月22日）
------------------------	-------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none">・「金融モニタリング有識者会議報告書－検査・監督改革の方向と課題－」（29年3月17日）・「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」（案）（29年12月15日）・金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）（案）に関する対話について (https://www.fsa.go.jp/news/30/wp/dialogues.html)
----------------------------------	---

担当部局名	検査局 企画審査課
--------------	--------------

政策評価実施時期	平成30年6月
-----------------	---------

平成 29 年度 実績評価書

金融庁 29(金融庁の行政運営・組織の改革－3)

施策名	金融行政を担う人材育成等
施策の概要	人材育成や職場環境の改善等を通じ、金融庁の組織文化の変革に取り組む。
達成すべき目標	職員が真に「国民のため、国益のために働く」組織へと変革していく
目標設定の考え方・根拠	<p>金融を取り巻く環境が急激に変化する中において、金融システムの健全性を維持し、金融が企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生の増大に継続的に貢献していくためには、金融行政の質も不斷に向上させていく必要がある。そのため、金融庁を職員が真に「国民のため、国益のために働く」組織へと変革していく。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29事務年度 金融行政方針（29年11月10日）

測定指標	
指標①	〔主要〕 職員の評価の見直しの実施状況
29 年度目標	国益のためにチャレンジし、行動している職員が評価されるよう、評価のあり方等を見直す。
29 年度実績	金融庁職員が持つべき心構え（金融庁職員のあり方）を改訂し、人事評価や 360 度評価研修の評価項目に反映しました。
指標②	〔主要〕 職員の任用の見直しの実施状況
29 年度目標	各職階に求められる能力（コンピテンシー）を明確化し、それに基づく能力主義の任用を進める。
29 年度実績	管理職以上の職階に求められる能力（コンピテンシー）を定め、職員が目指すべき姿を明確化しました。今後は、これに基づく能力主義の任用に取り組んでいきます。
指標③	〔主要〕 内部人材の能力向上及び外部専門人材登用の実施状況
29 年度目標	専門家育成型の任用等による内部人材の能力向上に努めるとともに、外部専門人材の積極的な登用を図る。
29 年度実績	最先端の知見を有する外部専門人材を参与として登用するなど、外部専門人材を積極的に登用しました。 内部人材の能力向上については、専門家育成型の任用に向けた施策の検討を進めました。
指標④	〔主要〕 職員との将来のキャリアパスについての対話の実施状況

29年度目標	職員が自らの人材価値の向上を意識しながら日々の業務に取組、職業人(プロフェッショナル)としての成長につなげることを支援する。
29年度実績	昨年度に引き続き、職員のキャリアパスについての面談を実施しました。
指標⑤　【主要】職員のワークライフバランス推進の実施状況	【達成】
29年度目標	超過勤務の縮減及び業務の効率化を進める。
29年度実績	庁全体で超過勤務縮減の数値目標を設定し、業務の効率化等を通じた超過勤務の縮減を進めました。あわせて、リフレッシュ休暇取得の促進やテレワークの実施拡大等を通じ、ワークライフバランスの推進を図りました。今後は、超過勤務が慢性的に多い課室や職員について原因を確認し、個別の対策を講じることにより、一層の超過勤務の縮減を進めていきます。
指標⑥　【主要】多面的な評価の実施状況	【達成】
29年度目標	能力主義・成果主義を重視し、「頑張り、結果を出した人」が正当に評価されるよう、多面的な人事評価を行う。
29年度実績	能力主義・成果主義を重視するため、人事評価や360度評価研修の評価項目を改正しました。今後は、これに基づき、公正・公平な人事評価を行うための多面的な人事評価に取り組んでいきます。

評価結果	
目標達成度合い の測定結果	A（目標達成） 【判断根拠】 組織文化の変革のためには、まずは、職員の行動を変えていくことが重要であり、そのために必要な人事評価の見直し等、人事改革に向けた取組が着実に進展していることから、測定結果を「A」としました。
施策の分析	 【必要性】 金融を取り巻く環境が急激に変化する中において、金融システムの健全性を維持し、金融が企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生の増大に継続的に貢献していくためには、金融行政の質も不斷に向上させていく必要があります。こうした観点から、人材育成や職場環境の改善等を通じて、金融庁を職員が真に「国民のため、国益のために働く」組織へと変革していく必要があると考えています。 【効率性及び有効性】 諸施策について、できるものから順次実施に移したうえで、その実効性が確保されるよう不断に見直しを行うことで、効率的かつ有効な取組を進めています。
今後の課題・ 次期目標等への 反映の方向性	 【今後の課題】 組織文化の変革には相応の時間がかかることから、人材育成や職場環境の改善等に継続して取り組む必要があります。 【施策】 今年度検討した施策について、できるものから順次取り組

	<p>むともに、既に実施した施策について、不十分な点があれば改め、更なる改善につなげていきます。</p> <p>【測定指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> [指標①] 必要に応じて測定指標を見直します。 [指標②] 必要に応じて測定指標を見直します。 [指標③] 必要に応じて測定指標を見直します。 [指標④] 必要に応じて測定指標を見直します。 [指標⑤] 必要に応じて測定指標を見直します。 [指標⑥] 必要に応じて測定指標を見直します。
--	--

主な事務事業の取組内容・評価	
① 金融庁の組織文化（カルチャー）の変革	<p>1. 取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間企業等へのヒアリングを実施して知見を収集するとともに、職員との対話を通じて、組織文化の変革に向けた課題等を検討しました。 ・ 金融庁職員が持つべき心構え（金融庁職員のあり方）や、管理職以上の職階に求められる能力（コンピテンシー）を明確化したうえで、人事評価や 360 度評価研修の評価項目に反映しました。 ・ その他、測定指標の実績欄に記載のとおり、取組を実施しました。 <p>2. 評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記の取組は、組織文化を変革していくための端緒となる取組であり、今後、29 年度の取組の成果を来期以降の人事評価や人事異動において実践して職員に定着させていくことや、29 年度に分析した課題に対する取組を順次実行に移していく必要があると考えています。

施策の 予算額・執行額等	区分	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
	当初予算	—	—	—	—
	補正予算	—	—	—	—
	繰 越 等	—	—		
	合 計	—	—		
	執行額（百万円）	—	—		

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議（30 年 6 月 22 日）
-----------------	------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	—
---------------------------	---

担当部局名	総務企画局 総務課
-------	--------------

政策評価実施時期	平成 30 年 6 月
----------	-------------